

文學博士 辻善之助 著

訂修 皇室と日本精神

大日本出版株式會社



東京帝國大學文學部教授・帝國學士院會員
大日本年表・修訂日本文化史
・日本神代史之研究・日本神代史之研究
・地訂海外文藝史話・同祖時代
・大日本年表

GHQが発禁処分とし、焚書となり、辛うじて、
帝国図書館に残された、アーカイブを基に謄
写された、書物を修正してウェブ掲載しました。

神戸市須磨区緑が丘 タイナック・コーポレーション
代表者 中橋泰治 作成 <http://tainak.jp/>

PDFでは、倍率変更可能なので、拡大可です。
原本は保存状態が、悪く復元は難儀でした。

例言

一、本書は日本文化が、常にその中心に皇室を仰ぎ奉つて發達し來れる理根を述べ、その中心として立ち給へる御歴代天皇が皇徳嗣位の爲めに大なる御努力を積ませ給ひし御事蹟の一端を、若干の甚難又は御歴代に依つて説明せんことを試み、之に附けて日本精神の各時代を終ける御長の一統を概説したものである。

一、本書は元來御時隨所に於ける諸函等を蒐集して一目としたものである。其の申には國體の記述が重複したるものもある。

一、本書はさうに昭和十一年初版を發行してより以來、時閱久しくその影を遺してゐたが、近頃書肆より、その再版發行を求められたに依つて、問々事實の誤謬を訂し、字句の修正を試み、又圖に資料を増補して改題發行せしむることとした。

昭和十八年十二月

辻善之助

目次

例言	一
日本文化の發展とその中心	一
聖徳	三
一 心照御書宣	三
二 萬年御道誠	四
三 精神抄	五
四 元明天皇宣記	六
五 光明院宣記	七
六 神皇正統記	八
七 後醍醐天皇太子を滅せ給ふ御事	九

學博士辻善之助著

訂修 皇室と日本精神



大日本出版株式會社



著者略歴

東京帝國大學名譽教授・帝國學士院會員
東京學士

(著書) 大日本年表・新訂日本文化史

論・日本佛教史之研究・日本佛教史之研究

寺廟論・地訂海外交通史話・日清時代

人物論

四言

一、本書は日本文化が、常にその中心に皇室を仰ぎ奉つて發展し來れる所以を述べ、その中心として立ち上るの御歴代文藝が皇國興隆の爲めに大なる御努力を積ませ給ひし御事蹟の一掃を、若干の箇所又は御歴代に依つて説明せんことを試み、之に附けて日本精神の各時代における消長の一掃を略論したものである。

一、本書は元來同時期所に於ける諸國等と對照して一目としたものである。爲めに中には同類書の記事が重複したものもある。

一、本書はさきに昭和十一年初版を發行してより以來、地味久しくその影を留してゐたが、近頃書籍も、その再版發行を求められたに依つて、同々事實の誤謬を訂し、字句の修正を試み、又新に資料を増補して改訂發行せしむることとした。

昭和十八年十二月

辻善之助

目次

例言	一
日本文化の發展とその中心	一
聖徳太子	一
一心御書寫	一
二 寬平御遺訓	一
三 藤原朝	一
四 花園天皇宸記	一
五 光厳院宸記	一
六 壽永朝	一
七 後醍醐天皇太子を誅め給ふ御遺訓	一

本文化と融合することに欲望であることとせず、むしろ外国文化を採り、これを咀嚼し、これを消化するといふことが我が國文化の一つの神髄である。これは我が國の歴史が優美であることを示し、包摂力の大きなることを示す所以である。福澤翁例ではあるが、アイヌと較べると、アイヌも今は石器時代には既にやうに一體にこの土地に居た。然るにアイヌは優秀な文明と受入れることができないので劣等民族となり、大和民族はこれを適當に吸收して今日の發展を見た。これが大和民族の偉いところであると思ふ。勿論日本文化の發達には多くの歸化民族が寄つて居る、それらの寄つた方が大いに寄つて居ることであらう。然し尤もそれらの外来民族を輸入してこれを同化し、これを融合するところに、また大和民族の長と認めなければならぬと思ふのである。

かやうにして我が國は、儒教の文明でも、印度の佛敎でも輸入し、また西洋のキリスト教でも、鐵道に、體合に攝取し、消化して、新しい生命と賦與して居るのである。その例を取つてみると、先づ文字である。日本には元來文字といふものは無かつたので、支那から漢字を輸入してこれを使つたが、暫くにして漢字を授ふことに漸く熟して來ると、直ぐに日本の文字、即ち片假名及び平假名と發用して居る。この假名の發明は、日本人が外國の文化と

咀嚼し消化する方が強いことを證明するものである。これを證明に就くると、朝鮮には漢文があるが、漢文の發明は舊か年代が傳つて、李氏の世第二十八年、即ち我が國の室町時代の初め、後花園天皇文安三年に發明せられたものである。これに較べると、日本の假名の發明は非常に早く、凡そ七八百年も古いのである。但し平安時代の初め頃に發明せられて居るのである。尤も朝鮮には漢文より更に、史記といふものがあつて、漢文の根本は史記にあるのである。この史記は我が國天皇より神代天皇の頃に書かれたものである。これは漢字の音讀及び訓と借つて漢文の體に輸入し、日本の發行者のやうにつけるもので、日本のクマニに書けるものである。然し史記と漢文との關係は、日本の萬葉集と音讀假名との關係のやうなものである。然しながら朝鮮に於ては史記ができてから漢文ができるまで非常に長い年月を要して居る。即ち凡そ七百年を隔てて居るのである。然るに日本ではその間が極めて短く、漢字使用後直ぐに假字ができて居る。故に假名の發達は漢文に較べて尙早いといはなければならぬ。

又書體について見ても、或は朝鮮邊から或は渤海から或は支那からと輸入して、平安時代の末頃に、日本獨特の書體即ち和漢・今體といふやうな書體ができて居る。和漢は今

でも佛敎の書體で居るが、我が國が獨りも佛敎を輸入して居るが、できた當時には非常に新しいもので、その時の新體詩であつたのである。その和漢と初め、色々の書體を輸入したのは何かも出たかと言へば、元は佛敎の書體から來たのであつて、それから色々の書體ができたのである。

その和漢書體と佛敎のやうなものも、室町時代に創られたのであるが、その元は印度の佛敎と、支那の宋時代の書體から採つたものといふことになつて居る。かくの如く印度及び支那の色々の方面から色々の書體を輸入して日本獨特のものにして居る。又三味線の如きも、歌から輸入したといはれて居るが、恐らくは之は琉球を經て支那から來たものと思はれる。この佛敎が室町時代の末に日本に入つて來て後、日本の書體が非常に發達した。我が國近世の書體の支なるものは三味線によつて發達して居るもので、これをどうも矢張り外國から來た佛敎と日本で大いに利用して佛敎の書體と發達せしめた例である。

また法律・制度を見ても、日本は支那から色々のものを輸入して居るが、皆これよく消化して、更に新しい色々のつけて利用して居る。その和漢書體といふやうなものは極めて或く或くなく、皆印度・支那の方面から日本に

輸入せられて日本風になり、日本獨特の發達を遂げて居る。かやうと譯で何かも外國から輸入しては、よく之を咀嚼し消化し日本化して、自分の血統にしてしまつて居るのである。之が日本文明の特徴とも謂ふべきものである。

それ等の外國から入つて來た文明と吸收し貯蓄して居るのみならず、尙ほ或る場合には之を本國本元の支那の方に追隨出した例もある。一例をあげれば、平安時代の中期に、支那には無くもなつて唐文佛敎の流行が、却つて日本に存して居つたので、由ふから傳つて來れと頼みに來たことがある。その佛敎種類で支那には早く無くもなつて、日本に傳つて居つたものも限分深いある。奈良の正倉院に參ると、天平時代の寶物が數千點保存せられて居る。これは佛敎式天皇の御成ひになつて居つた品物で、御成ひその關係をせられて居るので、世界に傳る寶庫と言はれて居る。この外法隆寺などに打つて見ても、極めて貴重な寶物が澤山保存せられて居るが、その法隆寺の圓蓋とたゞねると遠くギリシヤ百までも關係があつて、ギリシヤ藝術の影響を受けて居るものが紛からずあるのである。

更にこれと支那界について見ると、我が國には支那から、佛敎と物として多くの思想が入つて來た。それが我が國へ來ると佛敎様子が傳つて日本風になつてしまひ、日本の國體に

よく自よやち化なる。然も何れの本邦主義に關するからるものである。

朱子學の如きも、日本へ入つて来たのは恐らく鎌倉時代の中期であらうと思はれるが、その頃以前では、その説は實地に關し實用に疎いものである。従らに高橋左近を立てるものである、といふやうな忠告があつた。その事は既に見ざるべき天皇の書かれた御日記に、後醍醐天皇が朱子學を講せしめられたことをお聞きになつて、之を批評せられた御言葉の中に、朱子學に對する本懐を書いて置かれる。然るにこの朱子學は、その後には大いに發達して其の反對の現象を呈した。先は實用に疎いといはれたものが、却つて大いに發達して實用に廣ふやうになり、國家主義に關化し、江戸時代には山崎闇斎の學說の如き、殊に日本的色彩を持つたものである。

また蘭學の如きも、江戸時代の初めには餘り著ばれず、寛政書山(この書山といふのはシゲヤマといふ姓で、彼ではないが、今は普通の呼び方に従つて無澤書山と呼ぶ)が幕府から排斥せられたのも、やはり蘭學の成りてあつたのである。寛政書山を尊用した徳川政府の日記を見ても、幕府の者中から先は蘭學を尊んで居るといふので、受けがよくない

日本文化の發展とその中心

子學の如く新國軍天下と置くことが比較的少い。然るに幕末の勤王家の中に蘭學者が少からず現はれて居るところを見ると、蘭學もまた國家的になつて来て、頗る日本的色彩を帯びたのである。

次に印度の思想について見ても同じやうなことがいへる。印度の思想は佛教によつて日本へ入つた。これは平等無差別を主義とするものである。然るにこの佛教が日本に来て、更に大いに國家的色彩を帯びた。さうして年代を廻る間に今く日本佛教と化せられてしまつたのである。支那に於ては東漢の明帝の時に佛敎が輸入せられたが、それが支那人の間に信ぜられたのは二世紀を隔つた晋の世にあるのである。日本に於ては輸入後何もなく、徳太子が早く佛敎の経書と著はされ、今く佛敎を消化せられて、奈良時代にはひろく民間に傳へられた。國家の基礎に用ひられた。平安時代になつては、更に特別の發展を遂げて、天台及び真言の如きは、支那に於ける天台・真言とは別なものとなり、日本の特色を帯びて著しく國家主義を標榜して居る。即ち國家主義といふ事を主張して居る。鎌倉時代に興つた日本の佛敎は、何れも純に國家主義を現はして居る。浄土宗でも、真宗でも、或はまた禪宗でも皆さうである。殊に日蓮宗の如きは、日本に發達した佛敎宗派の中でも特に國家的色彩の鮮明な

ものである。是に於つて佛敎は全然日本に同化せられたといつても宜しいのである。

かやうにして、あらゆる外國の文化は總べて我が國の文化の中に融和せられ、海外より輸入した一切の事物は皆我が國體に適合すべく、同化せられたのである。これが我が國の文化の特質の一つである。然るにいふところの國體、即ち佛敎すれば我が國體の根本主義の下に總べての文化は融和せられて、國體の發展を助けられたのであるが、この文化の發展は何れによつてきたかといへば、いふまでもなく我々國民の努力によつてきたものである。國民が第一體となつて、その活動と奮闘して来たからである。而してその活動の中心、即ち文化發展の中心といふものは何處にあつたかといへば、それは即ち我が皇室にましますのである。皇室を中心として總べての國民がこれと對して第一體となつて活動した結果、今日の文化の發展ができたのである。學問・藝術・教育・宗教等あらゆる文化事業は、すべて皇室を中心としてその發展の基盤の下に發展した事は著しい事實である。

史つづみについて見ると、列傳の御學問に關する御事蹟は甚だ多く、一々細に申述べることはできないが、御世代の御製の数集・詩集又は御著作の書籍の今日に傳はるもののみを以てするも、夥しい數に上つて居る。御製の数にあつては、神武天皇を初め奉り、御世代何れ

日本文化の發展とその中心

ち之を著したるはごさなく、「萬葉集」以来歌集に枚められてあるもののみでも數萬を數へるであらう。聖德天皇の御代は、「古今和歌集」の始原あり、爾本利能初ついでその例を述びたす以、以て二十一代集と重ねられた。

傳説にあつては、皇文天皇を初めとし奉つて、文武天皇・孝德天皇・平城天皇・嵯峨天皇・淳和天皇・仁明天皇・宇多天皇・醍醐天皇・村上天皇・一條天皇・後一條天皇・後朱雀天皇・後冷泉天皇・應仁天皇・白河天皇・崇徳天皇・高倉天皇・土御門天皇・朝徳天皇・後鳥羽天皇・後深草天皇・龜山天皇・後宇多天皇・伏見天皇・花園天皇・後花園天皇・後醍醐天皇・後光厳天皇・後光明天皇・崇光天皇・光厳天皇・大正天皇の御三十五代の天皇は、その御製を傳へられて居る。嵯峨天皇は殊に新造の遺言にまします。天皇の御代は、我が國漢文學史上を盛の時代であり、「萬葉集」「古事類聚」「古事類聚」等の詩集が勅撰せられ、和歌に於ける勅撰集の先驅を成した。

次に御世代の御著作の今日に知られて居るものは、嵯峨天皇皇極大正天皇に承るまで御五十六代の御方々にましますし、御著作の數は三百十餘部に及んで居る。その種類は、御日記、御訓、有職故實、古詩の研究等各方面に亘る。

院廟の原に依つて、その遺蹟を平し、それぞれ其の時代特殊の形相と呈して居る。古く來
其時代に於ては、神代天皇并に應神太子の方に依つて、佛敎美術の神と稱へ、天智時代に
は聖武天皇を中心にして、一統佛敎の復興を期ししものあり、東大寺はいふに及ばず、
その統制の畫像に近く存せる寺院の佛像の類、或は正倉院御物の類、その製作の優美、
匠の思慮、まさりて驚嘆に値する。この後、刑部が佛敎に於て聖かなる意味を有したまひ、
また佛敎家に對して佛敎復興の事を語したまひし事蹟は、其在一々述へ置かざるべしこと
である。

御歴代の中に於て、聖しく佛敎の徒と結ばしめたまひし御方は、凡そ御二十五
代を數へ奉る。即ち平城天皇・宇多天皇・冷泉天皇・花園天皇・一條天皇・堀河天皇・鳥羽天皇・
後白河天皇・高倉天皇・後鳥羽天皇・土御門天皇・朝治天皇・後醍醐天皇・後深草天皇・後
宇多天皇・伏見天皇・其間天皇・後花園天皇・徳仁天皇・建武天皇・後水尾天皇・明正
天皇・後光明天皇・靈元天皇・應永天皇の御代にまします。其間天皇の昔に關する繪圖
は伏見宮に藏せられ、後花園天皇の書きたまひし「こととはら神皇」と稱する繪物は京都御
所

神代天皇の御代とその中心

神代天皇の御代とその中心

所東山御文庫にあり、靈元天皇の孔子像も亦東山御文庫に藏せられてある。

佛敎に於ては、佛敎の之に對してたまひしことは誠に御天皇の慈らしむる所、御歴代何れも
君と尊くせられざるはなしと申すべしである、中についで、醍醐天皇がその道の學者にまじ
ましたことは、今更申すまでもなく、宇多天皇の豫成して佛敎にまします、醍醐天皇の御
勅とも申すべく佛敎の盛んなる、聖武天皇の御勅、後宇多天皇の御勅にして弘法大師の
善風に隨順したまへる、何れも人神の統とも申すべしである。伏見天皇は和漢の筆法に通
じたまひ、皇子尊賢親王はその系統を承け、ついで更に新皇と認め、後の御家統の基を固か
れ、その善風は數百年の長きに亘つて今に傳はつて居る。次に花園天皇が國運にして、南も
國運なる、後醍醐天皇が南越にして約款なるは、何れも御氣象の現はれたるを稱することが
できる。後花園天皇が假名體の抄と作たまへる、後奈良天皇の御代にして佛敎の風を具へたまへる、
後光明天皇の御代にして佛敎の風を具へたまへる、後水尾天皇の御代にして佛敎の風を具へたまへる、
靈元天皇が御代にして佛敎にまします、中御門天皇の御代にして佛敎の風を具へたまへる、
後深草天皇の御代にして佛敎にましますなど、御歴代の善風に傳はれましたことは、實に皇代に奉
ざるものがある。

中にも今稱せられたまひ、「佛敎秘抄」などの御著作がある。花園天皇も亦御世その頃の如
に通じたまひ、聖しく佛敎を以て聖徳を寓したまひしものが今に傳へられてある。後深草天
皇も亦皇・學などに秀でたまひ、後醍醐天皇は佛敎を尊くしたまひ、聖しく佛敎を以て記し
たまへる佛敎の寸法畫が保存せられてある。尤も天皇が佛敎に長じたまひしことは、御子な
れさせたまひし御勅が數多く京都御東山御文庫に藏せられてあるによつても知られる。そ
の頃、後深草山が京都在位の時、ある夜月明に輝いて、佛敎復興と實成再建とを期し、佛敎
の東門より入りて南門の裏に出た、時に當佛囀吟人の耳を驚び、その言は石に佛所の覺御殿
邊より流れるもの如くであつた。東山御子神の言を拜て、佛敎に次句を附けんことを求
めた。その言は「上皇御佛敎、社寺、承前内外并建」といふのであつた。佛敎が次の言を奉
ずる時に、更にまた道の言が附きた。東山御子神を拜て、佛敎の之に附けるまでもなく、佛
を續けた。曰く「何人今夜廣佛敎、一由寛容佛敎」と、佛敎の南門の請、佛の光輝ゆる
中に、西風が柱の香をばつて来る。今在佛御殿に於ては、何人が「佛敎復興の由を奉りて、
佛上に御安と認めまつて居るのであらうか」といふやうな意味と呈はれる。この一語の佛敎
の言、まなほて後深草天皇の昔に於ける佛敎の盛んにましますことと反映する一語語
であらうと思ふ。

宗教界について見ると、佛敎の隆盛以後凡そ千餘年に及び、その間九十六代の御代に亘
つて、何れも多少佛敎に御關係の無い御方はない。宗教は固より帝王の外護に依つて弘まる
ものではあるが、我が國の如く、皇室と佛敎との關係の密接なるは他にその例と見ざるもの
である。御歴代の中には、法皇として御降臨の上、佛門に御氣せられて、親正政を圖たまひ
し例も少なくない。また法名と御稱へになつた方は、應仁天皇の御勅と認め奉り、靈元天皇の
御勅に至るまで、凡そ御三十代と數へ奉る。その間に佛敎の厚薄もあるが、何れも健全な
る御信仰を尊し給ひ、寺院の建立、道場・寫經・佛經の譯述、法會・齋戒等に依つて國法を
善導し佛敎の復興を圖り、人運の幸福と運め、國家の安寧を祈り、又御自身にも佛敎の實に
資せられたことが多い。

さて佛敎隆盛の當初より、その善風時代に於て之を保護しその發育を圖られたのは、全く
皇室の方に依つたのである。神代御世、物部理麻呂の率佛佛の争に當り、常に佛敎と保護し
て、物部氏の佛敎に對抗したまひしは後深草皇子即ち後の用明天皇及び聖德太子天皇御世も亦古
天皇にましますものである。その後深草太子の出でたまふに及び、佛敎復興に一段と對し、之

宗教界については、神教の流布以後凡そ千四百年に及び、その間九十六代の御代に亘つて、何れも多少神教に御神体の無い御方はない。宗教は因より守王の外護に依つて弘まるものであるが、我が國の如く、皇室と神教との御神体の密接なるは他にその例を見ざるものである。御代の中には、法皇として御祭儀の上、御門に御臨幸せられて、朝廷政を輔たまひし例も少なくない。また法皇と御神へになつた方は、聖武天皇の御臨幸と初め奉り、聖武天皇の御臨幸に至るまで、凡そ御三十代と数へ奉る。その間に御祭儀の厚薄もあるが、何れも健全なる御神位を御し給ひ、寺院の建立・造営・寫經・佛經の講説・法會・祈禱等に依つて國民を善導し精神的教育を興り、人國の幸福と進め、國家の安寧と成す、又御自身にも聖徳加護に資せられたことが多い。

さて御祭儀の御神位も、その盛衰時代に於て之を無難しその御神位を譲られたのは、全く皇室の方に依つたのである。御祭儀・物部兩氏の奉養御神の事に當り、常に神教を保護して、物部氏の御神位に對抗したまひしは法皇皇子御神位の用明天皇及び聖德太子御神位も御神位に上りましたのである。その後聖德太子の御神位に一段と對し、立

日本文化の發展とその中心

一六

日本文化の發展とその中心

一六

に依つて日本文化の水準を高めた。聖德太子の御出世は、神教の日本化の爲めには最も重要な事であつた。太子が早く神教を研究し、よく之を明察し、之を消化し、之を御自分のものとして宣傳せられたが爲め、神教は日本國民精神と融合し、日本人自らがよく之を懐ふことを得たのである。ついで奈良時代に至り、聖武天皇の御代には、神教の隆昌は實にその光の爲め、大なる神教を興へた。既にしてその勢の圓まる所、神教の隆昌に於て等と稱すに堪へず、諸國寺塔の建立多かりしが中に、東大寺の建立と國分寺の創設は、國民文化の發達の爲め、大なる神教を興へた。既にしてその勢の圓まる所、神教の隆昌に於て等と稱すに堪へず。聖武天皇乃ち大嘗祭を以て、不安遷葬の事を起したまひ、東宮の事を創めて、奈良に於ける神教文化の發達を清めたまひ、養老を御用して神皇正統記を起さしめ、之が爲めに天台宗の御神位を許したまひ、ついで延暦天皇は聖德太子の遺業を繼承して、天台宗の隆昌に方て宣し、更に南海を助けて新當世眞言宗を御立せしめられ、之より兩宗並し興えて、日本文化の獨立に貢獻する度多く、皇朝界に潤と興へた。この後、平安時代を通じて密教各派の御神位を御出し、その御神位を生ずるに至つて、遂に新神教興起の境涯を促がした。皇室と新神教との關係については、律宗宗及び日蓮宗は初めは比較的その關係薄かつたが、室町時代に入つて、皇室とも多少皇室との關係を結ぶやうになつた。蓮宗は初より皇室の保護を受けた。

以上は神皇正統記・皇教神代卷の各御門に亘つて、皇室が常にその發展の中心にましますことを申したのである。之に依つて、すべての文化は我が國に傳へられ同化せられたのである。

抑て我が大日本帝國の國體は天照大神の神代を基として立てられて居る。この神代は古くから我が國民の理想として立てられて居るもので、その理想は奈良時代に編纂せられた「日本紀」の中に書き現はされて居る。その理想を實現するためには長い間の年所を經て、その間自ら成長あるを免れなかつた。即ち國體理想の實現の期にも有外國思想といふものが輸入せられ、その影響を受け、神代と神代の間で神代と神代の間で居る時がある。然しながらその根本主義といふものは、少しも變らぬ。

そこで日本歴史の大體に就いて見ると、國體理想の實現には三つの大きな段階がある。

日本の國の初めは於ては、皇室を中心として氏族制度を以て國を立てて居つた。即ち國體の精神は最もよく氏族制度に現はれて居る。國家を以て父子的の一大團結として、皇室を以てその大きな家族の家長と仰いで、皇室を中心にして、多くの氏族が其の屬にまゝして居る。血統團結で其の思想感情を有する民族が、同一祖先の觀念、即ち共同の氏神を有

日本文化の發展とその中心

一七

日本文化の發展とその中心

一七

つて居るといふ觀念で、皇室を中心にして神代に從事して居る事である。然るに年所を經る間に、その氏族制度に神代を生じ、社會組織の維持困難になり、政治の情勢に於ても、その形式を保つことにはざるに至つた。聖德太子乃ち出でてその改革の勢を起し、氏族制度の弊を矯め、皇室を中心として、國民全體を以て一大團結とし、中央に權力を集中して、國家の統一を興り、國民精神の歸趨を正された。その改革は、太子の御在位中には完成せらるるに至らず。中大兄皇子に依つてその理想は實現せられ、後に新日本の建設は成就し、大化改新は斷行せられ、やがて律令政治の組織が立てられた。これが第一の段階である。この革新は、國より國內の事情の然らしむるものがあつたのであるが、同時に亦外部から受け外來思想の影響の大なるものあるを認めなければならぬ。かくて氏族制度が潰れてしまひ、政治及び社會組織の上に著しい變化が起つた。然しながら、その變化はただ外形に止まつて、精神には影響を及ぼさなかつた。事物は變つたが本體は同じく、根本主義は依然として元の如くであつて、皇室を中心にして何等の變動なく、ただ形式を改めたに過ぎない。さうして百年ほどの間に、外來の思想と従来の氏族制度との調和もできて、日本風の新しい制度組織ができた。その氏、かばいといふ精神の中に外國人を採入れ、支那人でも朝鮮人でも、總べ

てわが國體の中心固化して、一皇室主義の中心國民を收束した。その新帝即位時代に於ては、朝廷の地方は神威を極め、中央集権の實大に集まり、國家統一の事業は着々進捗し、國力充實して皇威は宣揚せられた。既にして平安時代に入り、藤原氏の攝關政治起るに異んで、政權は藤原氏に収められ、門閥の弊甚だしく、皇室中心主義は漸く崩壊されるに至つた。この間、桓武氏の反抗雖も企てられたが、平安時代の末に至つて、政治の腐敗が極端に達し、遂に政權は公卿から武家に移つた。これが第二の段階である。

かくて土地經濟の権柄に軍事警察の權は、菅原源の手に歸し、朝廷の權力漸く衰ふるに至つた。後鳥羽上皇乃ちその憤慨を企て、討幕の舉を起し給ひ、遂に殺して承久の體となつたが、時未だ到らずして、御志の如くならなかつた。かやうにして政治の形式は變つたけれども、根本主義たる國體の精神は何如變る所なく、皇室中心主義は常に國民の心に植根し、やがて百年の長、建武中興となつて現はれた。然るに中興の政治も、土地經濟の腐敗その實しさを得ず、其めに失敗に歸し、再び武家政治の體となり、室町幕府が出現した。これより凡そ二百年の間、親戚相殺り、社寮の組織殆んど崩壊した。然しながら皇室中心主義は依然として動ずること無く、皇室は常に國民欽慕の中心、救済の的にましましたのである。やがて

徳田恒長を誦して豊臣秀吉に對つて、統一の業を成就した。秀吉の政治は徳田政治の形式を採つたのであるが、やがて徳田家康が將軍となるに及びて、再び武家政治の體となつた。家康は徳田朝廷を敬慕したが、徳田は之を抑へて土地兵馬の實權はすべて幕府に收めた。これは徳田代天皇を初め奉り、公卿の朝臣は之に對する反抗の念漸く衰へになり、徳田の思想は夙くより傾つて居た。然れども未だ表面に對するに承らなかつたが、やがて文藝復興の氣運大いに起り、國史國文の研究盛んになると共に、皇室中心の思想は盛んに燃え上り、徳田論は尤も勃興した。幕末に至つて幕府の財政窮乏と外交困難の刺激と相俟つて、幕府は傾壊し、王政復古の大業は成就し、明治維新の宣議は成立せられたのである。明治の初め、五箇條の御誓文によつて國體政治の基礎を定められ、次いで立憲政治を始め、議會は開かれることになつた。これが第三段階である。立憲政治は固く西洋思想を採入れたものであり、西洋思想の影響を受けたものであるけれども、國體の根本精神は依然として不變である。かやうに國體觀念の發達に種々の變遷はあつたけれども、その主義に於ては少しも變りはない。前も

長があつて、時には若い経緯を畫めて居る。例を擧げて言へば、近衛一伴の如きはその一例であり、また平安時代になつては藤原源賴が攝關天皇に對し奉つた聖慮の如きもその一例である。次いで平将門の亂の如きもやはりその例に入れるべきものである。是等は國家の上に極めて恐るべき事件であつた。然るに亦たも國體を傷けることなく、結局消滅つて地獄であるといふ如くに、一身國體觀念に對しかけた結果となつた。かやうな事件が屢と起つたにも拘らず、國體は損を付けなかつたといふことは、他面から言ふと、國體觀念が國民の間に深く植根して居つたといふ證據になる譯である。

近衛の事件、平将門の事件の如きは一面から見ると、支那の影響を受けたるものかも知れない。文徳の崩の末から五代にかけては亂風が熾き、其の末に於ては皇室が威上皇帝を奉じて自分勝手に皇位を立てたことも幾つもある。それ等が藤原氏に藤原上皇の御座と見せられたかと思ふ。また平将門の如きも、當時文徳に於ては革命事件が起つて居り、それ等の風俗を踏いて、あの亂を起したのではないかと思はれる。将門の用いた時代は、支那に於ては、唐が亡びて五代の代となり、梁・唐を逐つて唐となつて、それが丁度将門の時代に當つて居る。将門の亂の事を書いた「延門記」によつて見ると、将門は自ら將皇と稱して居つた。その弟將平が

之を誦めて、昔から忠に皇帝と稱して成功した例はない。天皇ばかりは別であるからやめたからからう」といつて止めた所が、将門はこれを斥けて、「何をいふか、今は力の世の中である。打撃さへすればそれが首になり得るのである。近く支那に於ても英丹の國は藩籬を打にして、遂に自分の國內に入れてしまつたことがある。故に方ある者がいつても皇位になれり」といつたといふ事が書いてある。これによれば、支那の革命の思想が將門に多少でも影響したことを示して居るものと思はれる。

さて、その後、藤原氏の内政が漸れて、武人が勢力を得るやうになり、朝野が武家政治を始めたが、この朝野が武家政治を始めたといふことに就いて、昔から多くの人が非難して居る。それらの論は、鎌倉幕府の後に足利幕府がでり、徳川幕府ができて、武家政治が六百年続いた。而してその始めは朝野であるから、朝野に非難があるといふのである。然しながら是はこの朝野に對する批評は頗る過激であると思へるのである。

朝野が始めた武家政治といふものは固くも徳田政治である。然しながら朝野はその制度の上から於て厚く皇室を尊崇し、固くまでも朝廷を崇敬した。若し大事件があれば皆朝廷に傾つて之を定めて居る。當時は院政時代で、上皇が政權を有つて居られる。故に大事件は皇室に

つて決すられて居る。相輔は武家政治を始めても、何れでも院政を仰いで、決して自ら
にやつたといふことはない。のみならず、平家時代の末に國家が衰へ、院政の相輔が相輔
に就いて、人民の苦しんで居るところに相輔が立て、國家の解體を防ぎ、皇室を安全にし
つたといふことは非常な功績であつたのである。そこで北條義房の如き、「神皇正統記」に
て「相輔と稱へて居る」。

氏を保元、平治よりこのかたのみだりがはしきに、相輔といふ人もなく、幕時といふ者も
なからずしかば、日本國の人民如何なとままし、このいはれをよく知らぬ人は故もなく皇
威の衰へ武備の廢ちにつけると思へるはあやまきなり。

相輔が皇室に対して非常な厚い尊敬の念を持つて居たことは次に示す通りである。治
承四年に平重衡が奈良の大寺を焼いてしまつた。これは奈良の僧侶たちが東大寺に焼つて
居るといふので、之を燒却したのであるが、之によつて、聖武天皇の御時建てた三國一
の大伽藍が丸焼けになつてしまつたのである。その世に重衡が再建の念を起し、全國に

日本文化の復興とその中心

日本文化の復興とその中心

二四

進んで寺造を求め頼つて、永年かかつて造らせた。その時に院政が相輔に依頼の
手紙とやひの中、君の御助力でなければこの再建はできない、といふ語があつたのに対し
て、相輔の返書に、

聖訓消息之、君御助力ならずばと候は、則ち事にて候。然る、君宇其悉候事也、自今已
後も更に不可有候事也。

院政が重衡からよこしたその手紙に、君とあるのは國制のことをいふのか、否しとせなら、
の字は必れ多いことであるから、今後は一語もふことはならぬ、といつてやつた。相輔が
皇室に対する忠義の態度は、この一語によつても分るであらうと思ふ。

また元暦二年のことであるが、西國に平家任代として行つて居た相輔に送つた消息には、
平家方には安徳天皇が居られるゆゑ、天皇の御身の上は誰かが起さぬやうに、十分氣をづ
つるやうにといつてやつた。その手紙の一節に、

大方は帝王の御事、今に始めぬことなれども、本會はやまの宮島縣の因宮計奉らせて其
つきて先なき、平家又三條宮宮討奉て、か様にもせんとする事也……風々大やけの
御事、ことなうやうに少成せざるは、……

天子さまのことは今正でないけれども、本會御神が、今まの宮御も御恩は御王と島羽の因宮
を御奉つたため、その御が言つて御神は滅びた。平家もまた三條院政と共に其を御奉ら
れた三條宮宮島仁王を御奉つたため、いま現に目の前に見る如く、塔に滅びんとして居
る。さういふ御であるから、返す返す分け御奉り天子様のことは、十分に注意して御奉事にあ
らせられるやう願をせしなればならぬ、といふことを申し述べたのである。斯くの如く
相輔の奉につきて、相輔は忠實に院政を取つて居たのである。これを特門とか、或は

藤原氏の東國時代に足は合せれば、足半ばに過ぎるものがあらう。

また「平家物語」の法住守兼光の傳に、横田法皇が齊に召して御書讀なほらうといふ時、
武士が若々に矢を射かけた。その時に返つて居た者が「これは院にてわたらせ給ふぞ、恐
むるな」と申したところが、武士たちは馬から降りて、提まつたといふことが書いてある。

また同じく、「平家物語」の中に、後鳥羽天皇が、お給に召して池に籠を懸けて居られる。戰
争最中であるから主上とは知らず、武士たちが矢を射た時に、ついで居た部下が「これは主
上にてわたらせ給ふぞ、恐むるな」と申したところが、武士たちが馬から降りて提まつた
といふ。主上と聞かば、御座武士の意くれものも平伏してかしくまつたといふことは、國體

日本文化の復興とその中心

二五

觀念が鋭く打ち控つて居たことを見るに堪るべきものである。

その後鎌倉時代に於ける承久の變の如き諷刺に苦しい事件であつたが、而もその主要人物
である北條時宗の如きで、その頃の中には國體觀念が著しく染み込んで居つたといふこと
と見るべき事實がある。承久の變の時時宗が軍を率へて西上したが、途中から引返して來
て、又義時の間に參つた。時宗が「何の爲めに歸つて来たか」と尋ねた所が、時宗の申すに

は、「若し途中で、君の御政を輔しては院政御ましました時は如何致しませうか」と、時宗が
答へていふには、「その時には、君を殺いでただ命に従ふより外はない」と申したといふ。こ
れは「院政」に出で居る事であつて、かたより強かな材料である。これを見ると、北條時宗は一
方には、三上皇に御奉り奉るといふやうなことをしたけれども、尙ほその心の中ではか
やうな事を持つて居つた事が知られるのである。時宗の初めの内では、「君をあやめ奉るに
非ず、上に左様なことを勧め奉つた全御等を承らすのである」といふことを申し居つたと
いふ。これ等を以て見ても、國體觀念は當時大に盛んで居つたことが分る。

さて、鎌倉時代には皇室は女院寺院と持明院統とに分れて、その結果古野時代凡そ六十年
の院政が續いた。これは是はしいことではあるけれども、これも國體觀念を漸く主上は一つ

の試練となることができた。例えればこれによつて國體觀念を固めるために、良い手本が
種された。殊に北島野原の如きは一身を以て朝廷の存否となり、吉野に於て東朝地方、伊勢、
九州、四國などを加護をつけて皇室と對抗し、一方に於ては「神皇正統記」を著して、吉野
朝の正統である所以を力説して居る。この時代に於て國體觀念の固まつたしるしとして、何
事でも天皇と事しなければ事が尤も難いといふことが國民の頭に染み込んで居る。故に足利
義氏の如きも持朝院統と事して謀を擧げた。尊氏もその初めはただ一機の要領員と敵對す
る考でやつたのである。が、それが騎虎の勢は朝廷に對抗しなければならなくなつてしまつ
た。後に尊氏はこれについて深く悔恨の念を起し、全く自分が事かつたといふことを後悔し
て、その難を謝し奉るといふ精神で、京都に天龍寺を建てるとか、また一經を寫すとか、
その種種々なことをやつて居る。

室町時代は教養の引續きで、戰國時代に及び、皇室の御經濟は困難を極めて、式微の極に
達せられた。然しながら、皇室は依然として國民文化の中樞に立ち絶は、その核心であら
された。戰國亂離の際諸國英傑金無量の如く起り、互に攻伐と事とし隣境を侵略してその勢
力を争うた、その究極の目的は、多くは、皇と皇統に構へ、天皇を奉じて諸國に號令する事

觀念が廣く行つたので居つたことを見るに足るべきものである。

その後鎌倉時代に於ける承久の變の如き誠に苦しい事件であつたが、固もその主要人物
である北條時宗の如きでさへ、その頭の中には國體觀念が著しく染み込んで居つたといふこ
とを見るべき事實がある。承久の變の時時宗が軍を率へて西上したが、途中から引返して來
て、父義時の國に參つた。時宗が「何の爲めに歸つて來たか」と尋ねた所が、時宗の申すに
は、「若し承久で、御の御敵と闘つては、皇統は御守りました時は如何致しませうか」と。時宗が

「へていふには、この時には、皇を戦いでたが命に違ふとも外はない」と申したといふ。こ
れは「時宗」に出で居る事であつて、かなり雄かな材料である。これを見ると、北條時宗は一
方には、三上皇に御事を進め奉るといふやうなことをしたけれども、尚ほその心の中ではか
やうな考を持つて居つた事が知られるのである。「義時の御心の心では、」と云ふことを申して居つたこ
と、上に述べたことを始め居つた事等を述べたのである。と云ふことを申して居つたこと

を分る。

さて、鎌倉時代には皇室は大連寺統と持朝院統とに分れて、その結果吉野時代を六十年

の紛争が起つた。これは益はしいことではあるけれども、これも國體觀念を固く上には一

の試練となることができた。例えればこれによつて國體觀念を固めるために、良い手本が
種された。殊に北島野原の如きは一身を以て朝廷の存否となり、吉野に於て東朝地方、伊勢、
九州、四國などを加護をつけて皇室と對抗し、一方に於ては「神皇正統記」を著して、吉野
朝の正統である所以を力説して居る。この時代に於て國體觀念の固まつたしるしとして、何
事でも天皇と事しなければ事が尤も難いといふことが國民の頭に染み込んで居る。故に足利
義氏の如きも持朝院統と事して謀を擧げた。尊氏もその初めはただ一機の要領員と敵對す
る考でやつたのである。が、それが騎虎の勢は朝廷に對抗しなければならなくなつてしまつ
た。後に尊氏はこれについて深く悔恨の念を起し、全く自分が事かつたといふことを後悔し
て、その難を謝し奉るといふ精神で、京都に天龍寺を建てるとか、また一經を寫すとか、
その種種々なことをやつて居る。

室町時代は教養の引續きで、戰國時代に及び、皇室の御經濟は困難を極めて、式微の極に
達せられた。然しながら、皇室は依然として國民文化の中樞に立ち絶は、その核心であら
された。戰國亂離の際諸國英傑金無量の如く起り、互に攻伐と事とし隣境を侵略してその勢
力を争うた、その究極の目的は、多くは、皇と皇統に構へ、天皇を奉じて諸國に號令する事

を以て理想としたのである。然れども互に牽制し縛りより御へ彼より論ら、在りて是れも亦
妨げなので、各地方で戦争が起り、その志を遂げぬものが多かつたのである。天皇と事じな
ければ何事もできない、故に天皇と事しようといふのが彼等の理想であつた。かくの如く政
治的なる中に在つても、我が皇室は依然として國民信仰の中心に立たせられ、國家統一の
樞軸であらせられたのである。

その後鎌倉信長が出て、天下統一の項を待たず、世に吾古に至つてその統一の業が成就した
のである。吾古は殊に國體觀念の著しく進んだ人である。平康トトと居つて誰に依入臣を極め
たが、信長の遺業を繼ぎ、天正十年には山崎の合戦、十一年には越前ヶ嶽、十二年には小牧山
に戦ひ、更に十三年には長宗我部と討つて、隴平所は關東と九州であるが、その頃はもう天
下平定の見込みがついてゐた。そこで十三年に關白になり、十四年には太政大臣に任じ、體
面の統を握つた。その時に、吾古は自分が権威より居つて、かくの如き使役になることが

できた君の御座の如き深く感じて、皇室の爲めに何かやあれかしと考へて、結果を増進

し、又西平野々のお慰みと種々考へるといふやうに、實に皇室の御爲めを固つて居た。

天正十四年に吉野院統の事と對峙して、十八年にできあがつた。そこで皇室の御統と稱し

我が皇軍の歴史に關することは、從來世間によく知られて居るやうであり、此中御歴代の聖徳については、その信仰すべき數々の御事蹟が説かれてあるが、多くはただ表象的に之を述べるばかりであつて、具體的事實に至つては、本宮には世間によく分つて居ないことが多いやうに思ふ。専門家の間には相當によく知られて居る事柄でも、世間にはあまりひろく知られて居らぬことが、少からずある。況んやわれわれが史料編纂に従事して居る間に、新しい材料から発見した聖徳に關する事實の如くに至つては、まだまだ世間には知らぬ人が多いことと思ふ。

ここには御歴代の聖徳に關する御事蹟の中、その材料の豊富、御情にかかるとの若干を列挙して讀者の參考に供しようと思ふ。

聖徳錄

三三

心經御書寫

嵯峨天皇二十五年の弘仁九年に、疫病の大流行があつた。天皇愛しく宣稱と爲めて「般若心經」と御書寫あらせられ、空海として之を供養せしめ、以て祈禱をこめさせられた。「般若心經」は経の神と稱へ、文は的にして、義は豊かに、訓讀し、言解し、といはれる所のもので、これと念ずることによつて、災疫と離ふことができるといふ信仰より出たことである。大覺寺には嵯峨天皇御筆と傳ふる心經があり、心經堂に安置せられてある。御經は長さ八寸三分、幅一尺五寸五分あり、本文は十七字十八行ある。この本は「日本書紀」の缺けである所であるので、之について記録の上に物語と稱することはできない。然しながら、少くともこの傳説は、後の代の先例となつて、幾代かの天皇によつて、流行せられ、傳説は傳説ながら、生々としてその力を有してゐたのである。

後醍醐天皇(尊嚴)の正應三年三月一日、その頃、飢饉疫病流行し、世間静かならざるによつて、御前を行はれ、讀經として「仁王經」を御讀せしめられた。同日二十六日、正

應と改元せられた。四月五日には、また讀經として「法華王經」を御讀して、飢饉疫病を祈願し、二十七日には、二十二日に臨時奉養位を發遣せられた。後醍醐天皇(尊嚴)は、同年五月二十二日、病に述べた大覺寺安置の「般若心經」を院中に迎へさせられ、之を御書寫せられた。讀經は願の爲め、之を敬き、後に病んで返納せられた。この「般若心經」は、敬愛あらたかにして、之を讀する人は、病を受けず、病死の者も即ち蘇生すといふ、とある。二十七日には、東寺一長者御僧正房朝を請じて、御書寫の「心經」供養を行はせられた。

伏見天皇(尊嚴)の正應二年、疫病流行するによつて、四月二十八日より七條日、南都の七条寺及び延慶寺に於て、僧十口をして「大般若經」を轉讀せしめられ、六月九日には、二十二日に奉養位を發遣せられ、また同日二十七日より始めて七條日、仁和寺阿闍梨入道二品性仁親王をして、乳香無後と宮中に檢せしめられた。その頃、天皇は親しく寫經と爲めて「般若心經」を御書寫し給ひ、十朝院前大僧正親王をして供養せしめ、之を祇園社に奉納せられた。これは弘仁正統の例によるといふのであるから、やはり大覺寺の「般若心經」御書寫の例による。

聖徳錄

三六

後光嚴院康安元年には、去年より以來、大疫流行し、先代本朝の事なり、五穀七葉、帝御御野、病死絶絶せず、一町の内、同日天亡の輩、或は四五人或は數人」といひ、「一部一粟計ふるに勝よべからざる歟、讀經また此の如し」といふ有様であつた。後光嚴院はいたく哀憐をなやませられ、弘仁九年の嵯峨天皇、五元元年の後醍醐天皇、正應二年の伏見天皇の高例に任せ、この年五月二十八日、大覺寺の「般若心經」を讀へ、取經を尋らし、一字三讀と爲て之を御書寫し給ひ、六月六日、東寺長者光濟をして之を供養せしめ、祇園社に奉納し、以て讀經と稱せられた。讀經の讀經は、讀經會読で、讀の音あり、表紙には念經と爲り、讀經三尊と書き、讀は金字にて記され、紙も亦寫經と爲めさせられた。「字々念々生面あり、字々念々の書に應せざらんや」とは、當時之を拜見した公家衆の日記に記する所である。今大覺寺心經堂に納められてある「後光嚴院寫經心經」は、恐らくこの時のものであらう。御經は長さ八寸八分、幅一尺六寸六分、讀經會読で、本文は十七字十九行あり、表紙に佛如三尊佛像と書き、讀經と書いてあるのは、右の記録に記した例と符合してゐる。後光嚴院は、貞治五年五月十五日にも、大覺寺の「般若心經」を讀へて、一字三讀を以て書寫運ばされた。讀の康安の時の例によつて、武家をして之を拜讀せしめられることとなつた。讀大

は誰も御前談に與らなかつた。又東宮を立てられて後、東宮二年を距すして、宇多天皇は讓位を御恩召されたので、漸かにこの事を遺傳に傳せられた。その時、道真の申すには、是の如きの大事は、自ら天の時があるものである、怨せにはできないが、又早まつてもならぬ。待つて或は意見の對事と上り、或は直言を上つて、御誨め申して、流ぐに仰せられれば申さかつた。これ又正論といふべきものである。今年になつて、天皇は必ず御讓位の志を奉すべし、と道真に仰せられた。今度は道真は何事も申さず、真事奉行して、七月のいよいよ御讓位を行はせられようといふ時になつて、東宮の議論があつて、殆んどその事を強引しようか、といふことになつた時に、道真は、大事は再び申さず、事留まらば發生せん、と申して御決断を促し、遂に、親軍として無間にし、石の轉ずるが如く轉すべからざらしめだ。廻じていけば、道真は宇多天皇に對する忠臣といはんよとは、御容の功徳と申すべからう。人の功は原るべからず、御容之を仰みたまへ、と仰せられた。

次の一條は桓武天皇の聖德に關すること、平安京遷都の時、藤原門を造られ、奉幸して御覽せられた。楮十高いかといふ御感で、五寸ばかり低くせよ、と仰せられ、俄また行幸あらせられて、御覽になり、工人を召して、高さを測じたか、と仰せられた。工人は命の牛々に減じましたと御答へ申した處が、天皇は、情しいことに御是五寸高かつた、と御覽されたので、工人は驚いて、地に伏して退息してしまつた。天皇は不審に思召したが、楮十あつて、工人は誕生して申していふ、實は高さを減じさせねでしたが、此事が御感なので、申す申したのでございませと恐れ入つた。天皇は別に御感も無く、その罪を宥された、といふ御話を記されたのである。

最後の一條は、普通の本にはないもので、「明文抄」に「御容御言御事」の中にも引附したもので、御感の逸文である。但しその中、「御就讓文」の一句は、「明文抄」は「就讓、又」とあるが、は「奉天天皇の「御太子遣」（金吾御事）」によつて訂正した。文意は、天子は歴史百事を博し、賜たまふこととはなくとも、何の遺徳とするかとはない。ただ「罪深淵美」を早く誦習せられるが宜しい。難治に就つて、先帝を哀しくすること勿れ、との御せである。「御書出遣」に、貞の太皇太后御五年に、親軍等が御を奉じて推したもので、五十巻あり、「周易」「内史」「詩」「左傳」「禮記」以下の御書を誦め、多くの矣・子の中より、治政の要に關する條を抄して翻明したのである。

三 祭 祕 抄

順德天皇は博學にわたらせられ、歌道についても有名な「八雲御抄」の御書があり、古來に傳はるもの中最も精緻とする所である。

「祭祕抄」も本天皇の著しく御書あらせられたもので、有職の道に於て特に有名なものである。本書は禁中の故實作法を記したまは、實所・實御師・實深殿・實賢職・御月御日の行事・臨時の大事・神事・儀事・諸御事・近習・遊人・殿上人・女房・御侍作・諸書・諸書等の文書・新撰・上御等、御新詔・御各社・御御事等の事に至るまで、故實情例を詳かに記され、宇多・醍醐・村上の「三代御記」「萬年御記」「皇極記」「中右記」以下平安時代の日記等多くの書と引證して、之を古今に貫し、詳かに得失を論ぜられてある。その當日は、實所以下九十二項に及つて居る。この御抄の事は、「光明院實記」「藤原實記」等の記録を初め、その他諸書にも見と、古來制度故實の圭規として、最も重んじられたもので、後水尾天皇の「會中奉行事」にも、この御抄と後醍醐天皇の「建武年中行事」とを説き解いて、末の社の勳業までも記されてある。

御抄の年代に就いては諸説あるが、和田英松博士の「皇室御説之研究」には、それ等の説を梳剔して、建保六年以後三箇年を経て完成せられたものといふ説が従ふべきに似たり、とある。但し順德天皇實年二十二歳より二十五歳に於ける御書である。御本は右に記す如く故實典據に關する事が多いのであるが、今は大凡その中の御到儀にかかる事項數條を掲げ奉る。

一 賢所

凡 於中作於、先神事、皇仙事、且嘉敬神之宜、無懈怠、白地、以神宮并
 內侍所、方不爲御時、万物隨、而米、必先食、桑、新、御、孔、女官、被、奉、成、如、
 內侍、奉、之、下、事、

二 御事次第

天子者、奉以王、於、其、務、是、則、佛、教、興、隆、也、但、例、佛、事、諸、寺、願、城、可、有、佛、
 沙、汝、其、土、自、御、行、可、在、敬、心、堀、川、院、御、方、事、若、具、言、二、則、御、供、養、佛、々、

心は風月談の名、故不見、文義、而個、風月、之、實、誠、尤、在、故、故、然、而、
知、字、之、義、不、知、是、故、先、勤、幼、學、於、風、月、及、志、學、年、著、尤、以、文、義、可、謂、先、
也、文、義、漸、覺、知、者、頗、耳、故、儒、教、之、大、綱、者、歟、此、言、大、意、出、論、語、文、是、志、
學、成、立、以、下、有、大、意、此、意、也、以、此、故、張、行、此、義、也、人、莫、謂、以、此、爲、先、風、
月、一、語、已、

又、是、は、終、日、大、飯、食、事、の、時、の、外、は、耕、作、と、同、き、心、を、文、義、に、用、ひ、ら、る、け、れ、ど、も、天、性、運、動、で、
その、道、に、進、む、こ、と、が、で、き、な、い、而、も、難、は、隨、分、勉、勵、し、て、漸、く、進、歩、と、知、る、や、う、に、は、な、つ、た、が、
先、天、賢、人、の、人、の、域、に、進、じ、な、い、是、れ、吾、が、生、産、の、途、も、道、徳、に、思、ふ、所、で、あ、る、然、し、運、動、の、性、
體、も、早、晩、に、は、違、ひ、こ、と、を、得、る、の、で、あ、る、か、ら、心、を、疲、害、に、用、ひ、て、研、習、の、功、を、積、ま、ん、と、
する、の、み、で、あ、る、慎、じ、ら、く、は、幼、年、の、時、に、勉、勵、が、足、ら、な、かつ、た、が、爲、め、に、幼、學、を、成、す、る、能、は、
づ、る、事、
ある、生、れ、て、未、だ、幼、學、の、時、に、進、む、て、吾、の、進、歩、吾、子、に、過、ふ、こ、と、の、で、き、な、い、の、は、ま、こと、に、
不、本、の、罪、で、あ、り、歟、い、て、も、餘、り、あ、る、事、で、あ、る、先、賢、の、事、蹟、を、見、る、毎、に、其、悲、せ、ぬ、こ、と、は、な、い、
その、時、の、苦、悶、と、見、ら、れ、ば、吾、私、欲、に、悔、は、れ、て、良、欲、と、善、へ、ぬ、も、の、は、な、い、爲、め、に、正、道、を、求、む、の、
は、此、に、あ、る、か、と、思、ふ、學、に、志、す、る、の、は、先、づ、多、欲、と、斷、た、ね、ば、な、ら、ぬ、聖、と、事、が、ば、その、流、

れ、は、日、も、斷、た、れ、る、わ、け、で、あ、る、萬、の、事、は、皆、こ、の、言、試、よ、り、出、る、の、で、あ、る、備、ひ、べ、き、こ、と、で、あ、
る、悲、せ、に、し、て、は、な、ら、ぬ、近、頃、親、王、に、親、王、御、子、光、院、の、學、問、御、務、方、を、勤、む、べ、き、由、の、御、沙、
汰、が、あ、つ、た、そ、し、て、其、御、院、に、お、の、事、を、宣、付、し、て、行、ふ、や、う、に、お、の、存、せ、が、あ、つ、た、(後、伏、見、上、座、の、
御、沙、汰、) 仍、つ、て、先、づ、幼、學、と、精、古、せ、ら、れ、る、や、う、に、と、申、し、て、お、い、た、幼、年、の、人、は、先、づ、幼、學、を、以、て、
學、問、御、務、方、を、勤、む、べ、き、で、あ、る、と、に、か、く、字、を、知、ら、ぬ、ば、御、院、の、文、も、讀、む、こ、と、は、で、き、な、い、か、
ら、親、王、御、沙、汰、の、文、學、の、事、と、行、ふ、や、う、に、し、た、の、で、あ、る、然、る、に、近、頃、の、人、は、花、鳥、風、月、の、文、學、と、
以、て、高、名、を、博、し、よ、う、な、ど、と、考、へ、て、居、る、故、に、文、の、義、理、を、考、へ、ず、し、て、た、だ、押、い、た、風、月、の、文、
字、の、み、に、留、ま、つ、て、居、る、儒、教、の、道、徳、の、も、と、は、甚、だ、あ、る、の、で、あ、る、然、し、平、を、知、る、爲、め、に、は、
この、道、徳、な、ど、の、花、鳥、風、月、の、文、字、に、し、く、も、の、は、な、い、故、に、先、づ、幼、學、の、も、と、に、は、志、を、勤、め、志、
學、の、年、(五、歳、) に、及、ん、で、は、文、義、を、以、て、先、に、す、る、や、う、に、す、べ、き、で、あ、る、文、義、を、漸、く、覺、る、や、う、
に、な、つ、た、な、ら、ば、次、に、は、儒、教、の、大、綱、を、教、ふ、べ、き、で、あ、り、う、この、事、の、體、意、は、一、論、語、に、も、あ、る、
こ、と、で、志、學、問、立、(三十、歳、) 以下、を、れ、ぞ、れ、の、大、意、を、立、て、あ、る、こ、と、で、あ、る、こ、れ、に、よ、つ、て、今、
王、の、爲、め、に、先、づ、幼、學、を、學、ぶ、や、う、に、し、た、の、で、あ、る、人、々、之、を、以、て、風、月、と、先、と、な、す、と、思、ふ、こ、
の、れ、

以上がこの一節の大意であるが、これによつて、花鳥風月の御沙汰の御沙汰、并に官學を貴
びたまひ、文字の末に拘はり仕舞のみを學とするのを却けられ、實は進んで吉の進歩を慕ひ
たまひ、當時の時勢の由つて来る所を察して、良欲を陳つべきことを諷められた事、が知られ
るのである。

元亨二年八月廿四日、己丑、陰、雨、如、昨、日、佛、像、采、色、並、新、讀、書、如、例、是、
每、日、式、也、仍、不、罷、說、凡、每、日、朝、夕、禮、朝、不、食、魚、味、晚、經、下、食、魚、其、後、和、
漢、書、經、其、之、五、年、以、奉、假、式、也、予、幼、年、不、好、學、十、四、五、以、奉、假、分、類、方、
論、說、寸、隙、天、性、學、道、不、能、成、立、而、幼、年、以、奉、假、假、之、本、未、讀、大、意、
尤、爲、恨、然、而、內、外、典、分、思、進、義、近、代、人、好、學、皆、先、文、後、質、可、非、事、也、
尚、然、又、思、如、此、豈、不、知、佛、本、懷、聖、教、々、々、思、之、勞、心、予、今、申、與、教、童、夜、
勞、然、只、在、此、事、

大意は佛像の采色をぬること、讀經或古は毎日の例の如くである、大抵毎日の例として、朝
夕の禮に於て、朝は魚味を食せず、唯經了つてから魚味を食す、その後和漢書を讀む、これ
が五年の例である、然るに予は幼年の頃より、學を好まなかつた、十四五歳以來、假分
類、

讀して寸隙を惜しんで讀んだけれども、天性愚弱で學問が成さぬ、近年になつて漸く聖
人の遺の本を發つなければども、未だ大道に達しないのが、尤も遺憾である、然し内典(佛經)
外典(儒經)に於いても、つとめて進歩を覺らんことをつとめて居る、近代の人は、學を好む
者はあるが、皆文先にして質を後にして居るのは悲しむべき事である、佛法に於てもまた
その邊まであつて、更此佛の本意を悟るものがない、淺しい事である、この事と思つて、心
と等して居る、如何にしてこの道に申せんかと、夜夜胸を痛めて居る、

かやうなわけで、花鳥風月を讀むに就いて、夜を讀したまふ事もあつた。

元應元年閏七月四日、丙戌、入、夜、資、朝、會、石、前、讀、經、可、謂、得、道、之、大、
轉、者、也、野、事、已、七、八、年、第、三、年、之、判、願、得、道、之、大、意、而、與、諸、人、論、本、論、
旨、今、始、能、知、真、終、夜、必、談、之、至、結、論、不、怠、也、

日野資朝を召して、御講に於て儒教を説かれたが、資朝は儒の聖人の道の大體を得たもの
のやうである、天皇が學におし給うてより、既に七八年に及ぶ、この間三年來、道の大意を
得たやうに思はれる、そこで、いろいろの人と論議について談ずるに、未だ實はかなふもの
がなかつた、今始めて實朝に遇つて、その道の大意を得て居る様子が見えた、よつて終夜に

がなかつた、今始めて實朝に遇つて、その道の大意を得て居る様子が見えた、よつて終夜に

文政二年七月二十七日、（一）「（一）實書」撰述の事と記し給ひ、行斐の撰ずる所が、佛敎に
関する事とある。之は近頃松尾天象の宮中に行はるる所で、即ち定學の風で
ある。佛敎の流は或は取るべからざる事もあるけれども、大體に於てその流が在りてはな
い。近頃は儒風衰頹し、唯文章を作り詩を詠するを以て本とし、學問の本義を忘れてゐる。
文學風月に於けるの弊は、實なる學問を以て、之を教ふべしである。されば近日（松尾天象
宮中に於ても、學問講究の事と稱されたのであらう、と仰せられた。

元享二年七月廿七日、（一）「（一）實書」撰述の事と記し給ひ、行斐の撰ずる所が、佛敎に
関する事とある。之は近頃松尾天象の宮中に行はるる所で、即ち定學の風で
ある。佛敎の流は或は取るべからざる事もあるけれども、大體に於てその流が在りてはな
い。近頃は儒風衰頹し、唯文章を作り詩を詠するを以て本とし、學問の本義を忘れてゐる。
文學風月に於けるの弊は、實なる學問を以て、之を教ふべしである。されば近日（松尾天象
宮中に於ても、學問講究の事と稱されたのであらう、と仰せられた。

元享元年七月廿二日、今夜、安朝、公時等、於御堂殿上、具談論、計
御事也、但涉佛敎、計不可始乎、

元享元年七月二十三日、日野安朝、香原公時等と、僧侶等もうち交つて、御堂
殿上の局に於て、「論佛」を説するを、真かに立廻り遊ばされて、文惠僧都のいふ所、誠に正
當なる歟、と仰せられた。

元享元年七月廿二日、今夜、安朝、公時等、於御堂殿上、具談論、計
御事也、但涉佛敎、計不可始乎、

同年九月六日には、近日朝臣等、松尾天象の宮中に於て、朝日に近頃佛敎の事と稱するの沙
汰がある、それは然るべき事である、然るに之に對して、頗る加ふるものがあるは、宜しく
い、と記されてゐる。

元享元年九月六日、朝、近日、松尾天象の宮中に於て、朝日に近頃佛敎の事と稱するの沙
汰がある、それは然るべき事である、然るに之に對して、頗る加ふるものがあるは、宜しく
い、と記されてゐる。

元享二年二月十二日には、太宰府松尾天象の學問講究の御事と稱して、政道淳素に關す
べし、と仰せられた。

元享二年二月十二日、主上御令、學中廣置、論政道可歸、淳素云々、尤
可始事也、近代（一）「（一）實書」撰述の事と記し給ひ、行斐の撰ずる所が、佛敎に
関する事とある。之は近頃松尾天象の宮中に行はるる所で、即ち定學の風で
ある。佛敎の流は或は取るべからざる事もあるけれども、大體に於てその流が在りてはな
い。近頃は儒風衰頹し、唯文章を作り詩を詠するを以て本とし、學問の本義を忘れてゐる。
文學風月に於けるの弊は、實なる學問を以て、之を教ふべしである。されば近日（松尾天象
宮中に於ても、學問講究の事と稱されたのであらう、と仰せられた。

元享三年七月十九日、近日朝臣、大將可謂、治世、莫如吹毛之筆而已、
凡近日朝臣、多以儒敎立身、尤可談、政道之中興又與、近頃、御上下合
御所被立之流、是近代中絶之故、每無知、實僅只依田島、論、本大學、中
國無難講の事と稱せられたのである。

元享三年七月十九日、近日朝臣、大將可謂、治世、莫如吹毛之筆而已、
凡近日朝臣、多以儒敎立身、尤可談、政道之中興又與、近頃、御上下合
御所被立之流、是近代中絶之故、每無知、實僅只依田島、論、本大學、中
國無難講の事と稱せられたのである。

かくの如くその論議は之を許けられたけれども、その贊すべきは贊せられた。特明院敎の
上下、多く大學守統を非議する間在つて、その傳事に懸絶して、公平の見地に立ち、その
美を揚げるの事を許けらるること、概ねこの類である。是れ官に御事問の一方に傳すること
無く、よくその大體に通じさせられたに由ることと稱し奉るのである。

右の如く、松尾天象の學問問は、ただ註釋訓詁の學究ではなくして、専ら御事問の陶冶に
資せられた。之によつて、殊に御事問が國體に發達せました。御日記の中、隨所其その御
事子を辨する所であるが、茲にその一二を掲げてみよう。

元享二年四月廿六日、安朝、今日、郭公講算、於於際、問之、律傳近
古以來、最之可謂、禮之由、女界等、論、本國、本政、不見、由、續、太、以、不足、
信、用、凡、近、來、凡、多、知、此、諱、最、是、併、思、迷、之、甚、也、僕、保、証、之、說、非、聖、人

天皇は、かくて真に大徳國師と法を受けようと思召されたのである。この使御日記に

依れば、元亨三年五月の頃より、大徳國師は眞一學内して、法服を申上げ「若衆」を認じ、

また若衆なども申上げて、それにより、遂に附法せられたのである。この中大徳寺を建立し

て、後に之を和願寺に定められた。延元二年、大徳國師の喪満を聞召して、勅使を遣はし

て之を禮讃せしめられた。國師は己の長輪者として弟子の關山惠文と稱して、聞もなく寂

した。法皇乃ち惠文と美濃より召出し、之によりて大徳國師の宗風を助成せんことを囑し給

ひ、在國の御御形を賜うて、之を傳領せしめられた。之が妙心寺の祖師である。また花園の

玉風院を建てて塔頭とし、當にここに住はせられた。また惠文に寺領を賜はつて、妙心寺の

造營を急がしめられ、貞和三年七月、宸前を賜はつて、御遺訓あらせられた。御ち左に御授

奉る所の妙心寺所藏「往年之宣旨」である。(後書中に詳しきあり、この宣旨あり)

往年在、先師大徳國師、於此一段事得休歇、修持山林之儀、報恩謝

徳之恩、其後佛法之志、寧寧無忘、一心奉侍、于今未敢其願、頃年前

御願奉、且夕願、亦堪侍奉者、永結之似、何事如之、仍一說再具、妙

心寺造營以下事、幸蒙御制、之子相承、之、經第一、願、必可、而平生之志、

也、

貞和三年七月二十二日 (御花押)

關山上人謹書

これは其後法皇より關山國師惠文に與へられた宣旨で、その御書の端は、法皇が大徳國師に

ついて情を用かれ、その御書を傳へさせられ、誠恩謝徳の爲めに、傳使と御使せん御志厚く、

宣旨にも記されたまふことなかつたが、余だその御願を達せられずに御病氣に罹らせられた。

このまき御師になつてはまき國の世である。そこで大徳國師の一段を其の書め、妙心寺造

營のことを、御願御志先師院へ御申置きたつた。たよへこのまき御師にあらるるとも、使代必

ず御志を達せよ。而して國師の門徒の中に於て、この事に當るべきものは、關山惠文の外に

はないから、よくよく考へて其師の願を果すやうにせよ、上の御書文である。之を以て見る

と、天皇の大徳國師に於ける御師の如何に深かつたかが知られるのである。この宣旨は、

天皇の御書風の體事となるべきものであつて、これによつて、後の「史體墨寶」に收められて

有名な史體體天皇と大徳國師の間答が、實は花園天皇と大徳國師との間答であることが直か

らぬ。その間答といふのは、

皇恩之理、伏聞一言、

昨夜三更夢寐、尚遺了、

二十年奉事苦人、道亦不、快善風、結善、其、大徳國師有一

弟子、行、共、佛、師、以、何、願、校、

善、僧、誡、佛、善、願、費、

この間答の中、「昨夜三更夢寐」の答と、「二十年奉事苦人」の間が宣旨である。この宣旨が、

後徳國天皇の宣旨に似てゐないといふ事は、少しく古文書の端に入つた者の直ぐに信る處で

あつた。然しながら、皇して河天皇の宣旨であるといふことは明かであつたが、これも

明治四十一年九月、予が妙心寺に出張して調査の際、「往年之宣旨」と拜して、後の問答も

花園天皇の宣旨である事を確かめられたのである。(この宣旨書は、本館蔵、第二十一編、御書に收ま

る。)

今直よく見るまどのともし、びつ、つ、つ、つ、

か、げ、も、し、つ、け、し、わ、れ、も、し、つ、け、し、

心、と、て、四、方、に、う、つ、つ、る、と、何、を、こ、れ、

た、だ、こ、の、ひ、か、よ、と、も、し、び、の、か、げ、

と、も、し、び、れ、わ、れ、も、ひ、か、は、ず、よ、も、し、び、も、

わ、れ、に、じ、か、は、ず、か、の、が、ま、に、ま、に、

これは「御書直體」に收むる所の「先師院御書」。實は「花園國師書」にある其のもの

であるが、この外に「風神御書」にも御書が收められてあり、天皇の御書と拜すべきもの

が多い。それ等の書と拜して見ても、これは唯々文字の上の技巧ではできないことである。

心の奥に一筆、筆の光り輝くものあるにあらざんばでない書である。天皇の御書風の深さ

も、之に依つて察し得られるのである。

花園天皇の御書風の深さにして、且つ體まであらせられた事は、御日記の内、神見し得る

事、これに由つて見ても、亦天皇の大徳國師に御師依の深かつた事が、いよいよ明かである。

花園天皇の御書に曰く、

今直よく見るまどのともし、びつ、つ、つ、つ、

か、げ、も、し、つ、け、し、わ、れ、も、し、つ、け、し、

心、と、て、四、方、に、う、つ、つ、る、と、何、を、こ、れ、

た、だ、こ、の、ひ、か、よ、と、も、し、び、の、か、げ、

と、も、し、び、れ、わ、れ、も、ひ、か、は、ず、よ、も、し、び、も、

わ、れ、に、じ、か、は、ず、か、の、が、ま、に、ま、に、

これは「御書直體」に收むる所の「先師院御書」。實は「花園國師書」にある其のもの

であるが、この外に「風神御書」にも御書が收められてあり、天皇の御書と拜すべきもの

が多い。それ等の書と拜して見ても、これは唯々文字の上の技巧ではできないことである。

心の奥に一筆、筆の光り輝くものあるにあらざんばでない書である。天皇の御書風の深さ

も、之に依つて察し得られるのである。

花園天皇の御書風の深さにして、且つ體まであらせられた事は、御日記の内、神見し得る

事、これに由つて見ても、亦天皇の大徳國師に御師依の深かつた事が、いよいよ明かである。

事であるが、中に就いて、元亨三年六月二十六日の條に記される正法佛法二論とも申すべし一節の如きは、實に帝王の佛法信仰の規模を示されたものとも申すべしものである。

元亨三年六月廿六日、今日、森福門院御如法親問事有被申之旨、問誰可爲人願赦之由也、然者此事々可被省略赦之由有沙汰、又伏見願赦途可有願可爲在堂殿赦之由、願赦中、仍被改定、願赦被修又今年可修、止家之由未定也、日大已始定、奉行人已修了、而無故被止、願赦被修、若人願被停止者、又可其善政、但此事自家知可有沙汰、及今沙汰出奉、尤不審、凡於勢、及不成人之儀、是家上事也、佛教之道理、不可外也、治國世法、是判判居士之儀、何可判判佛事乎、太皇不宣于理事也、而人情不知大業之關、王法之外別修佛事、是又近代之弊風也、於予者、本自心外不求佛法之間、雖不可待如法親、如行法親、文等、以覺佛性、以是爲佛、是法華三昧大意也、然則、自然而解、念別修行之時、自修信心、是又庸人之常法也、世務心外無佛法、不修行者、何時願佛性哉、遂前是非、其人不可、備

元亨三年六月廿六日 森福門院御如法親問事有被申之旨

執事也、所設不攻、民之費用修行、是第一也、又若或佛佛立之心、則願遂、其引佛、是又第二也、佛佛有人之類、不修者、又豈能立之、自法也、大願者、其願深、不可、然、事小、若得大願者、有例事哉、是佛法也、能令彼發、隨時可決事也、夫云、其法、云、佛理、不可、有二事也、法事也、治世、治世、情願、正法、云、此、是、佛、王、若、可、存、事、也、中、古、以、來、以、法、爲、本、佛、寺、之、業、其、願、深、先、太、以、佛、法、事、也、變、武、帝、造、寺、因、造、唐、有、功、蓋、乎、大、如、答、云、無、須、猶、云、々、此、一、段、非、今、之、所、論、太、皇、有、深、意、尤、覺、得、此、意、始、可、詳、修、佛、事、而、已、

右の大意は、水滸門院——伏見天皇の皇后で、自ら花園天皇には、御地母に當らせらるる方が、如法親、即ち佛佛所説の法の上で、正式に「法親親」佛宮の事を行はせられたいといふ御希望があつて、既にその爲めの奉行人なども定められてあつたが、この事は所管人の願たるべきことであるから、宮中すべきものは可成るが上からうとの沙汰があつた。或はまた、今年に佛光せられようかとの議もあるが未定である。これについて宗院院の御考として、この停止の議に贊せられた。然し既に日本も定まり、奉行人の任命も了つたのに、

今更修めるのは、朝廷に因たりとの計もあるが、人の儀を省かんが爲めに、停止せらるるは善政であるから、断絶するに及ばぬ事である。一體この事は、初めから停止の御沙汰のあるべき筈であつた。「凡そ善願に於ては、人臣の願を成さざる、是れ世上の事なり。佛法の道理更に外に求むべからず」治國判法の外に佛事はない。然るに人多く大業を知らず、「王法の外に、別は佛事を修す。是れ又近代の弊風なり。予に於ては、本より心外に佛法を成さざるの儀、保ひて無佛を待つべからず」佛法を修るが佛法の真意である。「所詮民の費を成さずして、修行すること先第一也」「佛法といひ、佛性といひ、二あるべからざる事なり。法華にいふ、治世の政、皆正法に類ふと云々。此の意、佛に王者の存すべき事なり。中古以來、佛を以て本と爲し、佛の強要を先と爲す。士大夫以て佛法に背く事甚。佛の武帝を以て法親に謂ふ。功徳ありやと。大御答へて云ふ、無功徳と云々。此の一段、今の所論に未す。士大夫以て深意あり、尤も此の意を覺り得て、始めて佛事を修するを許すべき由已」と記された。この王法佛法二論は、結局佛教と政治は一本なりといふ御議論であつて、かくの如きは實に佛法と皇統せる御見識であり、眞に佛統の精髄を體得せられたればこそと稱がれる次第である。これに依つても、天皇が正しく佛教と理解せられ、最も健全なる御信仰と

元亨三年六月廿六日 森福門院御如法親問事有被申之旨

有せられたとが分ると思ふ。
花園天皇には、實に「誠太子書」といふ一大謀議がある。これは元徳二年二月に、時の皇太子は親王（後の光厳院）に降られたものである。當時は後醍醐天皇の御代であつて、持明院統・大覺寺統の兩統並立の約に上り、後醍醐天皇が持明院統の方より太子に立てられ給うたのであつて、花園天皇は、後醍醐天皇の御統に當らせられる。この「誠太子書」の真意原本は、伏見宮に藏せられ、空しく置かれたる御文を以て記され、千四百八十九字より成る。まづ左記その全文を挙げ奉り、次にその御譯を示さう。

誠太子書 元徳二年二月

余聞、天生蒸民、樹之司牧、原以判人物、下民之類、尊之曰仁義、凡修之無如、報之以政、漸有能其才、則不可、處其位、人臣之一言失之、則亂之亂、天奪、皇統無違、保況君子之大賢乎、不可不慎、不可不備、者、則太子長於宮人、太子未加民之業、當立、論、皇統、無思、繼統之勞、慎、慎、慎、慎、之、意、誠、來、辭、誠、誠、之、願、於、國、曾、無、尺、寸、之、功、於、民、曾、無、毫、釐、之、直、乎、只、以、詞、氣、之、於、別、異、政、則、萬、萬、之、重、任、無、能、而、認、臣、王

も、君王を以て御して自ら之を尊せんや。故に寛平親王遷讓に、天子親てに入つて日を請すべからずと云々。近世以來、熱誠の庸才、學ぶ所は明も法に仁義の名を守つて、未だ權教の本を知らず、勞して清静し、馬史の所謂博學して要道なきものなり。又明年一許の學徒あり、舊かに唐人の一言を用いて、自ら胸腹の說を馳せ、雄辯の詞を飾り、腹に巾箱の藎を取り、流然爾家の理を以て、儒の本と爲し、曾て仁義忠孝の道と知らず、法度には慕はず、禮儀を辨せず。無微節節は則ち取るべきに固たりと雖も、唯その莊嚴の道也。曾孔孟の教ならんや。是れ雖に儒教の本を知らざる也。之を取らべからず。腹へ學に入ると雖も、曾此の如きの失多し。深く自ら之を憚み、宜しく法を以て切戒せしむべし。學する所は漢有らば、則ち漢に遠し。況んや唐事をや。深く誠めて必ず之を防てべし。而して吾輩學びる所は、則ち少人の習ふ因にして、聖俗事のみ、性相近く賢は則ち遠し。腹へ未知の徳を備ふと雖も、腹は胸腹する所あるを告る。何ぞ況んや上曾に及ばざるや。徳を立て學を成すの道、曾て由る所無し。嗚呼悲しい乎。先皇の遺業、此の時皇も辱まんと思ふ。余性明に習はしと雖も、粗く道路を學び、徳義を成し、王道を親さんと欲するは、只宗廟祀を絶たざらんが爲めのみ。宗廟祀を絶たざるは、宜しく太子の徳に在るべし。而して今徳を廢して修めざれば、斯も學ぶ所の道をして、一旦溝壑に墮れて亦用ふべからざるし。若し胸を馳して腹成し、天に呼んで大鳥する所なり。互刺の第三十、而して聖不孝より大なるは是し。不孝の甚だしきは、徳と絶つに如かず。徳まざるべけんや。恐れざるべけんや。若し聖時立ち、徳義成らば、曾に曾事と曾事に感入するのみにあらず。亦即ち美名を垂反に絶し、上は大學を其腹に教し、下は原憲を百姓に知へん。然らば則ち高うして而して危からず、腹を馳して腹せず。登樂しからずや。一日徳を受くるも、百年榮と保たば、腹成さべし。腹を馳せ心に遊ばしむれば、則ち萬葉の徳を無く、書中政人に遊へば、只聖賢の神交あり。一書を以てずして、而して千草を觀、千草を遊うずして、萬古を經、朝の尤も其好しき、此に遊ぐる神し。腹を馳しむと、亂れ遊ふと、登樂の美る、日を同じうして腹して語るべからず。世自ら擇ばざらんや、宜しく善かに思ふべき神已。

右の一篇の趣意はついで申さば、余聞く、天は無徳を生じて、これが若く立てて遊めしめると。それは人物を利するが爲めである。下民の附屬なるは、之を導くに仁徳を以てし、凡俗の無知なるは、之を御するに法徳を以てする。苟もその才なくば、その性に隨ふことばでき

ない。人間の一つの官職でも、之をよく守ることができなければ、大事を亂るといひ、天啓を腹を運れることはできない。況んや君子の大賢たる官位をや、備まざるべからず、懼れなければならぬ。さて、太子は、宮中に於て女官の手に従じて居られるから、未だ人民の急を御存知ない。宮に美しい御物と奉て、その御物が如何にしてきたか、權つたり幼いだけした尊位と思はれることもない。いつも御馳走に飽いて居て、未だ百姓の耕作の艱難を御存知ない。國の爲めに嘗て少しのみもなく、人民に對しても備かの憂もない。たゞ御先祖御歴代の御條によつて、所承典業の天位に上られようとするのである。徳なくして謀つて王侯の上居り、苟なくして人民の間に居むといふのでは、自ら助しくはございませんか。また御書讀聖の民衆を御するの道、この國の中に於て、何が御できになりませんか。諸太子自ら首みて御教なさい。若し彼輩武臣の教をよく性に懐し、誠實知徳の道を意に成して居られるならば宜しい。然しそれでも徳は不足である。況んや未だそれらの道徳を身にをなへずして、どうして天位に上られませうか。是は若輩その水むる所が、見當に外れて居る。女とへば御とすてて御のかかるを得も、辨さずして御の怒ると用するやうなものである。之を得ることばむつかしいではないか。女とへつとめて之を御たとしても、自分のものとして御のことはできない。故に衆の知衆者へるは政は宜くとも、徳に非され、附の華者は辱んであつても、唐に滅ぼされた。然るに、謂ひ請ふ所の衆人のいふのには、吾が朝は萬葉一統であつて、政の外國が徳を以て我を導し、方に依つて彼を管ふのとは神が遠よ。故に徳は高くと雖も、萬國が未だ我よといふやうな政もなく、政は亂れても、異姓に教はれるといふやうな心腹もない。是は、御先祖の神々の功によることで、徳の國にすくて居る所以である。故にどうにかかろにか、先代の徳風を受けついで、真にたいして居ることさへなければ、それは守文の良王である。それで強出である。別に徳が法徳徳徳に及ばずとか、化が榮隆へまるとして三皇の後に光王で、聖徳に止した聖代の中の一人心に同じくないといつて、徳むにも及ばぬことであるといふ。士女の無知なるものは、この徳を用いて如何にも尤もであるといふが、自分は之を以て深く識つて居ると思ふや。何とすれば、徳といふものは、徳と非へて居るものであるけれども、その徳の徳と申かないで、言を被しないとは誰がいへようぞ。また徳は徳を含むものであるけれども、物の形がその前に出さないで、徳を知らざないとはいへない。かくの如く、事の現はるは、その現はる徳より然るべし。理由の存するものである。故に太子は、腹の神王を、國の武王が御するは尤もなく、一匹夫とかなしてしまつた。二君も太子は宜王の

の無知なるは、之を御するに法徳を以てする。苟もその才なくば、その性に隨ふことばでき

顯也。此の三者並具有りて稱も、皆是れ博學と好むの美事。今取らざる所也。二書天中の道を用ひて、天性の美を盡さんと欲せば、博學を好まず。風月を宗とせず、只衆人の道と己の學と爲す。是れ則ち本づく所、王侯の才有り、學は則ち明徳の道也。既に好むの學に就く。君子の風有り。學の難く因此を以て本と爲す。コノ本を以て則ち博學と爲る。何となれば、則ち萬物の理天性に在るを見る。故に其の志是れ大なり。未だ一々の事、理を具すると易ず。故に其の智足らず。群衆に於て之を言はば、則ち事理不融、生機已隔、是れ別教の論する所なり。他教と異て支拂すべし。

儒教に於て之を論すれば、則ち唐凡已に性と風にす。コノ本を以て則ち博學の道に於て用ふるに足らず。山林に隠れ、古禮を文とし、性徳と正すに足る者歟。是れ聖土の道、儒教に於て取らざる所也。若し強ひて俗人に交らば、則ち彼輩の流弊を見るべからざる乎。儒とざるべからず。學に志すの要、深く此の理を省み、遠く此の論を察せば、之は儒教と爲れん而已。未だ多と稱するに足らざる也。

又宗門に於て之を論すれば、則ち蓮師の提擧を慕ひ、一分の本性を見、清淨本依の理に於て感ふ所無し。然りと雖も、問答授得に於て、或は開成あり。是れ亦見性の不明なる者也。

孝明天皇の御時は、朝廷幕府の關係が最も緊張して、危機の迫つて居つた時であつた。天皇御在位中に、文保の御和談と稱して、大覚寺・持明院兩院の獨立に就いて、幕府の要請に依つて、兩院の間の約束を結ばれたこともあり、また持明院城内御にも輒轉があつて、非常に紛糾して居た時である。この時に當つて、若し天皇の御天資が圓滿を缺かせられるやうなことがあつたならば、天下の亂は、元弘の時を俟たずして、早く勃發したのであらうと思はれる。その局面の展開で、多少とも緩和することを待たぬのは、孝明天皇の御天資に依る所が多かつたことと思ふ。而してその御事の進展は、皇統の側からも大いに之を望まれたことと思ふけれども、佛法の御信仰に依つて得られたことが、殊に多いであらうと思ふ。

五 光明院宸記

光明院の宸記は、京都御所東山御文庫に、原本が二巻あつて、一巻は享和五年、即ち次元せられて康永元年に當り、今一卷は康永四年、改元せられて貞和元年に成つた。此の二巻年の分である。享和五年には、光明院御年二十二歳にあらせられ、康永四年には、御年二十五歳であらせられるのである。先づ本文を掲げ奉つて、次にその文句に就いて、多少説明を加へて見たいと思ふ。

康永元年十月廿二日辰申、今様式部大進源朝臣朝綱、山内親實、山内親隆、山内親房、山内親成、近六公、自去月和病癒、和者只風氣之體甚、且、且増。此會命日金事不運、仍氣力益衰、遂至亡没、嗚呼悲哉、當世之備宗、而雖有才名、知之盡夜之終、又以粗等、兼世學之兩業、兼精家之要、從中取日始少之貴、敬受親皇之深誥、至聖祖之初、即屏權勢之重



光明院宸記

皇朝御文庫山内親朝臣
(もくに教判列代中日大)
光緒二十二年九月二十日八月廿四日成はれるは其の及に成るのこ
て其のこに成るがこも其の成るの事見とたすの成るに其の十枚

職、數年之間、總攝御所、拜唐之教員、誕生之中、學堂一宇千金之基手、
鳴咽而悲泣、類令、傷心愴者也。

廿三日、辛酉、御公時御事、文選之毀、儒門之警、不可不歎、其上當
時侍讀之臣、細々參仕之輩、其在成朝臣、兩人也、取籍古事、相轉可、成
立之由、深存之、其志尤切、仍爲一身之愁、雖免親不、如物者、侍此、可
表悲歎之志之由、所思慮、在上被、責重侍讀臣者、古今例也、於者先
從又否、及、和、依、款、不、審、之、御、可、事、申、院、之、由、○此等、以下、再行

廿四日、壬戌、今日、侍讀御報列、此、事、被、申、合、供、息、之、處、寬、平、御、記、此
事、被、被、息、食、入、之、由、有、所、被、致、也、軍、中、古、被、宣、御、之、供、不、使、而、近、代、類
無、沙、生、爲、文、選、尤、無、念、也、正在、兼、御、退、去、之、時、聊、有、沙、生、所、登、内、々、具
陳、物、者、三、々、日、許、被、停、止、之、條、可、宜、候、者、仍、今日、許、停、物、言、了、

この文意の大略を申せば、この年康永元年十月二十二日に菅原公時が死んだ。先月の初め
から、病氣であつたさうであるが、初めは只熱氣の様子で、この二十餘日、其事を越えず、氣力
全く衰へ、遂に亡くなつた。嗚呼悲しいかな。當代の儒者で、才名が高かつたが、晝夜能く
勤めることが困難を越した。宣と學の兩道と兼ね、吾家であるから、文章博士であり、武
將大輔の官と兩方を兼ねて、朝家の無雙の地位に居た。就中、光明院は幼少の御時から、師
弟の訓誨を受けさせられて、位に尊せられた當時は、釋教の重鎮に居つて、教を親切に傳
授の教を尊せられた。一字千金の語は、どうして忘れられようか。嗚咽して悲泣し、哀愁
を催さしむるものなりと、深くその死を惜しませられた。

そこで、何と申して、師を尊んずるを表はしたいといふ御風言で、二十三日の御日記に、
その條を記せられた。御公時御の事、文選の毀、儒門の警、歎ぜざるべからず。その
上當時侍讀の臣で、始終の志を以て居る者は、在成朝臣と公時と二人だけである。御學問
のことで、相續へて成立す可きの由、どうか十分御言言がでるやうにと、深く注意してや
つて居る。その志は尤も尊んである。そこでその死を深く悼ませられて、彼へ先例がどうで
あるか知らぬけれども、物言を停止し、首飾停止でもして、悲歎の志を表はしたい。その上

侍讀の位を食はれるといふことは、昔からの例である。然れば先賢文この條に及ぶか。或は
先例があるだらうと思ふ。然して先例があるかないか、能く分らぬからして、不審の詞、伯朝
（光朝）の方へその事を御尋ねになつた。

そこで、翌二十四日になつて、伯朝から御返事があつた。即ち先賢院からの御返事があつた。
免職院は、此の事を先賢院に御問ひになつた。菅原法皇は非常に憐愍であらせら
れるからである。法皇の御せらるるには、この事は「寛平御記」にも字多天皇の御記に
も載せらるる所で、御と尊ぶといふことは、十分にせられなければならぬ、とこの御記に書
いて居られる。申古には深く師を尊んぜられたのであるが、宣は院無沙法になつて、餘
り尊んぜられなくなつた。是は文選の爲めに限る御志のことである。宣朝、在成朝が亡くな
つた時に、聊か沙生があつたことがある。宣朝は表面でなくても、内々に於て無沙法と三
日ばかり停まされたならば宜しかるべきかといふ御返事であつた。それで、今日ばかり、
物の言を止めた。二十二日より三日であるから、この日二十四日になつて、その日書後と停
止せられて、會時の死を停み、師を尊んずるの御志を表はせられたのである。

次は貞和元年六月二十九日の記事。

貞和元年六月廿九日、事已、此日、令、講、論、書、右、大、辨、僧、長、朝、臣、講、之、
大、納、言、藤、原、朝、臣、夏、原、朝、臣、前、權、中、納、言、御、朝、臣、左、大、辨、藤、原、朝、臣、並、
侍、臣、五、六、朝、臣、之、使、侍、朝、臣、講、論、始、之、講、論、移、朝、臣、之、朝、臣、及、至、四、朝、
事、已、

六月二十九日に「論語」を講せしめられた。右大辨僧長朝臣が之を講じて、藤大納
言藤原朝臣夏原朝臣前權中納言御朝臣左大辨藤原朝臣並
侍臣五六朝臣之使侍朝臣講論始之講論移朝臣之朝臣及至四朝
既に侍臣五六人が之に侍つた。夏朝で侍る朝へ移つたので、夕方から「論語」の講論を始
められて、段々講論を進したので、時が暮つて、其の國の朝臣及んだ。至の第四朝の朝で、
今日で申せば三時半頃と思はれる。夕方から午前の三時半頃にかけて、「論語」の講論をせら
れたといふのである。御熱心の御も察せられることである。

其の次は貞和元年八月一日の記事。

貞和元年八月一日壬子、書、天、高、朝、白、日、昭、明、可、謂、丹、生、會、布、禪、神、威、
德、歟、今日、上下、福、業、相、且、爾、財、寶、如、寶、是、五、代、之、風、移、歟、此、事、天、下、安

東、國土懸絶之時者、近年之爲林、一天未平、四海國勢、民有飢色、野有餓殍、當其時、食積貧富、各盡謀分之財、或經營此、或以何可用、是以富強、如國者、左其難言、飾禁制此、故不受於人、云々、但或人云、天子左右之臣、習衆女中等、表其志、不及禁制、故其未聞、宣使者也。

(續前)

前條大納言源、御座不嚴、重寶、子息小兒、煩病及候、云々、其故、二日、癸未、晴、三々、日、中、重寶等、對光滿。

これは、この前に七月下旬に長御がずつと横いて、直御の事長が非常に困つた。それでその雨を止められるやうに、御座りをせられたのである。その御座りをせられた丹生神と重寶神の縁起と讀み可きか、今日はからりと晴れて、日が照つて居る。さてその次に、今日上下通表相互に財寶を贈ること彼の如し。この頃、鎌倉時代から室町時代にかけて、八月一日に、今の中元と同じやうに、産物と方々へ贈ることが流行した。是は天皇の宣託の中に

五光朝報記

一一三

第一編 第二

一一三

もこの事がある。丁度花開天皇と光朝院が、御二方面じやうなことを書かせられてある。上下御事共に色々奉品物を贈る。是は近頃の風俗であらう。この事は天下太平で國土豊饒の時ばかり無し。けれども、近年の體たらくは、―――百野時代の御め建武から應永・康永・貞和とをるのであつて、赤宮にまだ御がしい時である。―――御座り困窮して、民が赤宮に苦しんで居る時である。野には餓死せる人が横たはつて居る。この時に當つて、赤御宮、各々身分相應の財産を盡して、この事を色々苦しんでやつて居る。例を以て用足し民苦しむ可むや。聞くが如くれば、左長御御座り御は是利直義は、この事を御して、人から受けないうで、産物は皆送けると聞く。但し或る人のいふには、親しく左右に附いて居る者からは、赤宮のものを贈つて、それだけは受けるといふ話を聞いて居る。是してさうであるか、まだ本宮の事を聞いて居らぬ。前の條大納言源氏は、赤宮へ重寶を獻じなかつた。八間の産物を致さなかつた。それは子供が病氣で亡くなつたからであるといふが、その故であらうか。二日癸未は晴、この三日日中重寶等對光滿す、赤宮に深由の獻上物があつたものと見まる。右の如く光朝院が御座り居して、人民の御事を救はせられんとの御是れは、延代盛衰の至りに堪へざるものがあるのである。

その次は貞和元年八月十五日の記事。

貞和元年八月十五日、御中古以來、南都北嶽赤紫之懸、延代結壇、御政欽、正理、古跡、靈鳴、忽可及、隱滅、欽、御法之、顯、又、御靈、顯亡、御座り、生、嗚呼、衆人之、道、察、而、不行、于、世、因、何、事、御、事、之、事、遂、乎、是、哉、
これはこの前年に菅氏・直義の被願で、長慶天皇の御冥福を祈り奉る爲めに天龍寺を造つて、之を初願寺に定められたのである。所が、この天龍寺は初め、その名を新羅善法願寺と稱した。御座り御に、御願として建てられて、長慶天皇の御冥福を祈る爲めに資する意である。之に對して、寂山から寂靜が出た。それは本願寺の名に附けるのは、其形等の御願である。御座りのやうな新しい宗旨が新願寺を建てるのは、其しからぬといふので、天皇・土皇が行幸せられて新願寺の供養の式を行はれようといふのに反對したのである。それで長御、大納言があつたのであるが、その事についての記事が、この宣託の中に多く出て居る。その一節である。

五光朝報記

一一三

第一編 第二

一一三

御も、中古以來、南都北嶽の赤紫の懸が、延代結壇と多くなり、御政正理に御せむと欲する所、古跡の靈鳴忽ち隱滅に及び、御法の顯滅と顯かんと欲するに、理政忽ち亡んで御座り御を得た。延代宣由の御願が容れられて、新願寺の式を以て供養を行はれる事を止められた。天皇・土皇の行幸も、赤宮で行はれるといふことになつた。この事を頼かれて、「嗚呼、衆人之道、察、而、不行、于、世、因、何、事、御、事、之、事、遂、乎、是、哉、」と仰せられた。
光朝院の宣託は、この二箇年の分でも、可成り大きな産物であつて、色々宣託事がある。此處に抄出したのは、只その中著しき部分だけを二三箇所掲げたに止るのであるが、この宣託全體を拜して見ると、光朝院のすぐれて御願であらせられたことが想せられるのである。

うゝん、こしんわうなど、ことさらに御つたありつる事なれば、いかにもあそばさるべきなり。當時は關ちう文ごん奉長御座なれば、ほはひく人なし、たゞいまはせいじんの子もなければ、始終みちをつたへん事不定なり、われらもかたのごとくはつたへ侍れども、としかいたれば、でしもちてはきつたへんこともあつたし、いまのやうは因のせのみち始終斷絶すべき事、御家のためも心うき事なり、妙智院御國・孝道御位いらひの本御座下の御抄とも、頂侍し侍るもいたづらにうちほつべき、うちおしき事なり、いかにもこのみちのこころをやうに、賜宣化かけらるべき御ことなり、そのもうなごんは代々ちよく御なれども、さかみの御御範にまじりたるれいなし、奉長のあそんは當座のものなるうへ、だいでい御しはんにまいれば、もつともめさるべきもの良、又なによきも御がくもんと御さたあるべき事なり、いでうのゝん、ごしめじやくゝん、ご二でうの院など、ことさら大い御名譽まし、して、賢王孫代とも御つたへはんべる也、されば人君は不可不學と、本もんにいへも、しかれば文學知識の才藝は、いかに御たしなみあるべき御事なり、御せいでいあらむときも、洪才博覧にまじ、てこそ、せいだうとも、よくをこなはれんすれ、御評定などの大事、關白大臣以下のしんかのかのしかるべき人に、ちよくもんある事なり、法家の精研などめされて、だうりたまかせて、御さたあれば、さかみの御あやまきはなうなり、慈願御向のかきをかかれたる物にも、よろづの事は道理といふ二のものにたかざるよし足とはえれば、汗にも行要にて侍るなり、又わかのみちは、ひかしより代々學業ことにもてあそびまし、して、萬葉集以來八代風、ちかき代までも、ちよくせんありつるに、この一とやう代中絶しはんべ、みちの雲霧むねなる事なり、むろ町殿かだうの御すき成ておれば、當代いかにもせんしよ再興のさたはありぬべし、和歌に傳ひし、有歌をもてしとすといへり、しかれば、萬葉百全いらひ、だいでいしう、先帝の抄げんじ伊勢物語などやうの物ども、せんだちのくでんのせう物とも、御らんせられ、聞きかみしにつけたる風情、朝暮御心にかけられて、御たしなみ有べき御事也、かやうのことごかしき事ともははんべ、さだめて忠言御に道ぬとこそあれあり、かつうは、みんの御子にならせまし、して、いまは、われらにば、他人にまばしめされ、人もさやうに幸べければ、御言もは、かもある事にこそ侍れ、命に運て其に利ある、これを思ひいへも、又とどきためしにもあらず、榮光院・後光院は御一ふくの御さやうだいでてましまさるも、御くらひのありそひ歩へに、御申あしくなりて、御しそんまで不和になり侍れば、御事の難いかでかつ、しまさるべき、いまは

御あらとひあるべきみしもあるまじ、わか宮をば始終さかみの御やうしになしたてまつるべければ、あひかまへて、木と光とのごとくにおぼしめして、御はびくみあるべきなり、奉せ大かた、みんの御やうしにてわたらせ給とも、まことの父母の申さむこと、ないがしろにまぼしめすべからず、されば萬葉は父の御なる御親をうやまひ、まことの御れる親をあいせしも、御神をまもるこゝろづしよかきによりて、賢王孫代のためたうためしには申なり、賢王はかうをもて天下をおさむともいへり、おそれながら、父母の恩をばおぼしめしむするべからず、識人の事なすにまじりて、父子けい弟の中もあしくなる事なれば、なに人ほ申とも、わがしそんをば御れんみむまし、して、御座にかけらるべきなり、萬葉歌・産歌風波之、王者欲、御國人、之と臣族にいへり、いまは老體になり侍られば、行末の事までおそればかりながら申かくなり、(合巻) 大かた御成人まじすとも、かやうのくはしき向奉をばしろしめすまじ、御座にいろ、人もあるべからず、そのうへ院の御子にならせましませば、こなたさまの事は、あながち御心をなくともと、人は思ひ申べけれど、まじりては佛光院の御しそんのうへは、しろしめさずは、いかであるべき、いまははや御せいじんわたらせ給へば、まじり上になさせらるる事はなくとも、おほよそのだうりまじ、な此事を御こゝろまわらしめんために申せ侍るとなん、そも、御座の御風しづかにて、くも井の月をてらし、大御のかげまをさかへて、めぐみの露しげし、萬のたみ政徳をあふとく、因の御御もた、御飲なれば、なにはづにをこもる水の事も、幸べにおひ、よしみひの御に時しらぬ水のやなごも、せゆをひらくかりふじなれども、人のこゝろのおかすさは、なをものこるおもひを逃はんべるほどに、めいみえ其にき、よその御事まで、かきつて侍はんべる、こゝろのいづみはわかへれども、昔にもたてがたく、よでのうみはくめどもつかせぬば、かきすつるもくずのながれても、とまらん事、はまかきあるのみならず、竹園のつゆのことは、芝湖の風にかちりて、みそなはれん事、御わらひげさともなりぬべし、ゆめたし人にみせらるべからず、かつうは又よのふる物語のこゝちして、かかしく侍れども、おもふこと、しのゝをすゝきのばにいでがたければ、ことばのはやし若もさかず、まごにひる鳥のあとさだかならぬほど、あいのつるの子をこもふてを流井にきこえあげて、行末のちよのかたみにも御らんせられよとばかりなり、當代の御事、御げんぶくまでのこととせしむ侍りぬ、御ゆくすまはるかなれば、のこもかほくともめ侍りぬ、おほよそ御光院のたまなるあに皇統再興あれば、ごさかのゝんの御れいとも申ぬべし、八

第四條は、敬神を第一にして、善せむをさらぬやうにせらるべし。「御神抄」にもその事
がしるされてある。佛法も本御信仰あるがよろしい。總じて上を敬ひ下を憐む者に、佛神を
信ぜぬものはない。信心なる者は、心の事なることはない。

第五條は、御祭儀の事は、「御神抄」にもあることではあるが、和歌を第一に御禮古なる
べきことでもありません。是は日本の風俗でもあり、近代も殊に盛んに行はるる道である。
御手習もなさらなければならぬ。佛學の才は、如何ほどあつても備足らぬ事でもありません。
琴・笛などは、御心にあふものを御禮古なるがよろしい。華道は、天皇の御信仰として先
例のないことである。この外は御禮の事はなされても子細はない。但し非・將棋などは、無
疑の事で、華道の幼げになることであるから、注意して御禮を深く強し誠めなければなら
ぬ。

第六條は、天地人の三才は、その本は一統である。天地は私なく、人は私あり。世道
正しからざる時は、その影響天に及びて、妖怪出現する。天變相異は人の私よきなるもので
あるから、慎まねばならぬ。

第七條は、若き御言行を慎まらるべきことを御せられたもので、御教に於ても御教に於て

も人の性は善である。或は又惡である、いろいろの道があつて、随分古くよき言ひよるし
て居るけれども、謙しも若い時の心は、高に難く歩ちのものである。それ故に神靈佛の三教
は何れの教でも御禮の徳の一すぢに定まつて居る。されば御若年の間の御禮が最も肝要であ
る。凡そ三十歳まで身を持頃はぬやうに慎めば、一代の内に大なる過ちは無いものである。

終に今の世は、武家が我儘をやる時であるから、禁中に於ても、舊例を違つて、何事でも沙
汰ができるといふ譯にはゆかぬ。昔からいふ事は、通行く人の口は神のやうなものであると
いふが今はそれ以上であつて、横目御も捜索方が、京都には深山道入つて来て居つて、何事
でも、路を歩いて居る人、東京の口の端に上らぬ前に、その儀直ぐ江戸の方に取沙法が解は
る。さういふ譯であるから、何か天皇の爲めに宜しくないやうな沙汰が、武家の評定に上
つて来ると、それは御身一分の事では済みませんで、御爲めを存じませる者は、愚老——

使是尾院——と相め、數多の者が迷惑をしなければならぬ。されば、多くの人の憂世苦難が

御心一つにある事であるから、御分限あらざるべきことではありますまいか。近頃は諸家

公家集——の度存が宜しくなくて、家のそれをれ侮へた程があるが、その態を正直にや
と居る者が無いとの取沙法である。皇下の旨の放逐になつて、その罪を正しく守らないの

は、御ち上の御教であるから、正當の道に引返さまはしむ事である。その本が正しくなく
て、御が治まるといふことにはないから、本を正しくする事が第一の事である。

この真傳は、どなたへ宛てて御書もなされたものか、明かに記してないので、確かなこと
はいへないが、私はその御意をよき科して、後光明天皇へ御上げなされたものであらうと思
ふ。後光明天皇は、風化幕府の事柄を信らせられ、御禮儀の御志を懐かせ給ひ、御本も御
若く、自然その御氣が外にあらはれたので、御文使水尾院はそれを御心配あらせられて、
かやうな御訓書をお贈りなされたのではなからうかと思ふ。その意味を以て、この真傳を
科讀すると、殊に思ひ當る處が多いのである。

「檢記」(白雲寺で正徳天皇の御書と稱したる)に、後光明天皇の御時、所懐の何某といふのが
居て、才美い人で、若い公家衆たちのなよみものになつて居た。或る夜の前夜に、御所にて
やかに人々の大笑の聲が聞えるのを、天皇御召して、ヤス丸といふ御兒を召されて、御事か
思てまわれと御せられたので、走つて行つて見て歸り、所懐の昔のものが御禮儀をまへとす
ずめて御はして居るのでございませと申し上げた。然らば其方今一度走つて行つて、我も御禮儀
教を教えたといつて、立返んで御へと御せられた。ヤス丸は御を存じませねばと申し上げたけ
れども、いかやうにでも御へと御せられたので、やがて行つて舞つたれば、人々興さめて、
ひそひそと静かになつた。ヤス丸歸つて、その通りを申し上げたれば、人々の名を問はせられ
たので、そのまことに置かれた。——すべてがこの風で、御禮儀深き中に、「檢記イソノ
オナシ」とある。

また同じ「檢記」に、ある時、徳川尾院、御の御儀を申しまして、日々の御事柄を宣明に述し
たところ、同院御心元なく思召して、板倉岡守重宗を召されて、近江院御所へ行幸あらせ
らるべき御を御下された。重宗答へて、御執行の事は、その儀大形のことならず、先づ御
宣明申進はし、その儀式も正されずしては運かに御よまじき由を申上げたところ、然らばそ
の事は止めよう、ついでには御中の疑いの儀の儀儀より、院御所の茂高の御まで、御を以て高
地下を急ぎ申付けよ。御所の内を行幸なるは官の事である。應より御へ存じむるに、遂か
行幸と申すものがあらうか、早々に立立つべし、と御せられたといふ。如何にも御氣配の疑
疑にまじましたことが御せられる。されば、御客も官とかはらせ給ひ、御儀宣します中
に、退御合符の御風儀、申すもなかなかあるかある御相に陳らせ給ひ、御前へまかす出で儀
願て拜する儀、御禮せぬものはなかつたといふ。(公家集天皇御書)

御禮儀深き中に、「檢記イソノオナシ」とある。

かやうなわけで、いろいろの噂が傳へられて居る。その一は、天皇御大志を惜かせられ、

御断を遂げられた。時に南司代官同防守重宗が、この事關東へ歸まては甚だ宜しからず、
若し御止めなくば、固守切腹仕るべし、と傳言まで申入れたので、その通り申上げた處、
御断してあらせられた。再三申上げたれば、終に武士の切腹するのどきだ風ない、南殿の御
此期を聞いてそこで切腹せよと云へ、と申せられた。それで重宗もやうやう御断申上げ、
關東に於ても殊に畏懼したといふ。この事は、三宅實徳の話を録した「尚書先生遺集」に
見える。どこまでが實話か、多少の不審もあるが、とにかく天皇御断の御断性と疑ひあるべ
き話として傳へられたものであらう。

また後光明天皇の宮内侍せられる様は、言が國御断の御断は、御断を第一の事の様に傳ひ、
また「御断物語」「伊勢物語」等をおむに由る。中古以上の天子又は大臣の内にも、天下を治
め御断に志ありしもの、或か歌と好んだ者があるか、況んや「御断」は乱れの書であると仰
せられ、歌は一向に遊ばされず、「御断」「伊勢」の類は御断道りへも引されなかつた。或る
時御断が關東より御断の御断、「源氏物語」の類と尋ねられた手紙を上つた處、大いに御断
色を損せられ、世が憂ひ所の「御断」の類を引いたのは御断に思召されぬ由仰せられたの
だ。

で、御断は大いに恐れ入つて、一生忘れられなかつたといふ。御断の御断は御断と御断を
ある時、後水尾院へ御断行やあらせられ、御断宴の上で、院が御断の御断をも御断ひなき
やう御断得なされ、御断をも御断ひなさるべきよし、御断られたところ、天皇は例の通り、
中古以上の天皇大臣等、天下國家に志ある方々の御断を誅したものは御断である、と御断あり、
院上も再三御断せられて、御断御断さめて御断申あらせられた。さて夜御断御断へ入らせられた時分
に御断を御断せられ、百首の御断の御断を上れ、と仰せられ、その夜御断御断されずして、翌朝
まで此百首御断らず御断じなされ、御断を以て御断へ上げられた。院御断御断し、御断に
べしとは思召されず、とて御断色弱しくされましたといふ。(御断御断)

この御断を「御断」には、後水尾院より、御断は我が國の御断を、御断せかしと御断すな
とて、十首の御断を御断御断にて御断せられたのを御断あらせられ、御断など御断なる間に十首
の御断の御断を焼かず御断して、御断に御断へられたので、後水尾院にも御断御断からず、こ
れならんば御断と御断さずとも、と御断せられたとある。後光明天皇に御断せられても、必ずしも
御断を御断せられたのではなくして、御断は御断の御断なれば、その御断の御断を御断べし、
御断の御断を知つて身の御断しからは、御断の御断も御断しくして、人御断の御断となるべし、御断

必ず御断の御断を本とすべし、と御断せられたといふ。(御断御断)

かやうなわけで、後光明天皇の御断に、御断は比較的少く、「御断御断」に御断する所六十
二首に止まる。御断は九十八首あり、御断代の中に於て、御断の御断の多きことは、後水尾院
と御断にまします。御断も御断して少いが、中に御断に御断を御断されたものは御断御断である。
これ等の御断を御断御断すれば、この後水尾院の御断御断は、後光明天皇へ御断上げなされた
ものとして大御断からうと思ふ。

後光明天皇へ御断上げなされたものとするれば、天皇は承應三年に二十二歳で御断しました
のであるから、この御断は御断も承應の前夜であらうか。文中「凡三十歳に及び候まで、御断
をもてそこを御断は御断に御断へば云々」と御断してあるから、天皇二十歳位の御断のもの
と御断せられる。さすれば、後水尾天皇は五十六七歳の御断となる。

後光明天皇御断あらせられて、御断後水尾天皇には御断御断は、御断に御断御断さまで
あらせられたが、その御断は御断御断より御断の御断者も申し、御断分にも御断に御断される
ので、御断の御断に、御断の御断と御断なされ、御断を御断せられなく御断し、御断に御断
を御断めて、この御断を大御断御断に御断された。之について御断せられるやうは、この御断の御断

を、公御断家へ御断されたらば、南司代官同防守が多、の御断を引つれ、御断御断を御断し、
之を御断の御断に、市民が御断より御断でも御断する。かやうな御断は、決して御断御断でない。
御断も御断しく御断の御断を御断して、御断に御断の御断の御断、御断を御断せられなく御断し、
に、御断御断で、御断に御断の御断、または御断の御断へ、御断を御断せられたい。
その御断は御断より御断御断なされ、その御断には、御断にも御断せず、御断等も御断に御断せら
れたらば、御断に御断すと御断御断を御断された。これにつづけて、御断は御断に御断に御断
者などが御断、御断を御断へるやうな御断はないかとの御断ひもあらうが、人の御断とも御断た
るものが、御断に御断に出あふことは、御断に御断には御断より御断を御断ないことであり、長御断の御断に
は、御断は御断なものである。また御断の御断にも御断といふが、それも御断御断の御断には、御断
御断すれば御断御断といふ、御断に御断せられ、御断又「太平記の御断なる、御断に御断する御断と
いふやうな御断もあらうかとの御断もあるかも知れぬが、これは御断ひもよら御断で、かやうな
御断に御断を御断せられるさへ、あかし事御断思召すとして、御断に御断を御断立てさせられ、この
御断の外、一御断として御断は御断せられぬに、御断を御断守御断を御断思召す御断を御断
られた。その御断御断の御断は、御断に御断多いばかりである。その御断は、今に御断御断に

保存せられてある。本では御印の口上登書の形式になつて居るが、全文後水尾院の宸筆にか
かき、亦らに御封印を押しして「政仁朝印」と記されてある。左にその全文を掲げ奉る。

御印

復光朝院御事の後、由社の事は御心にそみ候事もなく候物から、尤ましむに、今や御覽し
とせられ度厚其の、御さう御預境も候故、御養生に御ゆたへ候座なく候、御持統さま
との事候へ共、本、御うつさのししやうこと候由、御者共申、御自分にも其とせうに
御召候、御事候にては、此御養生なりかたう候ま、内々御出され候こと、由水の風登
本と御預境候故、御氣を察せられ度登召候、御事候、武家へ御合られ候へは、御けい
こと申付られ、御預守あまたの人御引其し、供事いたし候へは、京都にてはさ程の事めつ
るしく候故、よひ候ともいはず、何致まで見物のもの御集候、今程かやうの事、別して御
本意ならす登召候、後光明院御事は、御しめくあつての御謀もあらはれ候事にて候へは、
何と御御目式と受れされ候ま、由共は外様の人には御判理もあるましく登召候、御事候
とも、貴院の御行さうにて、御心もしふけに御御山飯水のやうなる御事は、人のかまひ
今もいかくに登召候ま、御うつさのさう御御あそはし候折ふしは、たれと人のしと

八 後水尾天皇御御印宸筆

一四三

候はぬやうに、あそはされ候て、御茶居其のあたり、誰々の御命などへ、御風をらせられ
度登召候、さためて、後日やかて抄法候はんま、その折よし／＼將軍家御耳へもたてら
れ候はて、家老の余も御付られ候はぬ分にもてなされ候は、何よりも／＼御願そくは受
召候へ候、御家御事、すこしもあしなまなる御事に候は、御出され候事も候ましく
候へ共、さら／＼さ程の御事にては御座なく候、御代々仙國にうつらせかほしませ候て候
は、誰々の御事其例かそへつゝされ候はぬ事候へとも、つゝに武家へ御合られ候事も、御
けいことを申付られ候事も見と申候はす候、後土御門院、後かひは原の院、後奈良院、此三
代は風化にて、御中も御かになり、仙國の御しつらひもとのひかお候故、御疑疑なく候、
其後、正徳町院太閤御事御ちそう申され候て、院に及らせられ候へとも、御年七十五にぞよ
はせられ候故、萬事御座候にて、御事などの沙汰もなく候、後鳥羽院は東照宮と御不相の
事候の事候、萬事御つゝしみの事候、其上御教諭の後、程もなく候つる候、其御沙汰もな
く候つる事候、此度大坂院殿、よろつ御入魂候はんとの御事にて御合られ候て、御いけん
にまかせられ候ての御事候、舊き記録などのそき申候は、御事御御止つゝよく候事は、
いか／＼したる事と、却てあやしみ申候事候ま、御事はいかやうに候ても、武家の御御

候にはならざる御事候、ばか者など候てはとの、御さつかひのよし候つれとも、人の十人
とも召し候者の、はかものに出あひ候なるとの事は、京都にては、むかしより今にたぬ
しなき事候、其上御事か御には、てうかたきもなき事候へは、さ程のかたの御用心は、か
つて入申候はす候、又夫事などの御さつかひも候やうに候つれとも、御情主の御所などは、
別しては候のよう心もいたし候へは、是又別義なく候、此外に何かともされ候て、太平
記のやうなる事など出来てはとの御さつかひも候やと、思召合られ候事も候へとも、是は
三千聖外の御事にて、御心を付られ候も、ことかかしき御事ながら、さやうの事など登召
もよ候は、天照大神正八幡宮以下の冥成にそむかせみはしまし候へ候、御も御みし
ん候候はぬやうにとの御事候、さやうに候へは、將軍家御心にかゝり候事、ゆめ／＼なう
御事にて候ま、右のとと首尾よしやうに、御才覚候て進上候やうに、ひとへに難思召
候、此外御身のうちへの御事、一事としても御事候はす候へは、かまぬてさ内かの守を御印
られ候事も候ましく候ま、御合御まとい候やうに、よろしく申候へとの御事に候、

御印 政仁朝印

八 後水尾天皇御御印宸筆

一四四

今日よりして之を見れば、決意が、ただの難宮への御事と、かほとまで御御座なさらなけ
ればならぬかと、殆んど想像の外である。天皇・上皇の御御居は御し奉るに似たり、幕末
前後親王家の憤慨したのもここにあつたのである。
酒井忠勝が、右の宸翰を讀いたその結果が如何になつたか、明かに之を説くべきものは見
えないけれども、この翌年、明治元年より後水尾院が幕末御事院へ御事の事があるのを以て
見れば、幕府に於てはこの御御座を奉じたものらしい。
後水尾天皇は、寛永六年に幕府の威政を御憤りなされて、御隠伏あらせられたが、その時
には二十四歳であらせられた。今この酒井忠勝への宸翰御代前の後光明天皇への御御誠書と
併して、之を御隠伏御後の御御子と合せ考ふれば、後水尾院が幕府に對したまふ御御座が如
何に御和にならせられたかが推せられるであらう。この御御座の御御座は何にまよて然るか
といへば、一化はもとより御年の御御座を候ませられたにもよるであらうが、その御御座は佛
佛に源による御御座の御御座によることと推察する。
後水尾天皇は御御座の後、多く御御座を延びつけられた。先づ第一に召されたのは、一徳和賀
である。一徳和賀は名を文守といひ、曾其其皇の第三子で、慶長十三年に生れた。元和七年

十四歳を以て相國寺の雲居堂に傳し、ついで御の南宮に傳是齋齋に傳し、寛永二年、十
九歳の時、横尾山賢俊を拜して剃髮し、戒を受け、再び前宗寺に歸つて修業に從うてゐた。

寛永六年に、淨苑が阿の妙心・大徳兩寺の法座事件で流罪に當せられた時には、之に従うて
出羽に赴き、之に侍する暮年律にして歸洛し、沿河因村に開多庵といふを結んでゐた。時の

大徳堂御信持は、淨苑とは相知であつたが、その縁故で、一時とも無量の因であつた。つ
いでその爲めによつて、横尾山山主に拜謁し、深く御師位を受けた。寛永九年、又淨苑の山

阿尼を結び、之に移つた。十一年に、山主あつて別に利江を建てられた。山元光慶等が
山に入つて參じたのも、この頃の事である。この後、山に入らうとしたけれども、國體を

以て畏れず、ついで妙心寺の最重其庵の法を嗣いだ。十五年には、上皇の命により、入洛
して西宮庄に一字の禪庵を創め、之を寶徳庵と稱した。ついで十八年には、丹波の福江庵の

北に、方丈・法堂・庫裏等を建てられ、上皇の善殿と稱はつた。これが即ち大徳山法常寺であ
る。寛永二十年、江州の水鏡寺に住し、正保二年、奥に歸つたとき、上皇は得と稱はして諡を

しめられたが、聖号になつて、世に傳はれ、終に歿す。三月十九日に寂した。公を尊ぶる者、
尊号を尊ぶる者、在り西宮寺あり。

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

靈應寺の建立は横尾山山主の御傳記に因ることであつた。一編が入寺の時の場に曰く、
「靈應寺、我未加身、前院御地住、草庵、不基堂有杖、外庭、夢草、佛堂在、幡瓦、」

萬向堂御開、君也、直傳無、由、傳之門、阿海九河神方、不、妙、時、地、復、雲、草、」
歌謠、奉、利、受、物、業、」等、聖聖聖聖聖聖、朴武家風草不、前、長、給、實、業、祝、遊、年、」

一編は、深く上皇の尊嚴の思を感じて附たのであつて、その偈の一句一句、みな縁願より因
りて、香通御僧が御辭を列べるの比ではなかつた。「敢て榮利と稱て御業を受けんや」といふ

は、幕府に對する孤憤をのべたものである。「朴實の家風草草ならず、長く實業と稱じて遊年
と祝せん」一編の心中には、皇家より外何物もなかつた。

寛永十九年の冬、一編、上皇に侍するの次で、上皇は三省の御製を平された。いづれも古
朝の語を以て題としてよまれたものである。その御製は「陽泉風」の中に歌められてゐる。

陽泉風
陽泉風所住而生其心
のしや誰とはこたへよあまのこの
やどもさだめぬなみのうき舟

中塚園時風
さやけしなかいこを出るとりがぬに
やぶしもわかずあくる先は

中塚園時風
立むなくかいこの島の道こそ
山もさばらず海もへだては

陽泉風所住而生其心は「全陽風」の原文である。その心持を海士にたとへて、一生を舟の
中に過し、宿も定めず、波に任せて、國嶺津航、自由自在なる境涯をよまれたものである。

「中塚園時風」は「陽泉風」よりも出た句である。「中塚園時風」は島の朝に成
就の時、甚島以外よりのつき、子は内よと稱して、國嶺に彼を頼つて出生する様と、修行者が

願縁際にして、無明の彼を破つて悟道に入るにたとへたので、即ち林叢の茂りたる中も新て
なく、明光のさやかなるが如く、悟の附けたる境涯をよまれたものである。「中塚園時風」

は彼を用たる島の自由さには、山も海もさばりなきが如く、無明の彼を破つて、悟道に
入らるるもの活潑躍進の狀をよまれたものである。一編は、この御製の末の字、舟・光・海
を取つて、漢句を奉つた。公の語は尊す。

正保の初め、上皇は、先帝より傳へられた偈を一編に傳はし、之に海嶺をもへられた。
偈の語は、使をもてかそへしるるかや、人の使のさしもみしかさか、かへまほしき事よ、

故院の僧に御手ふれし物とともへは、前御の偈は、唐右に畫て御々もてならして、いつ
しか昔年あまも七とせに成ぬ。今はとて、本願寺の住持にゆつりあたへて、かの寺の具と

なまじむ。かのつから所西懸尾書寫の功をつまは、左とか始終にならさらんやとてなん、
偈はあれどもみか御かげをみるめ難き

現の水のあはれかなしき
最後は説の請のふたよまで
取つたへてしかたみともみよ

和尙は偈を以て之に對へ奉つた。「この偈は尊す」
又或る時、一編は時十歳を過つて、その山居の狀を寫し、その懷遠する所を稱べて之を上
つた。上皇はその時の末字を取つて、偈を以て之に對がせられ、且つ親しく賞讃を賜めて、

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

八 横尾山山主御信持御傳記
一四七
一四八

北山皇親寺の所領申つかはさる。此比のしくれに謀のみみちいかいと
とはいふ御影がある。これによつても、承寧が疎過を賜はつて世な種子は知られる。その間に

とはい、やまきの空閑のあきの色と

その自身は、勝經寺家で、父は重隆といひ、正覺町天皇から後醍醐天皇の御代にかけて、武
東條家をつとめた人である。東寧は、その六男で、相國寺の西院承寧について、法を嗣ぎ、
寛文八年に寂した。

妙心寺の靈廟の義も、亦嘗て院の御名に預つたことがある。香齋は大板陣の香林城福右衛
門を以てより親交あり、香陣に國右衛門を導いて、共に大板に籠城したこともある。寛永十
一年、後水尾天皇は、何の事情も無きに官ひと割かざられ、禁城を遣はして、之を召さ
せられた。嗣は一たびは之を許し幸つたけれども、一向の勤めにより、つひに参内して香齋
願を許すにかなうたも傳へられてゐる。(香齋願記年記)

八 後水尾天皇御代御影

一五五

一五五

一五六

次は同じく妙心寺の愚堂東定である。愚堂は藤山登蔭の資である。一輪和尚も師に就して
その印記を受けた。後水尾院は、嘗て師を召して、その遺教を傳へしめて、静氣の精其なるを
喜ばせられた。寛永十三年には、院御所に於て、特に法式を備へて、其座法せしめられ、
一時の衰微を極めたといふ。この後も屢と召して御書を授けしめられ、その度毎に御座を下
つて懇明し給ひ、冬日には幅を披つて對するを罷された。ある時、嗣は師を召して問うて曰
く、古人言へるあり、即心即佛と、是なりや否や、と。師對へて曰く、若し是といはば、則ち
人々之を指して未だ是處に到らず、若し不是といはば、則ち大海に因つて言下に大悟せ
るか、此の問宜しく教旨を盡めらるべしと。ある時、また院の間はせられていふ、道人と僧
人と死後如何にと。師云ふ、肉體滅つても不死せず、併つても亦死せず、と。院は感歎惜か
せられなかつたといふ。かやうにして、愚堂は特に院の恩待を蒙りし。萬治三年、愚堂歳
八十有、院の御所に參つて、法談をして終つたところが、度々眠くなつて來た。そこで御座
の側につけて、いびきとせし水がら唇を濡してしまつた。然るにその日、後水尾院は御約束があつ
て、或る門跡と共に女院御所へ行かれる筈であつたところが、どうも愚堂東定が其處に寝て
居るものであるから、秘して行かれる陣はなほかぬといふので、この處にして寝かして置いて

御約束の女院の方へは、今川公から御事か參つて居るから對し難れる。といふ使をやらされた。
そして東定が覺めてから、俄で參られた。女院が、川公の客とは誰でありませうか、と御事か
なされたのに、外ではない、愚堂である、と仰せられたので、大變驚かれたといふ話がある。
この時に、愚堂はひよつと目が覺めて見ると、院の御前で静養をして居たが、別に大して
驚きもしないで、あお鏡く眠りました、といつて歸つたといふことである。(香齋願記年記)

後水尾院が、上は擧げた御影を後光明天皇に御贈りなされたのは、承寧の御影であらう
かと申してゐたが、それは其時承寧、愚堂東定等の参内後御申上げて居る頃のことであつ
た。御譲位の頃はげいしい御種子と、この御譲位にあらはれた御影したる御性格とを見べ
見て、上は擧げられた一輪、香齋、風林、密旨、愚堂等の参内後法談の事を思ひ合せれば、その異
に何等かの關係があるのではなからうかと考へざるを得ない。

後水尾院は、この後、妙心寺の親法性御について大いに参究の功を積まされた。後醍醐
院史和實が承朝の時、妙心寺の竹向と云れ、真直に別居して、つひに真直の問立を見るま
でに努力した人である。この親法性御は、明和三年に初めて院御所に從して、其御印記にか

八 後水尾天皇御代御影

一五七

一五六

一五八

なひ、福澤寺に歸してました。
寛文四年親法は院の部を委じて、江州日野の真明寺を再興し、ついで真直と別居したつた。
同五年には、先子内親王受戒の儀をまつた。内親王は修學院村の林尾寺を創められ、法
號を龍山元通と申した方である。龍直はこの後も屢と参内して、法を説き奉り、寛文六年に
は、「心經」の要義を説いて、「心經口誦」一卷を撰出して、取覽に供へ奉つた。福澤寺用慶
瑞寺には、今にその取巻を傳へて居る。七年十一月七日には真直御影を下して、真直受戒の儀
儀をのべさせられた。その御影に於て、「願み思ふに世々の参詣は、皆是れ自心に從つて、
法を解ず、今や諸願を取つて、自心を證す」とのたまはせられて、御佛母の上に、一設の
法座を直置したまひ、「初儀を講して、法に集へず、仍つて真直を染めて、以て乳哺を計
す」と仰せられた。如何にも御事かの御種子を賜はるに足るのである。翌八年には、親し
く真直大板を受け給ひ、九年九月二十日には、再び真直御影を以て、特に大宮正統御影の儀
を講ひ、また從前御影を奉るる「真直御影」を改めて、「真直御影」と名づけ、御序を寫し、
勅紙として之を刊行せしめられた。
この御影は寛文十年八月御影の御化までつづいたのであつた。院が「真直御影」「真直御影」

同十三年二月三日、靈源寺の巫山を遣はして訪問を下し給ひ、聖元の高貴に稱ひ、御職の親書の遺を賜はつた。後年林丘寺阿闍梨光内親王の請に由り、聖元奉答の一句「萬別千差一掃空」の七字を宸翰に染めて、之を善樂山に賜はつた。今に萬福寺に保存せられてある。同年四月三日に、聖元が歿した。その御日に大光普賢國師の號を賜はり、また詩書を賜はつて、御著問之寶也、御供御可、誠敬願、身代々之とまで拜せられたのを見れば、その御諱のただならぬを感し奉るべきである。

以上は、御世御書に關んで、後水尾院の御信御に就いて、その一處を申したに過ぎぬ。御歴代の内に於て、佛教に御歸依なされた方々も少からぬことではあるが、その御信御の深くして御も御實であらせられた方としては、まづ後宇多・孝圓・後水尾の御三代をあげ奉らねばならぬ。而してこの御三代が、何れもその御信御によつて、特に種々の御實に安せられ、その事がまた當時の政局の上にも益々深く御信御を有して居たことは、政教相輔の歴史を考へる上に特に注意を要することである。

後水尾天皇はまた佛學に於て深き造詣を有し給ひ、夙く希聖希賢・金剛院佛尊等社會じて經書を讀せしめ、また真山の長老として「東坡集」「古文集賢」等を譯せしめられた。また赤松云華を召して永く延侍せしめられた。雲華は名は正賢といひ、藤原の神主赤松正成の男で出でて赤松氏を立てた。寛永四年、十四歳の時、赤松人に召され、六年御讓位の時より御臨に候した。慶安四年御落飾の日、御相侍拜付られ、名を正嗣と改め、雲華と號し、袂衣を着けて御伏し、延寶八年法皇崩御の儀致仕し、元祿五年八十歳を以て奉じた。後水尾院に在仕すること五十四年に及んだ。その學歴としては、寛永十二年伏見聖志（作佛書院の）の門に入つて經書を學び、下冷屋宮院について詩を學んだ。明暦四年法皇に召されて、「孟子」を讀誦し、御威と蒙り、「大學」の一句「至善」の三字を染めて之を賜はつた。その哀悼は今はその子孫の家に傳はるといふ。

「皇宋事實類編」十五卷の建康の如きは、實に本邦御史の上に特筆せらるべき一大美事である。この書は後水尾天皇の勅により、元和七年に御詔字を以て宋國より覆討したものであるが、後に文庫に於ては、その原本亡佚したので、この點面によつて、幾かに其に傳ふることを料たものである。かくの如く、漢學の御新讀または御覽讀が、いかばかり聖徳の精華に賞し奉つたか、その影響する所は蓋し鮮少ならざるものがあつたであらう。

於ては實に後鳥羽天皇以來の歌歌と御がれたまふ。繼いで近位を奉めて「伊勢物語」「源氏物語」「古今集」「百人一首」「洋歌大軌」等を讀し給ひ、その御清淨潤澤の顔が今若干体はつて居る。また五匠の學問博識の實の例に試案の供を定め給ひ「日本紀」「國語抄」「因書」「文選」「毛詩」など、和漢の書について、並に試問せられ、若年の公卿衆たちは、かなも頓まされたらしい。「御世御書」御供御書に、御覽讀の御實を記す。

天皇の御世にかかる「詠歌大軌御抄」(皇朝文獻館藏)の御覽讀の御實の中に、先奉天皇の「君がため奉の野にいでて若菜摘むわが女子に雲は降りつゝ」の御覽讀を御覽讀して、次の如くに記されてある。

此御歌は有心體也。心といは隱したる體也。調足らずして、心あまれりといはたるとはかはるべし。

是は餘宴の時節、雪を凌ぎて若菜を摘む心也。若菜つむといふに予勞の心こもれり。雪は降りつゝといふ所に心を隠したる歌也。調上ほどの人の、如此かちならて若菜つみたまふは何故ぞなれば、君がためなり。君が情とは上一人より下萬民にいたるの心也。君も長久に候もゆたかにと祝し給ふ體也。以下に若菜たまふとて、如此の予勞の體、王直の肝實、庶民の體に叶ふことなり。雪は隠體の方にとるなり。

一首の歌も、かやうに解釋して、その深意を究めさせ給ふ所に、天皇の御生庶民の厚き御恩を感ふべきである。

後水尾天皇には、また有名なる「宮中御事」の御抄がある。この御本は、年中御例の公事及び御中に於ける種々の御世儀の事を記されたもので二卷あり、假名文を以て書かれたので、「假名御事行書」ともいふ。この御本は、後光朝天皇御在位の時、天皇に御せられる御めは御せられたもので、正保・慶安朝の御著作であるが、その後、永享二年六月二十二日、皇親貴上に、後光明天皇への御贈進の御書本を御失し、御書本の漏つて居たのが、萬治四年正月十五日、徳正法皇及び女院御例の表上には、その其を漏れたのを、再び御改めて、先奉天皇に御せられたものである。その初めに、御序とも見奉るべき一節がある。その文によれば、聖仁の亂このかた、宮中日々零落して、祭文・建武の音に阻るべくもあらず。信長の天下を蒙に致めしより、漸く其の經營を始め、家法因循を平けて絶えたるを觀望されたるを無し、當めに金剛再び光を輝かし、ついで若菜より家法若菜にまじり、百敷の古き新讀を改めて玉と刻きなせるは、是れは若菜の比にも及ばず。御覽・大

五、文天祥の忠告

文天祥は有名な抗敵を伴つた人であるが、正氣歌は即ちこの忠告中費の中にあるのである。宋末にて、元の高宗に降して終に捕へられて、南囚の中に衣帯中費を作つた。衣帯中費といふのは、裁られた後に残した所が、衣帯の中に縫んであつたから、かく藏するのである。

六、謝枋の抗敵論

謝枋は先づり文天祥と同じく宋の忠臣であるが、宋の末路に出て、元の兵と戦ひ、妻子とも皆捕へられ、拷問一人九十三歳の老母を奪うて山の中に逃れた。その後、宋が亡んで元の帝が捕いたけれども、謝枋は降せず、捕へられて食せしめて死んだ。この謝枋は捕へられて元の軍軍に行く時に作つて、自ら忠誠を誓つたものである。謝枋は有名な文章家であつて、「文章集」を編纂した人である。

七、宋士謝枋の忠告

謝枋は矢張り元の朝にお出た人であるが、自分の生れた土地は、宋時代と高宗に降された事のない事であらうといふので、どうしても宋に降はなかつた。先組は宋清らかな民であるといふので、自ら中國皇帝と稱した。宋に仕へて居る光ののではないが、唯高宗の元を仕へたくないので、皇帝として教授して居つて、この高宗行を作し、正氣を唱へたのである。

八、明方東樹の忠告

これは明の第二の義文帝に仕へて居つた人である。魯の魯文公王が世を去つた時、方東樹は之に效法し、魯に歸へられて魯王の所に引居された。文章を著く事から、その時の習習を著くことをあてられたが、聞かない。或は利を以て請ひ、或は辱しただ聞かないので、魯王の一人八十四十七人も、彼に代わつて著くことを頼み、彼に本人を七日間かかつて筆を授けしめた。その時、方東樹は彼に「七、七日の間魯王を請つて死に至るまで上まなかつた。その節へられて行く時は、彼を以て、自ら絶命辭を記して、決心を示したのである。

これ等の節を以て方東樹に至るまでの者は、皆國の不幸な時は、正氣を唱へて身を執したのである。そのはさは何れも述べられども、各々自分の地位相違に、自ら心に安んずる所に応じて、王に誠心を盡した。ただ方東樹は忠告を述べなければならぬといふ強固の精神をするよりも、かくの如き事をして以て説明した方が、最も親切に人心を感動せしめるに都合が宜いといふので、謝枋はこれを編して、それによつて説明を加へたのである。

竹内式部はかやうな書物と教科書として、公家衆に教へて居つたのであるから、その特殊の思想は、感人に感えるやうになつて居た。その精神は、強く名分を論じて、幕府が政權の柄から奪ひ取つたのは宜しくない。たとへ幕府が政權を行ふにしても、天皇を奉じて居

狂に轉つてやるべきものであると論じて、懐く國を治る事などもあつたといふ。その説は、日本に於ては天子ほど尊い御身柄はない。然るに今の人々は將軍の尊いことを知つても、天子の尊いことを知らぬのは如何なる譯であるか。是は畢竟するに、天子も御徳と稱されず御學問が不足である。陛下は如何であるかといふも、爾日以下の者も、何れも不學無才の者である。それであるから尊貴の方を尊んで、天子の尊い事を知らぬのである。故に天子より陛下御學問を強く願んで、その政を輔へたならば、天下萬民が皆その徳に服して、終に天子の方に心を寄せ、自然に將軍が天下の政權を返上するやうになるのは必定である。それは實に家を返す如くであつて、公家の天下になる事は弱かであるといつて居つた。是は、その時、式部がどういふ情義をやつて居るかを測べられた時に、その種子を當時の武家権威廣橋兼房が、目録の中に書いて居るのによつて知られるのである。この思想は、言實こと變つて居るが、「保體大記」の段く所と所人と同じである。

公家衆は、式部の説を聞いて、之に感服すること夥の形に隨ひ御の聲に應ずるが如く、實に子の尊ひ足の踏む所を知らぬやうな者で、ひどく感服したのである。そこで、その誤解を認めて居る者の中で、世を在氣の若共は、氣が湧つて、決意奮発の志御へ強く、軍學を講ずるものなども出て来た。何でも幕府を倒さねばならぬから、今から軍學を修め、兵法を習つて、御座る學んで置かねばならぬと、俄かに武藝を講ひ、弓馬を試みる者があるやうな譯であつた。そこで、幕府で、世のの小者に習つた公家衆は、御座の極く静か文雅に出ては御座る立會などをやるやうになつた。さういふ事が漸く御の耳に入つた。爾日一徳道香は、若い公家衆達が、感人に其説を告げ、御座ることを請うて居ることを聞いて、この事があるも國吏の方に聞かると、血々しい大事になる、大いに心配して、増長せぬ中に直かに停止すべしと命じた。そこで竹内式部が、どういふ情義をやつて居るか、その懇切に注意した。そして弟子の一人であつた鳥元光忠を喚んで、どういふ學説であるかといふ事を質問した。鳥元光忠は、いろいろ辯明して、右の事が事實でないといつたけれども、なかなか聞かれない。爾日は武家権威廣橋兼房・廣橋光國と連して、廣橋代筆平澤高にその事を通知した。廣橋代筆は更に京師の町奉行として、竹内式部を訪問させた。ところが、式部は別に大して悪い事はないので、加勢を講めることができないで、その後釋放された。

時に寶曆五年、徳川天皇は寶曆十五であらせられた。従軍もいろいろ學問の御座る古は逆ばして居らせられたが、もうとろろと若くは御座る。徳川天皇の學問をなさらなければならぬとい

ふ時になつたので、徳大寺公純——この人がこの無事に取つては文政者であつた——并に入
 我道等が相談として、其徳福貴には、竹内式部の學政を並置するが宜しいといふので、傳
 頭の伏見寛實が、式部の學政によつて、「大學草創」「孟子集注」などの御講義を申上げた。
 その時の様子は、世徳天明天皇が漢唐の古註を讀して、新に朱子學を御採用になつた御様子
 について居ると、有志の輩上たちは感奮奮望したといふ。徳大寺公純は、病小治公文・西園院
 時名・正親町三條公積と謀り、何は又日本の御書と御書にならなければいかぬとして、小治の
 時に、「日本紀」の重訂を始め、然るに、同志仲興の意欲のもの等は、極端派を出して、
 地かに幕府を倒さなければならぬ、といふので、烈幕急進論を主張する者があつて、社黨を
 編んで居るといふ風潮があつた。そしてその存命に於て、酒宴を催し、その間には慷慨悲憤
 の説が閉るといふ噂が流れた。

時に寶曆七年、その頃、一條直吉は關白を誣いて、近衛内親が關白であつた。一條直吉は
 は、事實の容易ならざるを察し、近衛關白にこの事を報告した。近衛關白は、一條直吉は、
 有大臣九條實實・内大臣藤原賴平等と計つて、青崎門院、即ち先帝後町天皇の女御であらせ
 られ、徳川天皇には、御實母ではないけれども、嫡母に當らせられる方に申上げて、公家衆
 たちの御書讀を停止すべきことの上を仰いだ。青崎門院は、御自分が二條家の御出身で
 あらせられるが、弟御に右大臣二條實照といふ方があり、またその嗣子に宗基といふ方があ
 る。この二人とも、山崎闇斎の衆加便を學んだ事があるが、門戸の鬼が強く氣象が烈しくて
 傳通するに困るので、かねがね心配して居られた故に、主上にも強加の説を閉すのは、必
 ず御爲めに宜しくあるまいと思召された。よつてその建議を止めることを御賛成になつたの
 で、近衛關白は意を決して御陳め申した。この事は青崎門院の言に出で居ることでごまか
 すると申上げた。天皇は、青崎門院の言に依るならば赦し方がないとして、終に採用せられ
 るべく、暫く御止めになつた。關白は朝臣等に建議停止を命じ、又西園院等に式部の學政を學ぶ
 べからざることを忠告した。それは寶曆七年八月の事で、天皇寶曆十七の御時である。

然るに天皇の御時では、神書「日本紀」は日本の由つて起る所の根源を説いた書である。
 然るに日本の主でありながら、日本の書を見るのは宜しくなくて、唐土の書のみを見るは宜
 しいものであるか、如何なるものであるか、といふ事で、私かに青崎門院に、もう一度講義を
 始めたいといふ事を御相談になつた。青崎門院は、つい先達で、八月十六日に御土めになつ
 たばかりであるのに、十月になつて、また始められるのは如何であらうか、といふ事で御と

めになつた。この間に、徳大寺公純などは、私かに神志の類と同つて、内々で以て、天皇に
 「神代卷の抄」——抄は漢譯をしたものといふ——などを寫して獻上した。或は又文學などに
 事考せては、私かに伺候して、朝輔の回復せられなければならぬ所以を言上した。その翌年
 になつて、寶曆八年、寶曆十八歳の御時、正月に天皇は改めて近衛關白と御召しになつた。
 御せられる事に、今の世は誠に泰平のやうであるが、然しながら是は誠の泰平ではない。朝
 日の事は頼られない。「日本紀」といふものは、日本の由つて起る所を記してあり、是は第一
 の義であるから、この講義を始めなければならぬ、と仰せられた。關白は恐れ入つてしまつ
 た。さて申上げるやうは、この事は先達で、青崎門院も御心配になりました事で、昨年も與々
 内前に御せ事があつたのでありますから、唯今内前一人で直ぐに御新けを致しする事は大
 切の義のごとごりまするので、恐れ多く存じます。尚ほ一應國家を固らされて、更に女
 院様に御相談を願ひたいといふ事を申上げた。その間にいふいふ御問答を二三度続けた。
 然に天皇は、一體内親、その方は女院に從つて居る者か、何れに從つて居る者かと御せられ
 た。内親は入つて、それは申すまでもなく、前に從ひ奉る義にごとごります。御代々御恩を
 蒙り、一列御様の事ながら、おいて内前は、中御門・櫻町所院の御恩を蒙り、藤原代々御

關白様に御せられたのは、別に當今の御座と夜夜朝夕相尋ねて、心のだけは忠義を盡し相尋
 めまする敬情でごとごります。その爲めに、心に存するだけの事は、憚りなく申上げる程まで
 ごとごります。と言上した。それから暫く日を置いて、天皇は、曾國の根源の事であるから、檢
 査し難く、どうしてもまた「日本紀」の講義を始めたいといふ御沙汰を下された。そこで、
 内前は、先日も申上げた通り、大切の義でごとごりますから、内親一身で御せを承取計
 つて、若しも、よと女院の御耳に入りませれば、如何程に御苦勞に思召すやも許されませぬか
 ら、女院の御身に入れての上での事にござらぬと申し上げた。然るに、天皇に言かせられて
 は、女院に申上げる事は憚り多くあらせられる。何故かといへば、昨年も、この事について
 女院は非常に御心配になつて、夜も寝か御寝あらせられなかつた。餘り御心配を併けては所
 直から、今度は女院に申上げるとお伺しになる、申上げないで、内前關白の許らひでやれ
 とかういふ御沙汰であつた。内前女官に聞つて、理道青崎門院に申上げた。それで、青崎門
 院は、そんなに御熱心であらせられるならば親ら御との申しても、御土めになるまいから、
 それでは強く御々で、世間には聞れないやうにして、御召されたならは宜しうございませうと
 いふことであつた。それで、是までは一般に若い公家衆達が拜聴して居つたが、今度はそれ

九條實實

ではいかぬからして、關白が後に附いて居つて、監督の意味で、政治を事がいへまやうにして、西園院時名を召されて、御義を御召されたのである。

徳大寺公成は、この事を聞いて、官に召んだ。久しく歸つた所の御義が、又始まつたといふので、大層喜んで、その由を詳しく日記の中に書いて居る。何故徳大寺公成がそんなに喜んでかといふと、それには深い理由がある。それは、昨年御止めになつてから、徳大寺の一派の同志は、この御義が止めになつては困る、折角自分等の學識を、天皇に勧め奉り、皇威を擁護する基を造らうといふ事であるのに、その御止めになつては、自分等の考が水漬に歸するからといふので難かに天皇に申上げた。それでその御義が再興することになつたので非常に喜んで居るのである。この事について、藤原正親町三條公成と徳大寺の徳同志二三の人が御義をしたのである。徳大寺はその日記に記して、去年以来、吾々の苦心は誰も知つて居らぬ、それを御止めたのは、實に喜ばしい事であると書いて居る。

『嗚呼去年以來、公成卿之御義、同志數輩之外知る者なし、而して今日の恢復にいたる。千歳の忠なるは、然し主上難く此御義を御召し、實て大典侍・徳小島前大納言（丹生）御門下等（その御召を文書）等へも御聞けらるる事なく、實敬を定て、關白に御聞さるゝの第

一心にあらずんば、公成卿の忠志も通しかたからん、嗚呼主上御聰明之御考、相續て此御義を御召し候はば、異日の御義はまさりなくおはしなして、千歳御義之道、此時に回復して、我國のかしこさ、此若の御事に非んと、臣等同志輩、頭をのへて有侍云々」と記して居る。

この時に當り、同志の御義の者は、承久或は元弘のやうな事件を起さうといふ計畫を立てた。公成衆ばかりでなく、いろいろの浪人も這入つて来た。肥前の入道助元身、それから藤井右衛門など入つて来て、變に計畫を立てた。それについて、種々の作案計畫が案ぜられた。金澤の前田・富山の前田・久曾衆の有馬・細川の立花・大洲の加藤・熊本の細川・佐賀の島島・小樽の織田・喜望峯の足利等、かういふやうな御王の御義に命を下し、一面は大坂を包む、二面は御義を擁護して、蘇我が既成したる、京都に火を放ち、大坂・伏見・大津などを奪つて、京都の御義を擁護してしまふといふ。その時に取つては、夢のやうな計畫を立てて居つたのである。けれども竹内式部は餘りさういふ御義の案にはおはらなかつた。然しながら、同志の徒は、式部を以て御王の御義と仰がうと考へて居つたのである。

前掲白一様御書は、かういふ御義を聞いて心配に成つた。どうしても神考の御義をして居ると、それを本として若い公成衆が案を起すやうになる。是はどうしても御止の中さなければ

ばならぬといふので、右大臣九條朝實・内大臣藤原頼朝と共々、關白近衛内前を許し、御義の御義の中を申上げ、御義に及んだが、天皇はどうしても御義を人に任せられない。是は或る夜夢に日輪のやうな、又人の身體のやうなものを見て、例となく心が安くない。且つ先帝で、神考の御義を聞く時に、内侍所に拜して、必ず申上せざす、といふことを誓つて置いた。中絶すると、神に對して恐れ多いから止めない、と仰せられた。近衛内前は、これは明神御考の折に、最上の御考、神に御断り仰せられたならば是を言ひませぬ、と申上げたが、どうしても御断りにならない。此後一兩月だけ御義を御許しになつたのである。かやうにして、神考の御義は、十二回を以て中絶することになつた。

内侍等はこの御義では御断りないから、更に青崎内侍の御許しを得て、正親町三條・徳大寺等の人が、右側に居るから、よくない、之を御断りなければならぬといふので、御断りを逃げることを回つた。さうして閣下伏し、徳大寺・正親町三條などを退けることを許した。その理由は、御断り化し、御断り仰へて、往來を結んで居る、一體人々が宜しくないから、役を退けるといふことを申上げた所が、天皇なかなか御断りしない。けれども、いろいろと申上げて、終にそれを許された。それが寶曆八年の六月十日のことである。それで徳大寺など

は御断りに出ることができなくなつてしまつて、案に引込んで居た。ところがその引込んで居る中にも、案に島丸光景からして、今度自分達が御義を御付かつたのは、天皇の御意に出た事ではなくて、關白が無理に許らつた事である。天皇に於ては、不測に思召して居らせられるといふ事を聞いたので、實に有難い、千歳の本領がここに渡つて居る、彼らには御義の基に頼り、御義を安んじ奉らすを極むる事である。彼に持の来るを待つて、大いに御かうといふ事を日記に記して居る。

徳大寺・正親町三條などの御断りを命ぜられて後、三日を經て、天皇は更に關白内前を召されて、御義の御書付を賜はつた。この御書付は後述の如くである。

此間御書一列より、御書付のこと、すいか使にては、案に成まらぬ、さるによつて、例とそやむる案にと、たつて關白申され候故、再心せされとも、相やめる由云、其後とくとと人使所、再心せずしてやむること、先如何、其上懸存案にかなはぬ御論、又一列被申候事、道にかたうにしても、再心せざるを、やむること如何、道の新故、このまゝすてをさかたき後、被後なにかあしきゆへ、案に自ら申し申さるゝを、心底いよかしう思ふ、さためて御断りのわけ有へし、くはしく御断りもよ、名々に所存御書付、御断り被上なり、大御

道は、わか大徳及阿の大徳と、高世の道に心をあはせ、天地自然の道をかえかへて、たてをかえられたるわか國の大道にして、歌は勿論、政をとる人、必まなふべき能みなるも、此間も、神家道より則は何も明存まじし申さるも、なるほど右樂より則は、さしつかひもなき事故、さやうにしたり者なり、まなかせ、右樂に歸へき人證相かよひによつて、これまては流れてたしきやうに思ふ、去ながら、一列より被申通り、證相にかなひ、神道にまじりかまふも、明白に知らば、必一列より被申しとを用ひ、山崎流傳文しき道、さて又樂存神真義理にかまふもなれば、これまての道にて則何事なり、只今は一列両存と置存と相違なり、二つのうち、いつれが道にかなうと、伏不、成、分明、也、

この真傳御書付の大意は、この田圃家一列のものから、『日本書紀』の道徳を問うのに、證相流によつては其の道ならぬ、何とそまめるやうにと、明白がたつて申した故に、御心はまなかつたけれども、止めると申した。然るに、その徳道と道徳として見るに、御心はまなかつたといふ事は如何であらうか、その上に置存の道徳天の道徳が、道徳にかなふもなれば勿論のことであり、また攝家たちのいふことが道徳に叶ふとしても、御心はまなものを備ひて止めるといふ事は甚だ如何はしい。道の事であるから、このまま捨て置り難い。かの道徳流といふものは、何が道なので、或めにならぬといふのか、心疑いぶかしう思ふ。定めて格別のお村があるのであらう。詳しく聞きたく思ふ。若しに考をかきつけて、其書を出しすべし。大それた道徳はわか大徳天照大神が、爾の大徳天照大神と、高世の道徳の心を合せ、天地自然の道徳を著へて立てあかせられた我が國の大道にして、歌は勿論、政をとる人、必ず學ぶべきよし道である。この類も内府等の申すには、神家の道から證相を聞くなり置存はないといふ。なるほど、右樂の申す聞けば差支もないことだから、左様にしつたいものであるが、去りながら、右樂の申す證相を聞くと足るべき人證が見えないではないか、故に證相流の方が果つてしきやうに思ふ。まじりながら、攝家一列の申すことが、證相にかなひ神道にかなふといふ道が、明白に知れたならば、必ず攝家一列の申す道を用ひて、今夜は家知流は聞かぬ。さて又樂存(天皇の道徳)が、神家にも證相にもかなふといふことであるならば、これ道の道に證相流を聞かう。今の分では、攝家一列の考と樂存(天皇の道徳)とが相違して居る。二つの内何れが道にかなふか、分明でないからである。

近衛内前はこの仰せを承つて、大いに恐れ入つて、一條前關白・九條右大臣・藤原内大臣等と通して、存管申す事に、一證相の流は、山崎流右衛門の流、傳ら流傳流から出せられたもので、山崎流右衛門は民間の信者——公家衆からいふと、格式を重んずる者であるから、民間といふと賑しい事になる——でありますから、朝廷に入るべきものではない。その上に皇位を頂へ、野卑の歌流である。その山崎流傳流が、世間村貞に傳はり、更に式部は、その傳流から傳へたものの上に、なほ自分の私見を加へて居る。證相の流が既に賑しい野卑な流傳である上に、竹内式部は尚ほ新しい。その流は甚だ難かでない。又竹内式部は世間村貞からも證相をされたやうな人證である。故に民間の道へ應いても宜しくないものであるのに、況して主上の御召されるは、甚だ以て有るまじき事であり申すべし。内前は、宜しい方いろと證相申して、終に吉田流の神道と證相流とされるやうに、御勤め申した。それならばそれを聞かう、とは仰せられたが、宜しき事宜に於ては、吉田流の者を御召しにならぬで、尤の通り、西園院時名を喚ばうとなされる。明白はそれではいかぬといふので、更に意を決して、六月二十八日、是等の同志の者を其側より退けることにした。徳大寺と西園院三條とは、御に退けたけれども、宜しき鳥丸先帝・坊城後帝・高野隆吉・西園院時名・中院通和の五人の者に所屬と稱して證相を命じた。それで先づ御前を張ぎけたから、一心と申うて討つたが、なかなか同志の熱心な者は、そんを事では届しない。鳥丸・徳大寺・西園院などといふ人々は、亦かに天皇に御辭して、明白の申上げて居る事に對して、いろいろと申上げた。明白は、また天皇に伏奉して、式部が神書御書流傳の傳に、自分の道とひどく申立て、罷り圖書を討る、見養の上でさへ、かやうであるから、證相の傳などは勿論の事である。かやうなわけで、内前等が證相流を聞へ、或は次第の中に證相を入れたら、十手を入れたらして、證相をする事がある。或めにいろいろの風説が生じて、朝廷が今に證相を生ずるに相違ない。業を結んで證相をする(業を結す)といふ風説がある。證相といふ事は、東いこと、なかなか二十人や三十人の人が業を結んでできる事ではない。又一人や二人の者が計畫を立てても、できることではない。これは早急な事、主上へなれば、朝廷の御と自分の方へ取らうといふ證相から来たのであると、いろいろ申上げたが、天皇は何とも御せがなく、唯、成程といふみ辨せられるばかりであつた。

天皇は徳大寺・西園院三條・西園院など証相流して居るのを、御心配になつて、どうかして助けてやりたいといふ思召で、いろいろ御書になつた。それで、或る時には、亦かに西園院時名を召されたことがあつた。時名は證相しようと思つたが、明白が止めて證相する事を許さない。かやうな風に、證相を命じて、なかなか天皇との御と證することのできぬ。

どうしても、是ではいかぬ。世居を官の職分をするより外仕方がないといふことになつたのである。そこで關白は意を決して、有栖川院に願つて、令旨を請ひ、更に閣下に伏して、願書を讀した。天皇は「せう事がない、どうなりとも宜しく」と申付けやうにといふ御せである。この時のこの御言葉は、内膳の日記に書いてある。それで關白は、玉置町三條・徳大寺・坊部・西御院・中院の官職を止めて、去勢院を命じ、勸解由小島登壇の官職を止めて皇族に、高倉大弁・四大膳殿共・町屋登壇の位と賜めて、道徳の付け、今田川公言・町屋登壇・藤井氏福・若松光任と追贈に、別倉智具その子若倉智具・松村宗實・正廣町三條實朝・鳥元光親に自分位階を命じた。その御杖は、式部の特選御杖が此に背き、いろいろの噂が流行して、朝廷騒擾し、朝服共が軍を結び、其杖を圓るといふ風説が起る。是は畢竟主上に異心萌じて關白なりその他の重い役人を經んずるが爲めであるといふのである。又之に離座して、女官の中にも大分罰せられた者がある。天皇の御乳母土御門姫子が豫て計畫に與つて、内膳とし太いといふので、宮中の奉仕を免ぜられた。是れ實に寶曆八年七月二十四日の事である。かやうにして、同志の人々は役を止められ、禁居を命ぜられて、もう天皇にお近寄りすることができなくなつた。

公家衆の方は、關白が、幕府に相談する必要もなく職分をしてしまつた、然しながら、御世竹内式部を越分しなければ本が治まらぬ。そこで關白は京都所代に通知をして、式部をどうかして京都から御杖の別に願ひして貰ひたいと願んだのである。所代徳平御前が京都の町奉行に命じて調べしめた。町奉行は式部を願んで、いろいろ審問をしたのである。けれども、式部の御杖が既に幕閣明白であつて、少しも罪として裁へ所がない、何處を御杖にして裁分に處するか、如何にも御に當りやうがないので願つて居つた。そこで關白の方からは、式部が公家衆に對して關軍を請つた、或は自分の職をやかましく申立てて、今に關軍の政權が朝廷の方に歸するやうになる、かやうに式部が致したといふ事、或は同志の策の中に、式部の學問が本になつて、式部を對へる者があるといふ事なども、所代に通知をした。そこで、式部に願出するも、全くよい御願が無いので願つた。のみならず、幕閣して居る内、却つて京都町奉行をして、感心せしむるやうな事柄が多いので、測る方でも願つたのである。

或る時かういふ事因に及んだ事がある。式部が謀叛をしたものの中に、關軍任儀儀儀より出づれば、萬一十世にして失はざること希なり、禮堂なり任儀が諸侯から出る、即ち天下の

政權を諸侯が有つて居つたならば、それは十世で避へると申したといふが、如何であるかといふ事問である。式部曰く、それは如何にも申しました。町奉行曰く、それは今の將軍の世が既に十代に反んで居るが、それにも拘らずさういふことを申すのは、不慮ではないか。式部答へて曰く、是は「論語」にある事だ。「論語」の言葉を致します時に申したので、別に關軍に對して申した譯ではない。奉行の付く、それは然しながら「神代卷」の講義の手筈への中にあるといつて、講義の筆記を示し、「神代卷」の講義の中にあるのは、如何であるか、誠に不審ではないかといふ。式部曰く、それは青く人の心得で、いろいろに書くので、私の講義が、「神代卷」と「論語」の講義を一日貫りに致しました。それを聞いた者が、續けて書いたのであつて、それは青く者が自分の心學を書くのであるから、願ひつて「論語」の講義を、「日本紀」の講義の下にかいたこともあるであらう。私は「神代卷」の所に於てはさういふ事を説いた事はない、と答へた。是は辯明が著いた。

さうすると、今度は奉行の申すには、一體、式部、その方は今の天下は危い天下になつて居るやうに考へるといつたさうであるが、果してさうであるか。是に於て、式部私に考へる事に、是は幾ら辯明しても、終も駄目である。何か事を深して、自分を難に附れようとするのであらうから、どうしても御致ぐらゐにはなるに相違ない。どうしても罪に犯れるなら、自分のいひたいだけの事は、いつてしまはうと覺悟をした。さて申して曰く、或程、實に今の世の中は危い天下であると思ひます。この事は、自分が講義をする時には申さなかつた。講義の時には決して申さなかつたけれども、今日現今、この決断所に於て、私の心學を御尋ねあるに當つて、微を申したとあつては、秘入るから申します。實に今の世は危い天下であると思ひますといつた。幕府の役人の目の前に於て、今の天下は危い天下であると、少しも隠せず、率直に述べたのであるから、奉行等は非常な驚きで、そこらに就んで居つた連中は、色を失つた親子であつた。式部は、貨は願ひて申すやう、何故危いかと申しますれば、衆人の言葉に、「天下有直則曲勝任儀日天子出、天下無道則曲勝任儀日、諸侯出、自諸侯出則十世會不、失矣」(諸君も御前とございませぬ。唯今は政治が關軍より出て居るのでありまして、即ちそれは孔子の仰せらるる曲勝任儀が諸侯より出て居るのであります。然れば、孔子の言葉に従へば十世にして失はざること希なりで、今の天下は實に危い天下であると思ひます。私は儒者の道を學んで居る者で、衆人の仰せられた事ならば、それに従ふのでありますと申した。町奉行の曰く、然しながら、昔から天下に陰らず、何處の國でも知

何なる所でも、治めるといふ段になると、その上に立つて居る一人のみでは、政府はできな
い。その下に家老であるとか用人とか、いろいろの者が居るではないか、さうすれば日本に
は天子が居られても、國事が下に立つて、政治をするに仔細はないではないか、その仔細のな
い事が、何故ないかといふ。式部等へて曰く、それは如何にも御尤もであります、然しながら
、關東の政治は、一機々々に京師の方に御相談をばされて、さうして事を立て、それ
が執行はされれば、それは關東が政府を越ばすのではございませぬが、今の政治は左様に居る
事はできません。勿論強く他國を事は、一々京師の方に御伺ひにされるには及ばすまいが、
大事になれば、朝廷に御白なるとその外大臣があるのであるから、それ等に御相談があつて、
勅命を受けて行はれるのが宜しいと思ふのであります。さうすれば關東使が天子より出づ
ると申すものであります。今日のは關東使が關東より出て居るのであります。これを、乳
子婦人の言に従へば、危き天下と申すより外ありませんと申したので、奉行がまひつてしま
つた。式部の議論は堂々たるもので、町奉行もこの議論に就いては、一筋の非難のしやうが
まかつた。そこで私かに式部に向つて、どうもその方もこの度は誠にさういふ異議に成つた、
こちら好んで時申して居る譯ではないが、權どらなや時申して居るのであるといつた。

是は御白の方から、どうしても式部を京都に置く、朝廷の方を懸がすから、式部を京都か
ら説き伏せすべし宜しいと、所司代に遣つたのであるから、右のやうにいつたのである。
そこで、何とかして式部の事を察さなければならぬと思つて居ると、一つの現状を見付け
た。それは八年の五月頃、京都に所司代が長く居て、鴨岡に大水が潤で、三徳と五徳との橋が
落ちた。その時同志の衆で青年血氣の勇に赴つて居る者が、三徳木の料理屋へ行つて阪水の
裏を渡つた。そこで大水の衝を試みようといつて、五六人の者が馬を用の中に乗り入れて渡
つた。公家衆がさういふ事を平つたから、京都の町の人衆が驚いて、大變な事が立つた。そ
れは強く若い公家衆が平つた事で、徳大寺・正理町などといふ人は、さういふ風俗な事をや
つてはならぬといつて叱つたといふ位であつたのである。この事が、町奉行の耳に入つた。
之を主文即にして、式部を追究に據したのである。その現状として、全體公家衆に御書を請
ずるといひながら、御書ばかりでなく、「朝廷遺言」なども講じた。また三徳木の遺言に列
した。馬は乗り入れなかつたが、公家衆と一緒に酒を飲んで居つたといふのは、不謹慎であ
るといつて、追究に據した。十何箇箇が御書に成つて、その箇々には交入してはならぬとい
ふ事になつて、式部は京都から追出されて、事は済んだ。時に寶曆九年五月であつた。

以上述ぶる所によつて、純國天皇が御聰明にあらせられたことは、大體御察し得ようと思
ふ。純國内前に向つて、日本の事として、日本の言を見ず、支那の言のみを見るは如何と思
ふとの御言、また宣諭を賜はつて、神慮は天孫大神と天兒孫命が萬世の爲めに立てさせられ
た所の道であると仰せられたるが如き、或はまた天皇の聖知徳を以て正しと信するにより之
を継げよう、との御主懐と、内前等の主懐と何れが正しきか、その正しきに従はう、と仰せ
られたるが如き、佐石の近衛内前をして、恐懼無く能はざらしめたものがあつたであらう。
徳大寺公城等を知め、當時同志の御言が深き期待をかけ奉り、相繼恢復とこの君の代に仰が
んと喜んだのも尤もな事であつた。この事は國より時勢の尚ほ不可なるあり、之を當時に相
するは難しい事であつたが、然しながら、この事件が後世に及ぼした影響の大なるものあ
つた事は、世にも著しいことである。

仰と寶曆事件に於ける竹内式部并に公家衆の活動については、之を説くものは多くあるけ
れども、その事件の中心として當時同志の人々の仰せ奉つた純國天皇の御事については、之
を説くものが尠くである。公家衆等の活動も、天皇の英明にましましたればこそ、その勢
を得たのであつて、竹内式部の如きも恐らくは、是のかた、公家衆等より、天皇の御事を傳
へ承つて、爾後にその説を故國に達するを以て、まことにそのかひありと考へ、その光榮を
思つて、真心感服した事であらう。

さて、純國天皇の御製に、

神代より仕々にかはらちて君と臣の

みちすなはなる國はむが真

と申すがある。この御製は、右の寶曆一件の起つた寶曆八年の十二月五日に遊ばされたも
のであつて、その御意は申すまでもなく、國體以來君臣の分定まり、萬古不變の我が國體
をよませられたものではあるが、この御製を、右の竹内式部一件を背景として尋へて見れば、
更に深い思ひのあつたことが窺はれ、御言のありがたさが詳せられるのである。王政復古、
國體維持の原動力は、實にこの御製の中に含まれてゐること、詳し考へることが出来る。

(天武天皇八年御製、聖德太子十三年、聖德太子八年御製)

一〇 光格天皇より後櫻町上皇へ贈らせ給へる宸翰御消息

純明天皇は、寶曆十二年、二十二歳にして崩御あらせられ、儲君英仁親王（後醍醐天皇）は、尚ほ五歳の幼少に過ぎず。後櫻町天皇は、聖德太子内親王が佐十郎がせられた。即ち後櫻町天皇にまします。後櫻町天皇は、聖德太子にすぐれて侍らせられた。これは從來あまた世間に知られて居ない事である。宸翰御日記數十巻が、京都御所東山御文庫に蔵せられてあるが、之を拜すれば、之をこそと記し給へる。日常の御記事の中に、自ら御徳の圓滿にして且つ朝野にまします事が知られる。和歌國學に通じたまひ、嘗て近衛内前より古今氣の傳授を受けさせられ、また漢學にも造詣深くせしめた。儲君英仁親王の御爲めに、誠しく大平御中置（まこと）の御名は書にせられたる宸翰の御本が、現に東山御文庫に保存せられてある。その御教育に意を用ひさせ給ふことの厚き事が感ぜられる。位に在すこと八年、明和七年、英仁親王に譲らせられた。即ち後醍醐天皇にまします。後醍醐天皇は御在位八むからずして、安永八年、二十二歳にして崩御あらせられたが、御世細が在りなかつた。後櫻町上皇は近衛内前と譲らせたまひ、伏見宮貞親親王を御立てにならうと思召されたけれども、關白九條尚實の議に因り、遂に閑院宮英仁親王の御子兼仁親王を御身へなされた。即ち光格天皇にまします。時に後櫻町上皇は寶曆四十歳にまします。光格天皇は御九歳にましました。光格天皇と後櫻町上皇との御関係はまことに圓満に、眞の御母子にもまします。概しくましました。これ御雙方ともに天性寛和にましましたにもよるが、また御學問による御修養の深らしめたことと拜敬せられる。

京都御所東山御文庫に、光格天皇から後櫻町上皇へ贈らせられた御消息がある。それは何事か、後櫻町上皇から光格天皇へ御消息らしき御消息を上げられたに對して、光格天皇より御返しとして、細かに書いて贈られたもので、後櫻町上皇の御包紙に、御書有がたき御ごまといひ、ひつじの七月廿八日」とあり。即ち寛政十一年七月二十八日、光格天皇寶曆二十九歳、後櫻町上皇寶曆六十歳の御時のものである。その御本文は左の通りである。

返す／＼まだ／＼書き付け度事候へども、あま／＼長文にも致候まい先々かくのごとく候、何分／＼御推察の事願ひ入り／＼、私い／＼氣丈／＼、けふは當座にて候、用心

まし／＼御安心候かし、

日まきびしき様之處、ます／＼御懐げんよく、御々々々々め度（さき／＼）御事、對また眞々御用心／＼の御事、第一に願上り／＼、さては誅事御定候ま、いつにてもいつにても、御々々々々御事ささまに宜しくおの入り／＼、誠に昨夕は、法樂草草そく返し給ひ、長々入存り／＼、共よし、御書申御々々々々御事御事御事御事御事、方今御徳之御物にも、御々々々々御事、仁は則孝忠、仁孝は百行の本元にて、誠に上なき事、常に私も心に忘れぬ様、仁徳ノ事第一存じ／＼事候、ことに御ごとも望ま候へば對更に存候事、とかく自身計にては、ついで心もだるみ候事、か様は御有之候へば、其徳ごとくは心もす／＼み、實々々々御有がたき／＼事、とかく人は身御事に成安き物、こゝは後部ト申字ノ因にて、御之字は御代申、我みつめて人のいたるをしれト申すにて、則此御仁ノ字にも縁じ、又誠ト申義にも相成候事、何分仁ト誠トに相稱り候事、御之通、身の欲なく、天下眞民とのみ、慈惠仁惠に存候事、人若なる物ノ第一ノかしへ、論語はじめ、あらゆる書物に、皆々共道徳の御事、則御ト申しも／＼ちびのなき事、且ト候、

存じ／＼、御更心中は、右之事どもしばしも忘れおこたらず、仁惠を道じ候はゞ、御事其知にもかなひ、いよ／＼天下御事、御々々々々入り／＼、右之遊色々々御事候様候にても、中々心中に存候ほどは、御事候に不違事にて候、何分御事さつ之事願入存候、右事候まを、とかく御々は仰いたまは候事、はげみに成、實々々々御事御事御事御事御事、御又已候之所願々入存候、實々昨夕之御書中、御心せつノ御實意ども、心中にてつし候事にて候、御々御懐げんよく、御事候御事御事御事御事御事、めで度／＼、存上り／＼、誠に中大事、いよ／＼めで度候事、御々々々々々々々々々々御事候候、大悦ノ事にて候、此に付候事、何事も御懐げんよくならひに候へば、只々大悦ばかりにては相ます、か様におめで度事有之候も、ひとへに御々々御知候候、御又萬事をつゝし候事、十分文れば、必かくのごときこと方之下申事と、心中に不忘、御事御事御事御事御事御事御事御事、何事も安穩ノ道程に候へば、右之心第一ののみ存り／＼事にて候、御事御事、御之御自分自身を候に、天下眞民を先とし、仁惠誠仁ノ心、朝夕御事に不忘候は、御事御事、御事御事御事、誠に候に御事御事御事御事御事御事御事御事、御事御事御事御事御事御事御事御事、色々のわびの御事、皆々此方ノ心中にこそし、此方々々御事御事御事御事御事御事御事御事、

くれども正徳仁惠の徳、第一之事にて候、御文之通り、御厚意御念比之御書付、實に實に有がたく存候事候、ひざし長き書様ながら、心中に存じ上候あらまじし、心にかみ候に願ひ、是等本ながら書付候事候、めでたかしく、

又事候、御書付をねがひ候事、今朝も御書付の時、又内侍御用にて候、誠心にお祈り申候事にて候、何分候、衆民ノ義、編に候、一箇ノ御書付のみ書付候事候、

必々御返事ニ不及候夜ノ候事ノ御返事にて候、

御内々書上

徳仁

御本文に「中宮事いよ、めでたき事」とあるのは、寛政十二年正月二十二日、中宮御子内親王御産あらせられ、徳仁親王御誕生遊ばされたのであるが、この御消息はその御年七歳に書かせられたので、即ち御懐妊御懐月には書らせられたので、この時中宮は二十二歳にましました。光格天皇ははこの前に皇子皇女の御誕生はましますけれども、何れも中宮の御子ではなかつた。茲に始めて中宮に御子がましましたので、殊に御喜ばあらせられたのである。

御消息の大意は、人君たるものは仁徳と第一とし、慈悲に恵と説いてまとしなければならぬ事を仰せられてあり、この一節は殆んど「論語」か何かの註釋でも讀むやうな心持がする。御返し書の文中、雨と新らせ給ひ、朝夕の御拜に衆民の爲め一雨を願はせらるることがあるが、本文と異担して、御恩澤の深きを押し来るのである。

光格天皇は、よく下情に通じ給ひ、御天雲園満であらざられた。天明七年の頃、數年以來諸國飢饉で米の相場が高くなり、京都の市中に於ても餓死する者が多い。そこで老若數百人が、禁裏の外へ来て、何と祈つてか御垣の外へ出ることを願つて居る。光格天皇は、その事を聞召されて、御製を遣はされた。

みのかみはなにいのるべき朝な夕な

比やすかれとあもふばかりを

たみ草に露のなすけをかけよかし

世をもまもりの國のつかさは

人民が眞實に進退して、例となしに御所の周囲をめぐつてお祈りをして居る、これは國民の事情である。國民と皇宮の親しさが現はれて居るのである。それを聞召されて、朝夕に神に

祈るのは、御自分のことではなく、ただ人民の安寧するやうにと願ふばかりである、と仰せられた。然るに、當時は徳川幕府の世であるによつて、朝廷に於かれては、何事も御自由にならず、教壇とまじらうにも放し方がない。そこで第二の御製に、國を治める司のものは、人民に露の情をかけよ、との奉けない御せである。

この御製を、下總寺取の神職大中原豊房といふ人が御へ承つて感泣して作つた歌がある。

さりととも思ふもあそれさうたびになくたまともなみだこぼる、

誠にも思召と承つて、それほどまでに民衆の上を思召し下さるか、ただ尊きに候とばるると申すのである。この感涙はただに當時の人ばかりではない。

結 語

蓋し則ち世にハシテ、徳仁親王ノ如ク、以テ眞實無比ノ國體ヲ成セリ

とは、大正天皇が、御即位式に下し給ひし、御詔の一端である。

皇室が國體を愛撫したまふことは、恰も父母の如く、國民が皇室を敬慕し奉ること、また皇子の如く、この神愛は、昔も今も變りなく、二千六百年を通じて、一貫せる國體の神武であり、神聖である。若し皇子の大體は、古往今來、汝が國體を其く一體の大體で、この國體の愛はしは、使を重ぬ時を擲て、いよいよ深層せられ、光を加へた。而して、則ち徳と磨きたまふことの厚く、御神愛と神武をたまふことの深きによつて、衆と衆との國體觀念の發達に資することの大なるものあつたことは、右に述べたところによつて知られるであらう。

而して以上は、ただ眞實にかかるとの中皇子と神にたまはるものであつて、この外、御歴代御日記には、大小日常の事について、聖徳の教仰すべきものは、教諭に違ない筈であつ

て、それ等の中には比較的佳に知られてゐないものが多い。皇室が國法を慕ひ給ふ御念業は、いつの代にも絶りなく、政治上に於ける讃歌の専業にあらはれ、また直接間接に各種の社会事業に力を盡したまひし御事蹟は、文書記録の上に歴然たるものがある。

これ等の御事蹟は、いづれも皆、明治天皇の賜はし給育勅諭に、

徳ヲ増ツルト深厚ナリ

と御せられた、その御一句の註釋とも見奉るべきもので、固も御史料の出づるに随つて、皇一この御事蹟の如何にも適切なることを、つくづくと感ずる次第である。

(明治十年御勅諭、十八年御勅諭)



皇太后御勅諭

皇太后御勅諭

光格天皇の御生母に就いて

私は大正七年の夏、山陰倉吉地方に旅行し、同地に於て光格天皇御生母の御遺徳を感念せしめ、そのことを得たので、今はそれについて御話いたさうと思ふ。

天皇の御生母御名を御代と申す。本姓大江なるを以て大江御代と申す。明治十一年正四位を贈られた。同十四年贈正四位大江御代君御神孫成り、同二十一年遷葬八郎氏「御養神孫小孫」と書はし、次いで同十五年倉吉町役場より「大江御代君」を發行し、大正二年にはまた遷葬八郎氏の「大江御代五郎」が出た。今ここで述べておきたい事は多くそれらの書に據り、傍ら御代君の御祖母に御代君の御生父の御祖母を御祖母としたのである。

御代君は倉吉町平野町に生れさせられた。御父を御養神孫右衛門といひ、御母を御生母といひ、御祖母の本姓は大氏氏だと傳へられてゐる。御祖母は大江伊賀守重利といひ、讃州最良の城主

光格天皇の御生母に就いて

1101

光格天皇の御生母に就いて

1102

であつたから、それを氏としたといふ。織田信長に仕へて織八千石を領した。その子を右衛門守重徳といふ。永徳三年九歳に戦死したので、その弟十郎重義が家を継いだのである。重義は同族長治に仕へ、天正八年正月播磨三木城に戦死した。その子重兵衛重徳といふ者が伯祖に成り、徳川氏の家老重氏に仕へ、同を倉吉に移した。重徳の子を重徳右衛門といふ。實に御代君の祖父である。父右衛門は故あつて倉吉を去り、京都に上つた。その時科女は征姫してゐたが、同を倉吉に留まつて、倉右衛門には嫁はなかつた。延享元年科女は女を生んだ。お鶴といふ。このお鶴こそは實に後の御代君であるのである。科女が分産の時、奇蹟のあつた事は、その傳にもある通り、いろいろの事が傳へられてゐる。お鶴は幼より伶俐にして明敏、母の側にある時すでに百人一首を暗記してゐたと傳へられてゐる。寶曆二年科女が九歳の時、父右衛門は倉吉に歸り、これを伴うて、また京に上つた。お鶴はこの頃から名をとめと改めた。倉右衛門は馬術に就いて御講を學び、於て御時武者令路に占めて、その業を固めた。この時名を御實と改めた。御實が馬術に御講を學んだことは、倉吉町役場所蔵文書に、

永泉寺經御上京被成に付御光給、久々にて悉敷御友有承り悦申候、永泉寺被御講がけ御事

多中、前定親基町江度ヲ封たし、被下候へ共、併ふし、此等先生馬御賢殿大前ニ付、かいは
御侍り、こみ申候に付、たうり申候御侍も得事不申、までノ、先曉致候、(御侍)

一、同院馬御賢基、病氣然、伏せ奉り、御流守候へ被召候、三百石外に八人ノ、道中全旨御被
下敷、一昨年七月十八日に關東ニ被下候御侍、(御侍)

とあるのでわかる。時に親基御賢基に生駒守意といふ者があつて、もと出雲の出身で賢賢と
親しくしてゐたといふことである。關西には過ぎないけれども或はこの馬御賢といふのは、
生駒守意と同一ではあるまいか。馬は生駒を略したのでないかと考へられる。

生駒の暴落は、才學に秀でてゐた。かゝるを愛して文學女工を教へた。かゝる水鏡論し
て、素論をも厭はず、加ふるに才氣凡に過ぐる處があつたため、志ははいよいよ之を愛した。

會吉町役場文書によると、かゝるは上京後小南左京といふ者の養子となり、三年目に不
謀となつて歸つた事が知られる。時に禁中にも長孫局使大納言典侍といひ、寛延三年關町天皇
御幼の故、後継となつて御心院と申した人がある。かゝるの文書賢は、賢を以てこの局に出
入してゐたが、いつとなくかゝるの事が局の耳に入り、これを告げ、非難に交せられ、そ
の幾する時は、退言して歸入料として金子五兩五匁等も領られたのである。その事は宗

親基天皇の御侍に就いて

三〇三

賢の書状に見る。

御心院様と申候者天子江御三代長孫局御時、櫻町院執國之節、下之御戻へ御下り、御は
うきよの後、御生體御心院様と申上候、私御出入世供内、とめ事御預及六七年以前上申、
且是御殿江上り候へ共御賢之上上げ候様御に付上申候、殊外御よひんがけ並ばし、御ひめ
親御事御意被下候時、六年以前に御賢去遊ばし、かね／＼御ゆいんげんにて、御金なども
かた付料被下候候、衣よく成具までもけつこうなるを、(御侍)

中御門天皇の皇女御宮御成子内親王は、是と御心院の評に御成りの事があつて、自然と
とも御目見ます事があつたが、殊の外御意に入つた。親御心院の幾するに當つて、御宮
の御懸望によつて、その侍女となり、後、御宮が閑院宮に御降臨遊ばざるに當つて、御とし
て閑院宮に入ることとなつたのである。元承容親は親臣の魁といひがたけれども、御賢で
和氣直に臨れ、一見御賢の如く見えたといふ。貞仁親王も之を愛して女房とせられた。

この時から名を賢代と改めたのである。明和八年五月御宮は薨せられた。時に賢代君は狂亂し
て好られたが、同八月十五日に王子を誕生せられた。時に年二十八。これを御賢代親王と
上げた。皇室御系譜では、御宮は成子内親王所生で三月十五日御誕生となつてゐる。是は

成子内親王が明和八年五月薨せられた爲めに、その所生としては五月以前の親王に上げなけれ
ばならぬからのことである。然るに、御賢代君は賢代君の所生で八月十五日の御誕生であら
せられた。その事は左記御賢の書状によつて明かである。御賢代君が明和九年(天保元年)六
月二日御父の某へ送つた書翰の一端に左のやうにして居る。

御賢代君と段々御懸望に付指上候處、萬事御意に入、主事御表閑院宮様へ被召出、去和八
月十五日若宮様誕生なし奉り、御名御賢と申上候、御賢代君の御賢も、天子
の御本と申候誕生事、誠天會叶願有仕合奉存候、又々賢代君も懐人致し四月復御賢候、
右の御賢の御賢代君なること、其に御誕生日の違つて居る事については、明和初年に
宮内省から修史館に預せられた事がある。

閑院宮貞仁親王ノ女房御賢代君者、先時天皇之御賢母有之候。付テハ、御史上ニモ御賢母
之尊、御賢代親成候ト一存候得共、念書及御問合被候、否御賢代親成候。此段及御賢代
候也、

十年八月十七日

宮内太少

御賢代君

御賢代君

御賢代君

三〇四

この事が、公然右の手紙に及ぶまでには隠されたのは、主として閑院宮御賢代君其忠氏の毒力に
よるものであつた。之に對して修史館長重野安禪より返書が出た。

閑院宮貞仁親王ノ女房御賢代君ハ、先時天皇之御賢母有之候。付、御史上記載ノ御賢代君
之尊、御賢代親成候。閑院宮御賢代君ハ、御賢代君之尊ニ付、閑院宮へ問合候テ、御
系圖本行ニモ御賢代親成子内親王ト稱テ、分註ニ實女房御賢代親成子内親王ト記載候間、左様御賢代君
候、此段及御賢代君候也、

明治十年九月十二日

御賢代君一等御賢代君 重野安禪

宮内省御賢代君

と回答せられて、史上にも明確に記載せらるる事となつたのである。

右宗賢の書状にもあつた通り、賢代君は御賢誕生の後まもなく薨逝し、ついで明和九年十
月又皇子御誕生、寛宮貞仁親王と申し、御賢代君に人し給ふ。閑院宮御賢代君によるに、御賢代
貞仁親王の第六宮にましまし、寛宮は第七宮にまします。御賢代君の次に第八宮は皇孫院に、
第九宮は仁和寺に、第十宮は御賢代親成子内親王に各一人守せられた。その中第六、第七、第十の三宮
は賢代君の所生で、第八と第九の宮は生母所生となつてゐる。然し宗賢がみそといふ者に

替代君めづかにかない、宮様方御五方女んしやう奉成、一宮様は徳蓮院様、二宮様は開宮様、三宮一様さんじゆ院宮様、四宮様御室宮御用弟、五宮様御食官相院宮御母とぞとく御治定被仰出替長藤御養子とならせられ候、御養子のことく、御入寺之御は御所より御車出申候、

とあつて、正に御五方となつてゐるのである。そして御系圖によると、新宮は初めは徳蓮院の御弟となられ、寛宮は初めは開宮を御養子とせられ後徳蓮院の御用弟となられたのであるから、この點は手紙によく符合する。宗賢が自分の娘替代君所生の宮様を忌知したり書き置つたりするとは受取れないから、第八宮・第九宮も恐らく替代君の所生にまじりますであらう。故にこの手紙によつて、開院宮御系圖を正すことができようかと想ふ。

さて新宮はこの後安永八年後醍醐天皇御不豫に當り、御養子とならせられ、ついで天皇崩御、新宮は太皇太后がせられ、十一月二十五日を以て御誕節あらせられた。宗賢の書状に、
替代君、へんはより出候ても、はんにんにては稱之、我等も天子をま子にもも候事、めづかにかないもつないなき御事と願ふ御事拜候、

徳蓮院の御系圖に就いて
三〇九

三〇九

とある。宗賢は肥後氏の臣で池田氏の傍臣である。幕府の一大名なる池田氏は頼朝の傍臣にも當るのであるから、宗賢は頼朝の傍臣のまた傍臣である。かかる低き身分なる一町御者の女が一天萬葉の天子を生み奉つたことは、如何にも不思議な位で、宗賢は嬉しい事ばしい有難いよりは、寧ろ恐れ多く、まことに御佛の冥加だと考へたのはさもあるべきことであらう。宗賢はこの後徳蓮院に召されて二人扶持を受け、天明七年法橋に準み、寛政四年に歿した。替代君は寛政六年典仁親王の養女と共に降参して、讓上院と申した。豊仁親王は特に厚くおを願はれて、その讓上院宮の邸内に別宅を養生せられて、替代君をここに遷され、歌會ある趣にこれを召させられて、公卿大臣と誦歌を共にせられたといふ。文化九年六十九歳にして卒し、鳳山寺に葬られた。

明治十一年三月正四位を贈られ、明治十三年には會宮に替食御社が建設せられた。之には開院宮よりも神威を尊附せられた。西尾爲忠氏の御書がある。

今般伯善國會吉へ於て、有志ノ輩、故正四位替室代院神靈奉祀之段、當宮御傳聞有之、御靈堂御同御相法被建、同祀へ御遊致有之度、此段及御依願候也、

立 正 殿
二十一年御と立て、御三十五年夏に讓一位を贈られたのである。

替代君は、性貞淑にして溫和、幼少の頃父母に仕へて頗る孝養を盡したのである。又宗賢は兼しその家を養へたのであるが、實はその御母に對して、いつでも其の母に仕ふるが如く孝順であつたといふ。繼母が居るる時宗賢と別るるは意としなないが、嫡女と別れるつらさど許つては相互に其の情を結つたといふことである。替代君が如何に孝順であつたかは、この一書でも十分知られる事と想ふ。

君が會宮のおよまといふものに與へられた書状がある。その中に君が宮仕と書けなかつた理由をのべ、宮の御事をなはれたるを謝す、次におよまが實子のないのを悲しむを慰めて、子多くとも運命するものもあり、子なくとも亦願するもあり、何事も十分を償ひべからずとて厚々として知足を説き、運命を樂しむべきことを説いておられる事があるが、その片言短句の内にも御中かな御情が窺はれると思ふ。書状に、
ずい分、御そくさいに御くらし被成候べく候、めてたくりしと

徳蓮院の御系圖に就いて
三〇九

三〇九

五月十五日附にて、はるのめてたき御よみのやう、二月十七日にとゞき、事さなかもめらり、まづ、そなたにも御情被成、御そくさいにて、めて度はるを御むかえ、めて度と入し、愛光にてもとし様、私もよしにて亦重候り、いまだ取まされ候て、はるの文も得した、め事さぬうち、御よみ被成、御事事に成り、よく、御成候御被下、めてたく候入り、事事はともし様より、御よみ被成よし、此御成候めてたき御よみ御よみか、あつかなき御事におほしめ候由、まことに、いか成ぬえ人にて、かやうのむそれ事御事、御もか、とうか、お同御事やと、我ながらよしきにそんじ、御上上の御事を下、の取さたに申はかそれ事御事申へ、申、わたくし其のこと其業にもめせ申ましく候、御身のつ、しみゆへいつかみ私よはいつかたへも申つうし被さす候、ともし様にもさ様に被成候事と存候が、これは老人の事ゆへ、有かたさのあまよに、そなへたへもよと仰しんしられ候御事と存候、御又御事のもの御事、御申こし候へとも、これはかたく成不申候、私共ふたん御そはちか候候ても、はい思はいたし候へとも、はいやうは成事す候、せつかく御事成候へども、右の道ゆへ、御事申、はるの中に、つらへ御成候成候との御事、御うら山しくそんじ、定めて此御事と、かぬら

幕末六朝にアノリからベリが来て、遂に今まで勤王に居つた國を閉ざし、ついで明治になつて西洋文化が大いに導入して来て、従来の文化が盛んに吸収せられたのである。

初めて支那の文化が輸入された時には、ゴッパヤから東の方に開けて置つた文化と接つたのであるが、今度歐米と交際するやうになつてからは、更に西の方に開けておた文化が盛んに入つて来た。かやうにして世界のあらゆる文化が、西から東から日本に流入して来て、日本にそれ等の文化が蓄つて、日本は世界文化の貯蔵場となり、色々な方面に於て、日本は實に世界の博物館と言つても良いといふやうな有様になつて居るのである。この博物館に貯へた文化が、更に新しい西洋文化を採收して、そこに相融和せられて、新しい光輝を放つやうになつたのが、即ち明治時代である。かくて、明治時代には、實て支那歐巴から亞細亞大陸を経て日本に來ておたところの文化が、數千年の長い間日本に蓄へられて蓄積して居たのが、又新に入つて來た西洋文化と相合して、更に新文化を生み出さうといふ時代になつておたのである。

明治時代はまさに西洋文化と盛んに接し、輸入されるべき時期に向つて居た。この西洋文化と明治時代に接されるといふことは、早く、明治天皇の五箇條の御誓文に於てその根柢が示され

明治天皇の御誓文

二二四

て居るのである。即ち御誓文の第五條に於て、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇威ヲ振起スヘシト申されて居る。是からその御誓文に従つて西洋文化がどしどし輸入せられたのである。

明治六年の事であるが、岩倉大使の一行が條約改正の談判の爲めに、歐米諸國と交渉せられた。その時に、西洋人が非常に驚いたといふことである。それは、日本の文明開化は全く

且日が大に昇るやうな勢である。その驚かされる勢を見て驚いたのであるが、然し西洋人の中

でも、或る識者の如きは、之には必ず譯があるであらう。百年の大本は一歩にして長ぜず、必ずその由來する所があるに違ひない、と云つた。日本が遂に西洋文化を採入れて、遂に

に被達したのでは無い。必ず譯があるであらう、と云つた。それは事實さうであつて、日本

の數千年の歴史があつたればこそ、西洋文化を採入れて、直ぐに之を消化し、發達すること

ができたのである。數千年の歴史の下地があつて、西洋文化をどしどし吸収し、採入れると

かくの如く日本の文化が遂に國力が發達したのであるが、是は彼の方に供つてきたもので

であるか。文化といふものは實に譯して居るものではない。人の造る所の文化である。人の

力によつてできるのである。して見ると、明治時代の文化は彼に供つてきたかといふと、

いふ迄も無い日本國民の力に供つてきたものである。日本國民が力を合せたが爲めに、そ

の努力によつてでき上つた所の文化である。處で國民といふものは、どうしても之を尊重す

るのれその人が要する。指導者が無ければ、文化を築めるのに方法を以て行くことができな

い。そこでかやうな目覺しい愛護と尊敬の爲めに、國民の大恩惠者となられたのは實である

かと申せば、それは外ではない。明治天皇であらせられたのである。

明治天皇は國民の大恩惠者として、その徳ひべき處の大方針を定られたのである。まうし

て幸にも、明治の初年は本、誠心誠意と以て國に造した所の輔佐が得られたので、この大恩惠

者を御稱へ申し、それに依つて明治の文化ができたのである。

明治天皇の御誓文

二二五

件が起つた。明治初年以來、朝鮮の我が國に對する態度が無禮であるといふので、どうしても

朝鮮を討たなければならぬ、といふ議論がその時の政治家の頭にあつた。明治六年頃には

て、その點が論議に達した。之を聞きつけようといふのが西條陸軍第一師の意見であつた。

その當時、岩倉大使の一行が、條約改正の談判で歐米に行つて居た。それは日本は歐米各

國と未だ對等の條約を結んで居らぬ。舊幕府時代に締結した條約の條で極めて不公平のもの

で、日本が歐米に比べて下目になつて居るので、對等條約を結ぶ爲めに於て居つたのである

。しかし其國に行つて見ると、彼も日本はそんな面を起すやうな事情になつて居ない。日

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

本は

かはせぬ、蜂ははまぐり、錨と時と相争うて、二つながら懸鐘にともれる。日本と朝鮮と争ふは朝鮮の事である。必ずそこに漁火が照つて網を占めるに相違ない。その漁火とは何物であるか。曰くヤチヤチである。そのヤチヤチが悉しいのみならず、今日本は英華條約と結ぶ事でもできないといふ高麗本有種では無いが、日本の文化は文法まだ幼稚である。尚爾西・英吉利の如きは、日本の土壌に自國の建衛兵を置いて、自ら衛つてゐるといふやうな有種である。といふのは、明治初年には外國人が能く強人者に要はれたので、英吉利・佛蘭西が横濱に建衛兵を置いて自ら衛つて居たのである。日本の領内に外國の兵が居て自ら護る。これは日本にとつて大きな恥である。かくの如き大きな恥を耐えずして、唯朝鮮が無難を働くからといつて争める。大に思ふで小に思はず。境きに争して互に離せず、目的敢て大きな恥があるではないか。今日本は朝鮮領土などといつて居る事合では無い、といふ事を懸念に論じた。大英領地等の理想としては、日本は版圖と朝鮮の地位に違ふなければならぬ、それが日本の押すべき大方針である。それが眞の日本文化をもつと定めなければならぬ。日本の國力を充實せしめなければならぬ。そのためには産業と殖産しなければならぬ。教育も進めなければならぬ。かやうな譯で、倭人に極端に反對したのである。

かやうにして、大久保と海軍とは互に相争つて決する所がない。結局雙方の議論とそのまゝ明治天皇に申上げた。その時に、明治天皇は實年二十二歳であらせられたのであるが、これに決断を下された。如何にも大久保等のいふ通りで、今は朝鮮を征伐して居る時でない。國力の充實を圖らなければならぬ。朝鮮征伐は後進に任せよ、と御決断を遊ばされ、國家の大方針を定められたのである。若しこの大久保・西郷の兩雄相争つて居る時に當つて、かかる御決断が無かつたとしたならば、日本はどうなつて居たか判らない。ここに、明治天皇の御意の偉大さを拜し奉るのである。

これ以後、日本の大方針が定まつて、西洋文化とどういふ程度入れて、國を富まし、國の力を強くしなければならぬ、といふことをなつた。

これについては、古代にも丁度同じやうな例がある。即ち千三百餘年前、聖德太子及び天智天皇が建てられた御方針とよく似て居るのである。聖德太子・天智天皇の御時には、朝鮮半島で支那と争つて居たが、ついに失敗に了つた。そこで支那と争ふよりは、それを止めて日本の文化を進めなければならぬといふので、支那大陸の文化を採用せられたのである。

聖德太子の御時は、その以前から日本が朝鮮に持つて居た版圖も朝鮮の土地と、新羅と

争うて、遂に之を失つてしまつた。その新羅と争つて任地を失つたのは、敏達天皇の二十三年の事であるが、それが爲めに神功皇后以來、日本が領有して居た朝鮮半島に於ける土地が狭くなつてしまつた。敏達天皇は非常に之を残念に思召され、神功の時、皇太子の御子を取つて忠節相成りなり御成育となされたのである。その後、二三代續いて朝鮮に兵を遣つて國を固つたが成りしなかつた。聖德太子の御時には兵を遣はし國を固られたのであるが、遂に成りしなかつた。

そこで聖德太子は鎮然として物られた。今は兵を用ふべき時でない。日本は文化が遅れて居るから、先づ國力を充實しなければならぬ。さうして支那の文化を採用することに全力を注がねばならぬと考へられた。それが爲めに、佛敎を奨励せられた。佛敎といふものは、支那の文化の華である。聖德太子が佛敎を奨励せられたのは、佛敎をそのもの爲めではないのであつて、日本文化を進める爲めの子段として、佛敎を奨励せられたのである。此は聖德十七御條と制定せられた。これは國內統一、民心統一の爲めに、その進めべき道とさうといふ御考で定められたのである。或は又日本の歴史を作られた。その以前には日本の歴史といふものは制定されてゐなかつた。日本歴史には非常に古いものがあり、歴史は日本國民の精神を醸成する所の糧食となるものである。之に依つて國民の自覺を促がされた。この佛敎を奨励する行はれたのであるが、總べて佛との御方針から出て居るのである。即ち支那と對等の地位に立たうといふ目的に向つて聖德太子の御事業が出て居るのである。

ついで、聖德天皇の時代に中大兄皇子も後の天智天皇が皇太子であらせられた時に、大化改新ができたが、大體同じ方針に依つて進んだ。ついで文武天皇の時代に天智天皇の御意もできて、遂に立憲憲法制度ができたのである。立憲の改革といふものは、丁度明治の初年の有様と能く似て居るのである。

明治六年に、主として國力を充實しなければならぬといふ大方針が定まつたが、それは聖德太子・天智天皇の建てられた御方針と同じである。聖德太子の御時には、天智天皇の御時にも、朝鮮へ兵を遣出され、遂に失敗に終つて居るが、明治にはその事が無かつた。

初めから方針が定まつて居つて、兵を用ひなかつた。できるだけ忍耐に方針を重ねて、遂に明治二十七年に於て大いに伸びたのである。ついで十年を経て、明治三十三年に於て更に大いに伸びた。若し明治六年に兵を用ひて居つたならば、天智天皇の御時の如く失敗して居つたかも知れない。この間に於て國力充實の方針で、兵を用ひられなかつたといふ所に、即

是より國方はいよいよ充實して、文化が大いに進んだ。然るに、西洋文化を倣ふに倣入れた結果、その弊が起つた。その弊とは何であるか、即ち歐米のかぶれができた事である。外國の長を倣つて、我が國の短を倣ふ。倣は倣はれといふことは、結構ではあるが、それが行き過ぎて、一も西洋、二も西洋といふ風になつた。何でも西洋の長短を倣すやうになつた。明治二十年以後、何事も西洋の事柄を倣すといふやうな譯で、靡べてが西洋風で無ければならぬといふことになつた。それが爲めに歴史的事柄も、倣してられた。古い物と云へば皆悪く之を破壊し去るといふやうな有様であつた。すべてが資料資料の一體喪失となつた。東海道の波本を伏つてしまふとか、上野公園の樹木を全六百萬圓に代へようとしたとか、或は興福寺の塔を二十五圓で壊すといふとか、その二十五圓の評價は塔を壊せば、幾幾りの金物と云ふ、その金物の値段によつて二十五圓といふ相場が出たのである。然るに其はその近傍の民家に傾倒の恐れがあるといふので、故障が出て止むに及ばず、幸に今にその立派な建築が保存せられて居るのである。或はまた明治の自衛隊が官國で壊すられた。落札したものはその取くづしにしてあまして、御幣を國田といふ例もある。要するに、歐米文化の天皇の御成敗が大なることになつて、その弊が甚だしく起つた。

國史文化の大體を考へて天皇

さて一方に於ては、舊約の改正問題が、大正中當時の政治界の類を催まして居つたのである。對食大佐一行の洋行の目的もそこにあつたのである。そこで當時の人々の考では、之を解決する爲めには、歐米社會生活の有様とその體日本に倣さなければならぬ。この舊約改正の解決の困難なのは、日本の風習が歐米と違ふからである。故に舊約改正の爲めには、總べてを犠牲に損しなければならぬといふので、或る方面に於ては急進主義を以て、政府の方に於て社會を根本から改造しようとした。さうして強硬なる歐米化政策と云ふ、皮相的な改造なる主義が大に行はれた。歐米の者が、東洋人を觀察するのは趣味が違ふからである。古くは物を改めなければならぬ。言葉も日本語を廢して英語にしなければならぬ。一個人親が良くない。人種を改良して、由緒正日本人を歐米化しなければならぬ。その爲めに修治を始めるといふやうなこともあつた。男女無情のダンスが盛んに行はれて、思惟物といふのがあつて、(ついで先年まで日比谷公園の前にあつた)洋風會館がそれであるが、そこで内外人が集つてダンスをやる。それが爲めにいろいろ不規則が外にもれた。中には最も不規則の者は、明治二十年四月二十日に、水田町伊藤伯官邸で殺されたマ、シーボルトであつた。この價値

て進化や腐といふやうなものをやつたことがある。これはその時分の苦悶に譯して報復せられてあり、有名な話である。思想界に於ても、西洋思想がどんと入替せて、國民思想は甚だしい消滅状態に陥つた。思想界の混亂から外國思想に傾いて、無批判に之を倣入れて居つた。明治十七八年前後に於ては、この西洋心算が甚だ強かつた。歐米思想は極端に陥つて大いなる影響を醸して居つたのである。

そこで明治二十二年春地方官會議が開かれた時に、その議事の中に民心統一といふ議論が起つた。その事が文部大臣から内閣に報告せられ、當に明治天皇の御意を頼み奉ることになつた。ここに於て明治天皇は文部大臣に國民教育の根本基礎を申すべき御意の御意を命ぜられ、その事ができて最も慎重審議せしめられ、何れも御意に任じなす。そのため特別元田、中井上毅などいふ人たちが十數人も考案された。之に依つて國民は思想の上に於て統一する所を考へ、その大方針とす、べきものを撰ぶことができたのである。

國史文化の大體を考へて天皇

明治天皇が國民文化の指導に御心を御用ひなされたこと、御心のかつた一例として、官廳が遺言した、一つの事柄を單ひ出すのである。それは明治三十七年の七月十一日のことである。その日、明治天皇は東京帝國大學の本堂式に御臨幸あらせられた。その時には、今はこくなつた山田健次郎先生が、議長であつたが、御氣であつて、皇村大學長の松井直吉先生が議長代理として居られた。本堂式が済んで、御座車の後、少し用事があるから送還せずと仰つて居られ、といふことであつた。御座車になつて居る松井直吉大學、之は大議員の時短けたが、正門を這入つて右の所にあつた建物である。その支圖に於つて居つたが、やがて、議長代理は強しく申渡された。それは先刻御座車に於て御沙汰が下つたといふことと、その御沙汰を奉讀せられたのである。

その御沙汰は、

軍國多事ノ際ニ雖モ、教育ノコトハ急セニスルニカキテ、ソノ持テ在ル者克ク勵精セヨト申すのである。これは明治三十七年日露戦争の時であるから、軍國多事の際と仰せられたのである。この御沙汰を下されたのは如何にも突然のことであつたのである。本堂式に御臨幸になつて、突然仰せ下された。本堂に直き直きに御せ下されたことと御座車に申したのである。御く世間で、威風といふ詞を使ふが、この時こそ本堂に御共は申渡さる威風いた

したのである。如何にも身にぞつと踏み込んだやうな気がして、今日に至つても、尚ほその
威政の新たなるを愛するものである。

また尾崎行雄氏であつたか、文部大臣に任ぜられ、参内した時に、陛下から、文部大臣と
して如何なる方針を以て教育するか、と御下問あそばされた。恐らく新文部大臣もこの有難
き御下問に感服したことであつたらう。その時に文部大臣は、教育精神を以て方針と致しま
す、と御答へ申上げ、喜納せられたといふ事を承つて對する。また乃木大将が學務局長に任ぜ
られたのも、御政き直きの御神慮と承つて居る。

天皇御覽に、いさをおある人を敎のおやにしておぼしたてまむやまとぞでしこしと申すのが
ある。これは明治四十年、教育といふ御題でよませられた御覽であるが、その年に乃木大将
は學務局長に任ぜられた。恐らくはその事をよませられたものであらうと推察する。

かういふやうな御で、教育のことについては、深く意を用ひさせられて、國民の大指導者
として絶えず御心を顧みさせられたのである。

明治天皇が殊に偉大なる御天資にましましたといふことは、國民を指導なさる爲めに、必
要なる御地位を申上げる政治家その他の他の人物をよく御覽があらせられた。そして能く之を統

御といふのは、

二二五

明治天皇が今年で既に十一年になつたが、自分の考では、建邦の事業といふものは、二十箇
年を以て完成すると思つて居る。今迄十一箇年の間に、色々内外の事件が起つて、自分
は殊に内務のことには携はつて、一向成業も挙げ得ないで無量の事々に感へないが、西國諸
國も興んで、國內が平和になつた。之から建邦の大目的たる兩方の發展を圖らねばならぬ。
三十年計畫としての第一期が終つたのであるが、之から第二期に進入するのである。明治
二十年迄が第二期である。この間に國力を充実し、内政を整頓せねばならぬが、この十年
間は、吾れ不肖なりと雖も、萬難を排してこの志を遂げようと思ふ。さうして二十一年が以
て第三期に進入する。この時には、自分は退任降参して、後進の資を譲つてその大成す
るのを待たうと思ふ。

といふ意味を、譯々として流したさうである。その時の大久保の御面には、誠心誠意が溢れ
張つて居つた。山崎縣令は大いに感服して、皆つて自分も國の爲めに盡さうといふ心を起し、
さうして歸に歸つたといふことである。

この大久保利通の三十年計畫といふものは、如何にもその熱意の大なる、建邦の熱心なる

明治文化の大指導者尾崎行雄

二二六

こと、實に恐れ入つたものである。大久保利通が、日本の大方針に就いて、かくの如き大經
緯を持つて居つたといふことは、如何にも國家の柱石たるに堪ふ人であると思ふのであ
る。吾も亦當に異國目であつて、本當に國の爲めに盡さうといふ心から出て居つたのであつ
て、その間に一筋の私心といふものが無かつた。その亡くなった時に財産整理をして見たら
ば、八千圓の借金が残り居つたさうである。大久保といへば幾ぶ爲に終つたものであつたが、
亡くなった後に借金が八千圓残つた。明治十年代の八千圓である、相當の金高である。それ
だけの借金を残してあつた。以て如何に清直であつたかがわかる。

明治天皇の御覧には誠心誠意の人が多かつた。對の一例であるが、明治十年御覧は、天皇
の御輔佐を申上げる爲めに、侍補といふ役を設けられた。それは山岡鐵舟、高橋正風、元岡永
宗等の人々の十八であつた。彼は天皇の御覧に奉仕致して居て、天皇が御學問度から入御
になつてからも、代りあつて御覧に出で、何かのことに就いてお話を申上げる中に、自然君
徳義を申上げようといふので、毎度二人づつ交代で英の十一時頃にお話を申上げたといふこ
とであるが、ここにその十八の侍補が本當に真心から天皇を補助申さうといふ誠意に溢れ
た一つの話がある。

上記の如く、十一年五月十四日朝、山崎縣令が大久保利通と話をして歸つた。その後、大
久保利通は參内の席に於て殺された。時に元岡永宗等の思ふやうに、新近以來の大事業
に於て、天皇を御輔け申したのは、三輔・勇會の二人である。それについては、大久保・西
郷・木戸の三人である。然るに、西郷は前年の明治十年に坂山の事と聞きた。木戸も教習の
最中に京都で死んだ。残るところは唯大久保一人のみであつた。天下の大任を擔當する者は
唯この一人と頼んでゐたのに、今俄かにこの體に置つた。將軍の事は直に輔人に頼る事はで
きぬ。唯唯上の賞罰に由り奉るより外は無い。願ふところは、この體を機會に一層御意を
あせられて、萬難を排ら御政き直し給ふやうに罷ばされたい。使つてこの體を申上げよう、と
いふことと兼請一快して、一刺拜賜を賜はり、さうして御前に於て上座の事から、各一人
毎に眞實を吐露して、代る代る意見を言上した。その要旨は、萬難を排らば陛下下に御依
頼なきやうにと懇請申上げた。

天皇には、御容をあらためさせられて、各一奇特の忠告深く進する。將軍といふ心を盡
して助けよ、といふ御意であつたので、一同感服して御前を退いた。そこで十八のものは、
陛下にかくの如く御政き直が表はれた以上は、天下の事は委ふるにせられ、もう安心である。

明治文化の大指導者尾崎行雄

二二七

明治文化の大指導者尾崎行雄

二二八

といふことである。

それから御用物の御買集めであつたといふ御用物は買集めて居たことであるが、之にのいてはそれを實際に発見したことがある。京都御所の中に、東山御文庫と申す御庫があつて、御時代の帳簿が多数蔵されてある。大正十三年から十四年程の間、その最後の整理の事があつて、私も御買集めの一員を命ぜられて、毎月東京から通つてその事を奉仕した。

その御買集めの中に明治天皇の御物を納めてある一箱があつて、私物になつた時の御物で、その優美である。成る時その内の、御學問所と申した御用物の御買集め品と、京都御用物の一案に御平生の時のまじりかへて御買集めされた事がある。實際それは襪に承つて居つた通りであつて、成程と感した事である。その御用物にはライオンが皮が敷いてある。それが用を破れて、赤犬の皮で繕つてある。承ると、長年の御用物で御買集めされたので、侍従からも話し、御買集めへ致さうと申上げた用が、御買集めが無い。繕へば良い、と御せられた。そこで度々を呼んで繕はさうとした所が、ライオンの皮で繕ふといふことではできないといふので赤犬の皮で繕つた、といふことである。

御札の上には、度々鳥居の大きな竹で造られた礎石がある。中は無い礎石になつてゐる。その中にある黒の漆も折れ壊されて、赤手に墨がつくやうになつて居る。お筆もそのまじりかへてのすもり切れた物もかまはず御買集めされた、お札は種々のタテが敷いてあるが、お筆の太で巻けた痕がついてゐる。それから殊に私の印象の深いのは、各書から色々な上等書と上げて居る。その上巻の黄紙を入れる爲めに、大冊から、御キヤクなどを入れた白い紙の間の空欄を持つて順さされて、書額を入れる爲めに御使ひになつて居る。そのガールがその優美を存せられてある。かくの如く、如何にもすべてが御買集めであつたのであつて、買集めに申はれ居るのである。

お筆のやうな御買集めで、御買集めを重んじられたこと、御買集めにあらせられたこと、御買集めにまじりましたこと、是等は悉く私の親しい民間の御買集めで承知致して居ることであつて、明治天皇の御買集めは悉く一顧に過ぎないのであるが、あつた御買集めを御買集めいたしました上に、御買集めと致して御買集めされて、御買集めの功を重んじられた、といふことが御買集められる次第である。

かくの如く天皇陛下と有し給ふこととの明治天皇を中心として、その御買集めの下に、誠心誠意を以て仕へた所の政治家は、政治の輔翼に依つて、國民が十分にその力を發揮することが

でき、そこに發展たる明治の文化の光を放つことができたのである。

つらつら我が歴史を眺むるに、我が國家は古来今來、國民の文化發展の中核として文化せられたのである。國民はその中心の御買集めに依つて文化發展に努力し來つたのである。かくの如くにして、千載百年来、邦友・文友の文化と日本に貯蔵して居つた所へ、更に西洋文化を加へて其から固から固から文化と融合して、更に、吾等世界に肉つて光を放ち、人類の幸福を増進し、全世界の人をしてその光を射がしめよう、これぞ、明治天皇の御理想として懸がせられた所のものであり、我等國民は承し給ひし御買集めであつたのである。その理想が今後實現せられるや否やは、實に、お互國民の努力に依ることであらうと思ふのである。

(大正十一年十月五日東京で講義、昭和六年秋、同十八日同講義)

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

論 議

我國の軍隊は、昔々 天皇の統率し給ふ所にあり、昔々 神武天皇御つから大伴物部等の諸ともを率ひ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、其御座に御かせられて、天下しめし給ひしより、二千五百有餘年と経れ、此御座の縁の縁も傳るに類ひて、兵隊の尊厳も亦重なりき、古は 天皇御つから軍隊を率ひ給ふ御座にて、時ありては皇孫皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵隊を陛下に委ね給ふことはなかりき、中世に際して文武の別度皆南國風に御せ給ひ、大御座を置き、左右御座と建て、陪人など設けられしかば、兵制は繁ひたれとも、打撃ける兵卒に御座れて、朝廷の政務も漸次御座に御せ給ひければ、兵隊のつから二に分裂、古の御座はいつとなく兵卒の委に御せり、遂に武士となり、兵隊

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

論 議

我國の軍隊は、昔々 天皇の統率し給ふ所代そある、昔々 神武天皇射つから大伴物部の高

ともを率ひ、中國のまづろはぬものともを討ち平け給ひ、高麗に賜はせられて、天下し
ろしめ給ひ給ひしより、二千五百有餘年を經ぬ、此勅諭の賜は給はるに隨ひて、兵部の新
軍も亦變なき、古は 天皇親つから軍隊を率ひ給ふ御業にて、時ありては皇孫皇太子の
代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を陛下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて
文武の別度皆兩國に授はせ給ひ、六部府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられし
かは、兵部は亦ひたれとも、打倒ける其平に併れて、朝廷の政務も漸次國に流れければ、
兵部のみつから二分に分れ、古の兵部はいつとなく壯兵の要に變り、軍は武士となり、兵馬
軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

二五二

の權は一向に其武士どもの權獨たる者比類し、世の亂と共に、政治の文移も亦其手に落ち、
凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ、世の權の移り換りて、亂なれるは、人方もて授け
すへきにあらずとはいひながら、且は我國體に於て、且は我々 國家の御國に背き奉り、後
勤しき次第なき、降して弘化永年の頃より、徳川の幕府其政令へ、劇外國の事とも如し
て、兵部をも受けぬへう物に流すければ、故か 皇祖仁孝天皇 義孝孝明天皇、いたく驚
愕を極し給ひしこと、恐くも又懼けれ、然るに 皇幼くして天降御命を受けし料、輕重水
は軍政政務を遂し、大名小其政務を掌理し、年を經すして、海内一統の世となり、古
の制度に改しぬ、是文武の忠臣良將ありて、衆を統制せる功業あり、無仕 祖宗の、專善
生を傳ひ給ひし御業なりといへとも、併我臣民の、其心に順定の理を傳へ、大義の重き
を知れるか故にこそあれ、されは此時に於て自國を定め、我國の光を耀さんと思ひ、此十
五年か既に、陸海軍の領とは、今の様に確定めぬ、大兵馬の大權は、朕が統ふる所なれば、
其國々をこそ陛下に委任すなれ、其大義は、朕之を傳ひ、背て陛下に委ねへきものにあ
らず、子々孫々に至るまで、勤く御業を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、
再申此勅諭の勅諭然らざらんことを信じたり、 朕は改部軍人の大元帥なるも、されは

朕は世等と監臨を續み、彼等は 朕を御首と仰ぎて、其義は時に保かるべき、朕が國家
を保護して、上天の恩に隨ひ、 祖宗の恩に報いせらるる事を得るも得ざるも、彼等軍
人か其職を盡すと謂ひしるるに由るをかし、我國の政令は是る事あらば、彼等能く
朕と其愛を共にせよ、我武進揚りて其愛を盡すは、朕彼等と其愛を併にすへし、彼等皆其
職を守り、朕と一心になりて、力を國家の保護に盡さば、我國の蒼生は、永く太平の福を
受け、我國の威烈は大に世界の光輝ともなりぬへし、朕等も深く彼等軍人に望むなれば、
勅諭すへき事ことあれ、いで今之を左に傳へむ、

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし、凡生を我國に哀くるもの、誰か我國に報ゆるの心を
かるべき、況して軍人たらん者は、此心の固からずは、物の用は立ち得へしとも思はれ
ず、軍人にして、國家の心懸固なる者は、如何程に善に勤し學問に長ずるも、勤職人
にひとしかるへし、其隊伍も守り、節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊は、事に應み
て是命の衆に属かるへし、御國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の
固長は、是國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はず、政治に拘らず、只一意に己か
本分の忠節を守り、善は由縁とも重く、死は固志よりも輕しと覺悟せよ、其隊を破り

軍人に賜はりたる勅諭の歴史的意義

二五三

て、不覺を取り、何名を受くるなかれ、

一軍人は禮儀を正くすへし、凡軍人は上と下より、下一本に盡るまで、其間に官職の階
級ありて、統制するのみならず、同列同職とも、停年に別部あれば、新任の者に舊任
のものに取替すへりものぞ、下級のものは、上官の命を承ること、實は直に 朕か命を
承る義なりと心得よ、己か勤する所にあらずとも、上級の者は勿論、停年の己より舊
きものに対しては、離れて敬禮を盡すへし、又上級の者は、下級のものに向ひ、舊も輕
舊禮儀の深あるへからず、公務の爲に威儀を重とする時は、差別なれとも、其外は舊
めて懇に取替ひ、高愛を專一と心得、上下一致して、王者に勤勞せよ、吾軍人たるも
のにして禮儀を重き、上を敬はずと應ずして、一致の和法を失ひならんには、吾に
軍隊の政務あるのみかは、國家の爲にもゆるし難き事なるへし、
一軍人は武勇を尊ぶへし、文武勇は、我國にては古よりいと貴へる民なれば、我國の臣
民たらんもの、武勇なくては叶はず、況して軍人は戦に臨み敢て奮るの職なれば、片
時も武勇を忘れてよかるべきか、さはあれ、武勇には大勇あり小勇ありて、固からず、
血氣にはや相繼の機動なきんは、武勇とは謂ひ難し、軍人ならむものは、常に能く

敵たりとも懼れず、己が武職を重んじ、談の大業にはあれ、されは武勇を尚ふものは、貧乏人に接するに、平和を第一とし、諸人の受教を待むと心掛けよ。由なき事を好みて、軍威を振ひたれば、是は世人も感嘆ひて、君臣などの如く慕ひなむ、心すへきこととこそ。

軍人は信義を重んずへし、凡信義を守ること、當の道にはあれど、わきて、軍人は信義なくしては、一旦も隊伍の中に突りてあらんこと難かるへし、信とは己が言を踐行ひ、道とは己が身を踐するといふなり、されは信義を講ずむと思はし、始より其事の成し終へきか、得へからざるかを、審に思考すへし、體氣なる事を根柢に講ひて、よしなき關係を結ば、後に至りて怨を立てんとすれば、怨怒を容りて、身の捨り前に背むことあり、侮ゆとも其終なし、始に難し事の難免を辨へ、理非を考へ、其言は所詮難むへからずと知す、其難はとて守るへからずと信りなば、難を止るこそよけれ、古より或は小節の信義を立てんとて、大綱の難免を講じ、或は公道の理非に難詰ひて、私情の創傷を守り、あつらひ難免を講じ、綱に違ひ身を誠し、綱の上の汚名を後世まで遺せること、其例

軍人に於ては、其の難免を講じ、

二五七

軍人に於ては、其の難免を講じ、

二五八

勝からぬものを、深く替めてやはあるへき、

一軍人は信義を言とすへし、凡信義を言とせされば、支綱に流れ、輕重に難む、難免を講じ、其の風を好み、遂には其内に留りて、志も無下に疑くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に厭はしきせらるゝ處に至らぬへし、其身生涯の不幸なりといふも、申し過なり、此風一たび軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士氣も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり、輕重之を懼れて、難に危難條例を履行し、時此事を講め置きつれと、難も其難免の問ふことを受けて、心安からぬは、故に又之を講ふるをかし、汝等軍人、歩め此誠を等閑にと思ひよ、

その五ヶ條は、軍人たるもの、暫も忽にすへからず、さて之を行はんにば、一の誠心こそ大切なれ、抑此五ヶ條は、我軍人の精神的にして、一の誠心は又五ヶ條の精神なり、心誠ならざれば、如何なる善言も善行も皆うはへの契約にて、何の用にかは立つへき、心だにあれば、何事も成るものをかし、況してや、此五ヶ條は、天地の公衆人倫の管理なり、ひき守り易し、汝等軍人難く、汝等軍人に於て、此五ヶ條を守り行ひ、國に報ゆるの事をさし、日本國の蒼生もて之を悦ばん、彼一人の懼のみならずや、

御成金の通り、明治十五年一月四日軍人に勅諭御下詔あらせられてから、昭和七年一月を以て五十年に相當するものである。この機会に於て軍人勅諭の歴史的背景、自ら勅諭を中心として歴史に於ける兵制の變遷にその意味について申上げてみたいと思ふ。

先づ、勅諭の初めの一段は、古来の兵制と、兵制が移つて行つた兵制の轉移について述べて来たのである。即ち上古の兵制では、天皇が親しく軍人を統率せられて居たが、中世になつて種々の制度が支那の風になつてから、兵制は整つたけれども、士平が打撃して文弱に成れ、後其の制度が廣れて兵制が武士の手に移り、武家政治が起つて、政治の大權も武家の手に落ちた。徳川幕府の末に及んで、武家政治が衰へて、遂に大政を朝廷へ奉還して明治維新となつたが、ここに兵制を改革して陸軍の軍制を定め、天皇が兵制の大權を統へ給ひ、國民皆兵といふ制度を定られたといふ事を述べられてある。

これに次いで軍人の守るべき五箇條を示された。皇朝、國體、武勇、信義、實業の五箇條を軍人の精神として願ひし、國に保ちべき事を述べられて居るのである。

軍人に於ては、其の難免を講じ、

二五七

軍人に於ては、其の難免を講じ、

二五八

この勅諭を拜するも、名は軍人への勅諭と申すけれども、軍に軍制に在る方々のみならず一般國民の權利すべきものであつて、かの教育勅諭と共に全國民の勸めべき方針を示されたものと拜するのである。殊にこの軍人勅諭は御言葉が極くなだらからず、平易で分りやすく國文の體を以て書かれてあつて、難やかた悟理堂に列するとも申すべし、特に有難く賜する次第である。私はおこがましい次第であるが、ここにこの勅諭について多少註釋的の解説をいたしてみたいと思ふ。

一、勅諭の軍隊は世々、天皇の統率し給ふところにあると申すけれども、上古は軍隊はすべて天皇の直屬であつて、極く古い時は所謂氏族制度といふ時代で、大伴氏とか、物部氏とか、或は蘇我・中臣その姓多くの例々式といふのがあり、その氏に屬する部族といふものがあつて、それ等の氏が部族を率ひて、各種の職業に従事してゐる。さうして皇室を中心として之に従事して居たのである。その中に物部と大伴、この兩氏が主として軍事に關係して居つたのである。

然しながらそれが特に軍事ばかりを専門にして居るといふのではない。文の方の事にも與つて居つたのである。文官・武官といふものが特に分れて居つた譯ではないのである。天下

侍兵——國民衛兵であつて、その部族はこれに從つて居た。さうして平生は各々その部族の

仕事をしてゐるが、有事の時はいかに軍事に従事したのである。天皇はそれ等の軍家を
統率せられて、時には皇后とかは皇太子がその代理となつて出られたこともあるが、後の
世の如く、兵權を皇位下に委ねられるといふことはなかつたのである。即ち天皇と軍權と
の關係は極く密接であつて、天皇直屬であつたのである。

例を擧げて申すと、神武天皇が日向國から被して、東征せられて大和國まで來られ、その
地方に降つて居る多くの諸民族を平け給うた。或は崇神天皇の時に建國征伐をせられた。
これ等は例へば天皇直しく御自ら軍隊を率ひられた實例である。又日本武尊が東夷、或は八
州の熊襲征伐に赴かせられたのも、是は皇子が天皇に代りになつて出られたといふ實例で
あり、神功皇后の三韓征伐は皇后が軍隊を率ひられた實例である。さういふやうに皇軍と軍
隊とは極く密接であつた。そこで武烈國風の時代といふものは凡そ千三百年前までだが、そ
の間に氏の放牧が行はれて、大きな氏が小さな氏と結合せ、土著人民を併合した。これが
爲めに大きな氏が隆起するやうになつて、その繁栄が益々著しくなり、其富の顯赫が甚だし
く、大なる氏の勢といふものが益々なつて皇室を凌ぐといふことになつて、武烈國風の朝

軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二五九
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六〇

本主義として立ててあるところの、皇室中心主義といふものは、これが爲めに破られるかとい
ふ事柄が案つたのである。
そこでその弊害を矯めなければならぬ。その弊害を打倒し、皇室中心主義を立て直し、土
地人民を皇室に直屬して、皇室と人民の關係を固めるの或はその弊害を除く爲めに、社會組
織を變へて通り直す必要が起つて來た。この改造を命ぜられたのが皇太子である。聖德太
子の御事蹟は一々申す邊はないが、十七箇條の憲法を發布せられ、その體格を計畫と記され、
従来の社會組織を改め、皇室中心主義を以て、新日本を作らうといふ御志で持られたのであ
る。然るにこの皇太子の御事業といふものは、太子の御在位中に、その理想が實現せられ
なかつた。

太子が亡びなつたから、約二十年ばかり後に、中大兄皇子即ち後の天智天皇が
出られて、聖德太子の理想を實行せられたのである。それが所謂大化の改新である。大化の改
新の時に舊の制度に倣つて、種々を制度を定められ、それから後に、續いてその方針を以て
種々の制度が立て直されたのである。その結果兵制に關する規定も改められたのである。即
ち、持統天皇の時に藤原の子弟の四分の一を徵發して、これを兵士とする、これが日本の歷

史に見える徴兵の始めである。

その後文武天皇の時大賀分が制定せられた。これによれば三分の一の子弟を徵發する、即
ち二十歳から六十歳までの男子の中から三分の一だけを徵發したのである。その徵發せられ
た兵士は、その遺傳の軍國に配屬することになつて居る。軍國といふものは三國郡の一つの
聯合で、郡々々に置いてあつたやうである。兵士は一定の期限軍國に入つて武藝を習ひ、
或は軍役に使はれる。これを國內と稱すといふ。その他、一年間は京師へ上つて、京都の警衛
をする。これを衛士といふ。百人一言の中に或は、御守衛士のたく火の夜はもま書はる
まつものごとそまへへのあの衛士である。さうしてなほ三年間は地師の習客の土城に定
られて、そこで國防に任ずる。これを防人と云つて居る。その防人が三年、衛士が一年の役
である。

さて大賀分の制度に於ては、兵士の用ひる糧食及び刀矢或は刀部等の武器は總べて兵士の
自給になつて居る。これは今日から考へると、非常に負擔が重いやうに思はれるが、糧食と
いふものは毎年乾飯を六斗、鹽が二升、これを軍國に納めるのである。兵役で召集せられた
上、自分で食料を納める。それから武器といふものが種々ある。弓・矢の袋・矢・矢の便所
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六一
軍人に歸せらるる部族の歴史的發展
二六二

もややくいふ。太刀・鐵石、それから飯の袋・水筒・御物・草鞋といふ類であつて、みな自給、
その他に十人が一組になつて、六頃の馬を得ふといふ義務がある。それから藤・笠・鎌・斧・
鑿・鎌などの種々を道具を十人一組で持つのである。かゝいふやうな義務があつた。そこ
で相當資産のあるものでなければ、兵役を完全に果すことができない。要つて實業が蓄積せ
られた時は、非常に悲惨なものであつた。その頃のの様子を言いたものによると、一戸から一
人兵に出ればその家は滅んでしまふ。一人禁ぜらるれば、一戸閉つて亡ぶ。といふのである
が、中流以上になれば他人に代役を許される。自分が出るのがいやだといふと、その家の下
僕等をして代りに兵役に出したのである。そこで兵士の實質は段々と重くなり、兵役が下つ
て來た。

それからなほ當時の制度では、もつと重い負擔があつた。兵役に徵された上になほ主なる
租税——租・庸・調の三者、租は地租、庸は勞役に使はれること、その代りに品物と以て納め
る。調はその地方の産物を貢として納める。この三者がみな賦課せられる。これは非常なる
負擔である。兵役に出た上に納める。これは實しき者を取つては餘程重い負擔であつた。こ
れと反對に、金のある者はその義務を免ぜられる。といふのは、兵士になつても、金が富ん

てゐて、軍閥の爲を善ふことのできる者は、自分が兵位に出る代りに、軍閥の爲を固めて居れば、國內上層を危せられる。故に出たくなければ、軍閥の爲を固めて供給して居れば宜しいといふことになる。

またもう一つは、當時の制度では、一般に八位以上の位のある者は議院を免ぜられ、納め物と納めないでも宜しく、或は勞役に使ふことを免ぜられる。これは靜しく云ふと、五位以上の者の子及び孫、それから六位以下八位以上の者はその嫡子、これを隠子・隠孫といふ、これ等の者に限つて兵位を免ぜられるといふ特権があつたのである。そこで兵位の差等を免ぜる者は、ただ位のない者若しくは八位より下の低級なもの、及び一般平民であつた。

然るに當時は金や物品を納めて位を買ふことができたのである。即ち朝廷で寺を建てられるといふ時、その寺の造営の爲めに金が要る。それで金を獻納し、或は材木を獻上する。その代りか必要があつた時、金品を獻上すると、それによつて位を授けられるといふ。従つて軍の富んぶ者は位を買ふことができて、自然兵位を免ぜられる。さういふからして、貴族の階級に伴ふ著しい不平等といふことが現はれたのである。

かういふやうな譯で、その弊害が益々しくなつて、大寶令の兵制といふものは、根本から崩

軍人に就はりたる諸藩の地位の衰微

二六三

軍人に就はりたる諸藩の地位の衰微

二六四

壊つて居たといふことが段々分つて来たのである。これは何うしてさういふ事になつたかといふと、支那の制度を模倣したからであつて、その原因については詳しい説明は略しておくが、最も角事實はさういふことであつた。かくの如き制度は永絶すべき弊はない。かやうにして遂に大寶令の兵制の制度といふものは崩壊されることになつて、歴代天皇の御代天平十一年には、特に警備の必要ある地方以外の兵制を一時廢したことがある。即ち伊勢・美濃の關、越前・美濃の不破の關、この三關は京都に近い要害であり、それから陸奥・出羽、北の方では越後、西の方では長門、九州地方太宰府の管内は朝鮮・支那に近いといふので、特に警備の必要があるので、兵士を置いたが、それ等の地方以外は、兵士といふものは全くやめてしまつた。しかしこの後天平十八年にはまた舊に復した。

次に徳仁天皇の寶曆十一年になつて、多少變つて、國の大小によつて兵士の數を一定して、家が金持で馬に堪へる丈夫な者ばかりを兵士に取ることにしたのである。さうして若い者は職業化をせしむるやうにした。所が、これも實行は甚だ困難であつて、事實餘り行はれなかつた。

そこで桓武天皇の延暦十一年になつて、重要な土地即ち陸奥・出羽・佐渡、及び九州以外

の國々の兵士を全廢してしまつた。その理由は、兵勇兵士に取立てても、それは國河又は將校が自分等の私用に使ふことばかり考へて居つて、自分の持つて居る土地を田墾せしむるといふやうな事では、兵士としての實を備へないといふわけだ、全く廢止してしまつたのである。その頃の兵士は定年で叙位の如くであつた。その時の様子を言いた書にも、名はこれ兵士にして實は役夫に同じ、といふことを書いて居る。亦官に兵士の素質が下つて、平生糧々本家に使はれて居るから、疲勞して居り、非常な事があつても役に立たない。そこで桓武天皇の時、舊制を以て廢めてしまはれたのである。

是に於て大寶令の舊兵制度といふものは全く廢止せられてしまつた。けれども警備の必要といふものは全くないことはない。それをどうしたかといふと、その爲めには健兒といふものを置いたのである。その時分には諸國に兵器の庫があつた。兵庫といふが、その兵庫のある所、或は國府・政廳のあつた所、そこには健兒といふものを置いて守らせたのである。それに當るものは、主として郡司の子弟から選び、さうして番を作つて守らしめた。即ち健兒といふものが兵士に代ることになつたのである。

軍人に就はりたる諸藩の地位の衰微

二六五

軍人に就はりたる諸藩の地位の衰微

二六六

警備に任じて居つたのである。健兒といふものは、さういふ譯で、地主が多く、即ち相當の土地財産があつて、兩宗家になつたものの中から多く出たのであるが、それ等の子弟がその地方の警備に任じて居るといふことになつたのである。即ちその地方の警備を擔つると共に、健兒自身が非常に多くの財産を持つて居る者であつたので、遂に土地兵馬の權がそれ等の健兒、即ち地方の豪族に移るといふ状態を形成したのである。

然るにこの健兒といふものは少いものであるから、それで以て一國の治安を維持することは難かしい。例が一寸亂でも起ると、それを鎮めることができない。そこで警備制度が變ひ、健兒は別る所に出る。それを傳へるには、京都の朝廷でせらるべきであるが、その朝廷に仕へて居る公家衆といふものは、軍人論議にも、打續ける基準になれて朝廷の政務も漸く文弱に成れば、と仰せられてある通り、健兒の、戦士の、或は警備に就き、兵と稱し、健六を亦、職制を遊ぶとかいふ事ばかりやつて居つて、始終たゞ學問を讀んで惟獨の氣風に染みて居るといふ風で、地方に警備が屬つても、これを鎮めることができない。そこでこれを傳へるにはどうしたかといふと、その地方の國司がその臣僚の豪族の實力ある者に頼んで、これに警備を委ねたのである。

そこで種々の名義の者が出て来た。神皇後、皇清後といふ者が即ちそれである。平安時代の末頃から、さういふ名前の者が、あちこちに因て来て、没々大きくなって遂に武家といふものになつたのである。源頼朝の如き日本御用捕使といはれて居るやうな譯で、これの者が即ち武家の起るもになつたのである。そこで武家が起つてから、全國の治安維持が武家の手に保られることになつて、遂に天下の政綱まで握ることになり、朝廷は名義だけになつたのである。

かくの如くして、鎌倉時代五十年を過ぎ、吉野時代を経て、室町時代に移り、亂世相續したと二百五十年、群藩割據の形勢を作つて、武士がそれぞれ地方に據拠を作り、事ある時は一族団圓を率ひ、或は百姓と密着して兵役に就かした。その結果、所謂野武士或は尾領といふものが出て来た。即ち上兵であるが、この土民兵が段々發達して、立派な兵になつた。つまり平民百姓が武士に化したのである。百姓平民が成上つて武士になつて、常に管轄したる武士と同様になつて、その間に區別が認められぬ。これ等の武士は、暇な時は農業に従事して居るが、何か事ある時は旗を捲いて、兵隊を取つて武士になつた。

軍人に對しては、武士の時代即ち安土桃山時代、凡そこの三十五年間に於て亂亂が過ぎ、その後徳川・秀吉の時代即ち安土桃山時代、凡そこの三十五年間に於て亂亂が過ぎ、さうして、兵隊といふものは分離して、武士は一つの階級を作るやうになつた。それ等の武士は城下に集り、城を造つて城に集する事になつた。又そこに商人が集つて、町を形成し、所謂城下町といふものが、各國にできたのはこの時代である。

秀吉は平和の機運を定める爲めに、武器を沒收して、百姓及びその時分産出した僧兵から武器を悉く取上げたのである。これを有名な刀狩りといつて居る。さうして武器を持つて居る者は鎌倉的の武士に限るといふことになつてしまつたのである。これから段々平和の機運が運み、江戸時代になり、社會組織が整理されて、二百六十年の幕府と幕府。この間に社會分離の形勢は著しくなつて、百姓町人といふものは武士とまるつきり離れ、兵隊は武士といふ特殊階級の名に成り、さうしてその武士が當時の政權を握つて居る。即ち職業的武士となつた。今までは、武士といふものは自ら耕し、自ら食つて居つた。さうして事あれば武器を取つて立つたのであるが、江戸時代には特別に武士といふものができ、從つて士農工商といふものができたのである。言ひ換へれば、武家・百姓・町人といふのである。武家は其の衣食の費用といふものを百姓町人から取立て、百姓町人は武家を養ふといふことになつたのである。武士は一種の特權階級で、町人百姓は武士に對しては階が上りない。老弱待遇

を予けたのである。

さういふ風にして二百六十年過ぎて来たが、明治の時代になつてから、その制度階級の制が改まつて、各國世兵の制を布かれて昔に戻つた。即ち神武天皇以後の昔に歸されたのである。ここに於て、平民の權利といふものは特權をられ、國民といふものは、國民の義務であると同時に、またその權利であり、一面からいふと、明治時代に於ける民權發達の基を示して居る。明治三年十二月に、初めて徴兵規則といふものが定められ、その時度く國民から兵士を取るといふことになつて、平民の義務が向上した。従来平民は兵士になれず、士族といふものが兵士になつたが、ここに初めて士族と同をならべて、國民一般が國家防衛の義務を有するやうになつた。これは民權發達の基を示すものである。

明治五年十一月に徴兵令と發布せられ、その時に太政官から告示が出た。その文の中に、日本の會は海内舉げて兵ならざるはなし、總べて兵であつた。事ある時は天皇が元帥となられ、さうして親せざる者を任し、兵役を解いて家に歸れば百姓・職工・商人になる。同じ兵隊の所謂武家といふものはあり得ない。従つて職業的の兵士であつたものとは凡て違ふのである。明治御一新國民人民漸く自由の權を得しめられ、上下の差別を撤した。これは兵隊と介

一する本である。故に士といふも従来の士ではなく、法といふも舊來の法ではない。實しく全國一般の國民であつて、國に歸するの道も同じであるべきではない。故にここに古來の制度と替へ、東洋の兵隊を廢止して、國民世兵の制に従ふといふことになつたとある。この趣意によつても、兵役の義務といふものは平等の權利であり、義務である。昔の如く階級觀念に従はれるのではない。國家防衛の責に任ずるのであつて、我々の國は我々國民がこれを守る、この權利は國民の何人にも無異あることはない、これは國民としての自覺が起された譯なのである。

かやうにして、今の徴兵制度といふものは、皇室と國民の接近を圖ることによつて、上古の制度よりも、もつと立脚つて優れて居るやうに思ふのである。封建の中には、故に故等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を設けんと頼み、汝等は朕を輔佐と仰まてぞ、其望しむは特に深かるべき」と併せられてあるが、この君民一體の統しめは實に偉の國では見られぬものであつて、我が特有の國體の然らしむるところである。皇室と國民の親しみといふものは、實に我が國體の精華である。昔の大元帥にあつては、貴族及び豪族は皇室と國民との間を隔てて居つたのである。その隔りは今の兵隊によつて除き去られたのである。

神と我が皇室の國民に對する御愛といふものは、昔ハ則チ君臣ノ情ハ猶父子ノ如シ
しと仰せられたのであつて、國民も亦皇室を慕ふことは、今も昔も同じく、二千六百年一貫
して居る國體の體しである。故に一二の例を挙げると、室町時代に豊前が非常に亂れ戰爭
が續いて、皇室の御地は所々にあつても潰さる物も納まらぬ。此中這が甚がる。そこで皇
室の御地は甚だしい窮乏に陥つた。ひどい時は、その日その日の供御にさへ御遊文になつ
たさへいはれて居る。有難な話であるが、三條の橋の上から内侍所の御燈を拜む事ができ
た。即ち御所の御燈が燃れて無くなつたからである。また右近の藤左近の櫻を執ちてあるお
れたものらしいが、とにかく、御地濟の苦しかつた事は事實であつた。さういふ式微の極に
達せられた時、兵力に對しても、經濟に對しても何等頼みとするものをお持ちになつて居なかつ
た。かやうな時に當つて、而も亂れの其のうちに在つて、尙ほ朝廷御所は絶対安全であつ
た。これは國民全體が皇室のお守りとなつて居る。皇室は國民警察の中心であつたからであ
る。故に人民は僅かの食子を上つて、世れ多いことではあつたが、眞實を慮はりたといつ
て、それを慮いて喜んだのである。

軍人に對する御愛の御地濟
軍人に對する御愛の御地濟
三七二

かやうな譯で、我が國にあつては、皇室を奉ぜずしては、何事も成就する事ができない。
戰國時代に於て各地方に諸藩が割據して居つて、お互に攻めつことをして居るのであるが、そ
れは何の爲めかといふと、それぞれその地方に於て權權を握る事にある。大は小を併せ、強
は弱を呑むといふ風に段々まらくなつて、最後はどうなるかといふと、京都へ上り、旗を立て
て、上、天子を奉じて天下に號令するといふのが終局の目的である。

けれどもなかなかさう思ふやうにいかぬ。出て行くと、左から押へ、右からつづき、前か
ら防ぎ、後から引張るといふ風であつて、却々容易に京都へやつてくれない。そこでお互に
攻めつことをする。彼後立幕へ上つたものが織田信長、それが天子を戴いて天下に號令した
のである。さういふ譯で、如何なる時でも皇室を奉じなければ事が成就しなかつた。それは
何故かといふと、國民が承知しなかつたのである。皇室と國民は古往今來、常に親密なる關
係を保つて來て居るのである。

更にもう少し近頃の實例を舉げて云ふと、今より凡そ百四五十年ほど前、光緒天皇の御代
であるが、天保三年といふ年に、諸國に飢饉があり、米の相場が高くなつて、京都の町の中
でも餓死する者があるといふ譯である。そこで老若男女が京長御所の外へ集つて、何をする

か、數百人の者が四五日の間、皇の御地濟の外を繞つて居る。そこで光緒天皇はこれを聞か
れて御愛を磨ばされた。

みのかひはなにいのるべき朝な夕な民やすかれともんばかりと
なみ草に露のなまけをかけよかし社をもまもりの國のつかさば
皇族で未が喜いで、御所の外に集つてお祈りをする。これは國民の悲憤である、皇室と民
の親しさが思ひやられる。みのかひはなに祈るべき——御自分の事は祈ることは何も無い、
朝に夕に祈るのは、ただ民安かれと祈るばかりだと仰せられた。然るに、當時は徳川幕府の
世の中であるから、政權は幕府にある、幕府では御自由にならない。幕府からはただ年に三
萬石の米を納めるだけである。お強しなるといふにも何とも強し方がない。そこで第二の
御祈、國を治める司の者は人民に露のなまけをかけてやれと仰せられた。その頃に、下總會
取神宮の神職が、この御愛を拜して感激のあまりに詠じた歌がある。

さうともと思ふもあそれさくたばにたぐたふともなみだこぼる、
その御愛を拜して、天子様がそれ程に民と慕はれるかと思ふと、有難さに涙こぼるるばか
りであるといふのである。皇室と國民の親しさは斯やうなものである。

軍人に對する御愛の御地濟
軍人に對する御愛の御地濟
三七三

明治元年御祈の時、明治天皇は、五箇條の御誓文を御發表になつた。さうして同時に德
義安撫國威宣布の御誓を下されたことがある。

德義安撫國威宣布の御誓

朕侍躬、以テ神々大統ヲ紹キ、爾來何ヲ以テ、萬國ニ對立シ、列國ニ事ヘ奉ランヤト、朝
夕地懷ヘ慕ヘサルナリ、嘗テ考ルニ、申義朝政衰ナリテ、武家雄ヲ奉テスシ、表ニハ強臣
ニ惟尊シテ、實ハ敬シテ是ヲ遠キ、德義ノ父母トシテ、地ヲ奉リテ傳テ知ルニ敬ハサレ
ニ信シテ、德ニ德義ノ君タルニ、唯慕フニモ成リ奉リ、其ヲ尊ム、今日朝廷ノ尊重ハ古
ニ信シテ知ルニ、朝威ハ倍衰ヘ、上下相離ル、コト警懼ノ如シ、キキル形勢ニテ、何
ヲ以テ天下ニ君臨セシヤ、今彼朝政ニ衰ノ時ニ濟シ、天下位集一人ニ其國ヲ得テ、時
ニ以テ天下ニ君臨セシヤ、今非ノ事、朕自身會テ勞シ、心志ヲ若ク、強國ノ先ニ立、古
ノ列國ノ德
ヲモ給ヒシ疑ヲ成シ、直臨テ親メテ、故テ天恩ヲ奉シテ、德化ノ君タル所ニ背カサレ
ヘテ、臣等、唯祖國ヲ親ラシ、不肖ノ者アレハ自ラ其ノ罪ヲシテ之ヲ任シ給ヒ、朝廷ノ政、
絶テ衰息コシテ、比ノ如ク衰衰ナラザル故、君臣親親シ、上下相愛シ、德澤天下ニ洽シ、

國境海外へ舞々ナリ、然レテ河東子内大ニ開ケ、各國四方ニ相建スルノ時ニ當リ、國
表國ノミ、世界ノ形勢ニウツトテ、舊習ヲ固守シ、一管ノ筋ヲバツタス、脱任ラニル京中ニ
安居シ、一日ノ安キヲ像シ、百年ノ憂ヲ忘ルルコトヲ、能ク各國ノ海軍ヲ受テ、上ハ一
朝ヲ辱ケイ奉テ、下ハ俗俗ヲ苦シメシメテ、敢テ歌ニ、ニ言官備候ト異ニ相習ヒ、
列祖ノ御偉業ヲ繼承シ、一身ノ體操ヲ苦テ固ス、彼テ四方ヲ經營シ、汝德武ヲ定撫シ、
是ニ高果ノ技藝ヲ修習シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富強ノ安キニ置シコトヲ欲ス、汝
德武、萬事ノ願望ニ傾キ、萬事ノミヲ創造ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラス、統一カビ足リ
事ナシ、非常ニ能ク、種々ノ疑念ヲ生シ、萬口紛糾トシテ、彼志ヲナサザラシムル時ハ、
是れヤシクシテ、其ノ置テ先ハシムルモノミナラズ、彼テ、列祖ノ天下ヲ失ハシムル也、世世其
德業ヲ志シテ、相率テ社稷ヲ守リ、公義ヲ提テ、彼志ヲ勤テ、神州ヲ保全シ、
列祖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシムルハ、生前ノ志ヲ成ナラン、

軍人に對する忠告の語

軍人に對する忠告の語

二七六

誠ニ、この寫像にも傳せられてある如く、皇室と人民との綱を隔つる者があつた。然るに朝
治の大時代になつて、この隔てがなくなつた。軍人自派に、一統は汝等軍人の大元帥とせし
と傳せられたのも、その實しさを現はしになつたものであつて、昔から一貫して居る團體
觀念の表現せられたものと稱するのである。

さて次に忠節、禮儀、武功、信義、貞潔の五箇事と稱されたのであるが、この精神といふものは、
即ち武士道の精神である。武士道といふ言葉は、武士といふ一つの階級の固い意識した
ところの名であるが、その由来するところは甚だ古い。既に上古に於てその階級を認めるこ
とができるのである。即ち奈良時代に大伴家持といふ有名な歌人がある。その大伴家持が詠
んだ歌に、

うみゆかばみづく屍山行かば草むす屍大君のへにこそ死なめかへも是はせじ

また、

則太刀いよ、とくべし古ゆきやけく負ひて來にしその名ぞ

これは大伴氏の軍功を述べた歌であつて、即ち古く境々伴軍の時から神武天皇に來るまで大
伴氏の祖先は軍功を率ひて、軍事に従ひ忠誠を盡した事といつて居るのである。うみゆか
ばみづく屍山行かば草むす屍」といふこの歌は、大伴氏の祖先から代々官擧へて來たところ
の榮光といふべきもので、陣に在つても海に在つても、天皇の爲めに仕へて來た、神武天皇

から千四百年を経て奈良時代、唐詩まで官擧へて來たところの榮光を、歌に現はしたもので
ある。さうして二番目の歌は、その一族のものに與へた長歌の終りにつけた歌で、その長歌の
意味は、大伴の家は、神代より以來、事ある毎に武事を以て勳功を立てた家で、代々の天皇
に赤き心を傳げて仕へ來た家である。さやけく清く明かなる名をもつて來た軍功のある家で
ある。後の歌聲ともなるべきものであるから、その清き名を汚すことなきやうに、先祖の名
を辱めないやうに心がけるべきであるといふことをのべて、その終りに右の短歌をそへて、そ
の先祖より天下に名高く、さやけく清き名を汚さず、ますます清き名を以て忠節をは
げむやうにと述べたものである。

この武勇正節の精神は、武族制度時代にもかやうに醸造して居つたのであるが、それが長
い間氏族の間に傳はり、武家が起るに至つて、平安時代の末から鎌倉時代に發達して堅實な
る國民的精神となつた。それが所謂武士道である。この武士道といふ精神が、次の時代を道
じて、國民の間に更に根柢を植付けられ、江戸時代には形式化して型にはまつたといふ様は
あるけれども、尚ほ上下の階級は甚しく廣まつて、平民・町人の間にもその影響を及ぼし、
江戸兒氣質と云ふだ。江戸兒氣質といふものは、一種の武士道その體のものである。

軍人に對する忠告の語

軍人に對する忠告の語

二七八

武士道といふものは然らばどういふものであるかといふこと、これを多少解明して見ると傳
傳の要案を含んで居るやうに思はれる。先づ武士といふものは金持の行動、その働きに於て
實際的であることを尊む。平安時代の公家典は、實際的でなく、理想を主として居たが、
武士は之に反して理想のみ、實際に行ふ、不實實行である。又總べてが實である。實業で
ある爲めに、何事も無厭でも容易である。理想であるが故に物事が直截である。ぐづぐづ
いはず直ぐさま決する。故にまた正直であり、徳徳といふやうなことはなく、有りの儘であ
る。即ちまた虚説ともいふべきである。またそれが打算的でないともいへる。強引きはしな
いのである。故に勘定づくではない。かういふやうにして置けばあの人はかうしてくれる、
といふ事は、武士はいはない。虚説であり、打算的でないからして、信義を尊むのである。
信義を尊むが故に、然諾を重んずる。實しいと引受けたなれば如何なる事があつても其は
逃かない。又主従の義を重んずる。人の部下になつて主と仰ぎ下とならうと約束したなら、
その義は變へない。然諾を重んずるのである。故にまた情熱的精神的に富む。そこでまた名を
重んずるのである。武士といふものは名こそ取られ、死しても名を重んずる。故に勇氣を尊
ぶ。即ち死を輕んずる。武士道の要案はまた種々あるであらうが、大體を擧げてみると、そ

んなものである。實際的であり、質素であり、直截であり、正直であり、廉潔であり、打算的でない。信義を重んじ、然諾を重んじ、主従の義を堅くし、忠氣を重んじ、死を輕んずる。これは幾つにも分けたが、或はこれを簡めれば、二二三にも簡めてしまふ事ができると思ふ。それ等の項目に就いては、鎌倉時代の記録を見れば、いくつともそれを見出すことができる。殊に「東鑑」が「東鑑」を見るとき、別る所にその事例を見ることが出来る。

そこでそれ等の項目の中の一に就いて、若干の例を挙げてお話をしてみたいと思ふ。何れこれは又同時に軍人對庶民の五兩儀の實例に當ると思ふのである。武士道に於て尊むところは信義である。その例を述べて見よう。治承四年に頼朝が平家に對して致し奉じた時、平家の大將大庭景清が石橋山で頼朝と打撃した。その時源守重盛といふ一人の武將があつて、大庭景清の殿前で、平家に從つて大庭の下で働いた。時に源守重盛の家へ組つて替たものには佐木定綱の兄弟四人があつて、これは大庭に往はなして頼朝についた。後がすんで定綱兄弟四人は逃げてしまつた。ところが大庭は逃げるに當つて、佐木兄弟四人の家族を引出して人質にするやうにも命じた。時に源守重盛の答へて申すことは、彼等は年々の約束によつてこれを保護して来たのであります。今社等が頼朝に屬したのは祖先以来の誓約と重んじたので、之

軍人に對しては、その誓約の重んじられたる事

二七九
二八〇

は誠已にむを得ぬこと、佐木兄弟の救し方は尤もなことである。私は私として年々の約束によつてあなたに從つた。さうして石橋山で働いた。然るに私の手柄を考へないで、僅か佐木兄弟の家族を連れて来いといはれるのは迷惑です。私は彼等に對する情誼の上から命に従ふことはできませんといつた。大庭も憐れもいはず、引取つたといふ話がある。一度佐木兄弟を保護すると約束した重盛は、敵と味方に分れても信義を重んずるといふところから、それを大庭景清のところに出すといふことはしなかつた。重盛の一言には佐木兄弟の保護も疑せざるを得なかつたのである。

もう一つかういふ例がある。平家が滅亡してから暫く経つて、その平家の火勢に、平貞能といふものがあつて、これが逃げて頼朝の郡將の宇野宮頼朝といふものの所に歸つて行つた。即ち敵の將帥のところに行つて助けを求めた。そこで宇野宮頼朝は頼朝の所へ行つて、どうか平貞能を許してほしいと頼つた。頼朝は項として有かない。頼朝は申すには、自分は前に平家について京都に居た時、頼朝が兵を擧げるといふことを聞いて、頼朝に従ひたいと思つて逃げて出ようとしたが、逃げて出られない。その時に貞能が種々と奔走してくれたので、難を免ずることができた。いま貞能が氣に負けて来たのだから、義理として助けなければ

ならぬ。後貞能が義理を盡せるやうなことがあつたら、彼は固より、私の子孫も断絶せしめられても構はぬから、その度のところはどうぞ許してほしいといつたので、頼朝もその義に感じてこれを許したといふことである。武士道は義理の爲めには命をも助けるといふことにならるのである。

主従の義といふものは、武士道の中でも殊に最も重んずるところのものであつて、武士道は政の一面から云へば、主従の義から發達したものである。武家時代の社會組織に於ては主従の義といふものを基礎に置いたのである。これについては種々を實例がある。治承四年、頼朝が兵を起した時、常陸地方に佐竹隆義といふ者が居つて、これは源氏の一族であつたけれども、故あつて平家について身懸に居た。その隆義の子に秀義といふものがあつて、これが常陸に居つて、伯父の義政といふものと一編に、頼朝に従ふことを言ひない。そこで頼朝はその義政といふものを其縁を以て請ひ出して殺して、なほ秀義を攻めて敗走せしめた。さうして佐竹家の有つて居つた所領を沒收して、その家来十數人を捕へて連れて来たのである。その時、その中に義政の部下の一人に源太尉といふ者があつて、頼朝に属して居つてゐる。何を致さぬかと尋ねたところが、主人の事を思出して悲しいから致さぬのである。

軍人に對しては、その誓約の重んじられたる事

二八一
二八二

といふ。それ程に悲しいなら、何故主人義政が殺された時一編に死ななかつたか。源太尉答へて曰く、その時は主人義政一人だけ呼び出されて首を斬られた。私はその時には、後日の考もあつたので暫く逃げたのである。然るに今あめめ捕へられて、ここに參つたのは武士の本意ではないけれども、一言申上げたいことがあるから參つたのだといふ。何をいひたいのかいつてみよといはれて、源太尉申すには、今や大庭平家は滅亡する。その平家討つたことを後悔して、同じ源氏でありながら、佐竹を滅ぼされるのは甚だ心痛まい。かくの如く、別に大した勇のない佐竹一門を滅ぼされるやうなことは、御身の體面は殊に辱せて置けざらるべきや、悔また、あなたの前子孫たちを誰が守護致しますか、この事はよくよく考へぬでもされたい。今のあなたのやうな縁子では人が殺されてばかりで、眞實心から敬慕する者はあつたすまい、と言ひ致つた。頼朝は取つて聞いて、一言も發せず、その處にへ入つてしまつた。源太尉の申すところ甚だ無禮だから誅してしまはせうと申した者があつた。問は頼朝は、いやいやと待て、彼のいふところ無禮であるけれども、理窟がある。主従の義を思つて、あれだけの事を自分の面影に於ていふのは、主従の義を重んずるからである。誠に賢すべきものである。彼を許して自分の手下に加へて御家人にした。その縁

たけれども、頼朝は主従の義を重んずるところから評したといふのである。

それとは反対に、頼朝は忠義を立てしようとして、自分の主人を殺したものがあつた。頼朝はこれを許して怒らぬたといふ例がある。建永元年に、足利俊朝の子が平家に離して頼朝に敵討した。そこで頼朝は足利俊朝を征伐の爲めに兵を遣はした所、相生次郎といふものが主人の首を斬つて鎌倉に持つて参つて、頼朝に参出し、その功によつて、頼朝の御家人の列に加へてほしいと願つた。頼朝は、これは怪しからぬ奴だ、型代の主人を殺すことにも咎むべしと、怒も之を懲罰した。

又これと同じやうな例であるが、それは文治五年、頼朝が奥州の藤原泰衡を征伐に行つた時に、頼朝の兵が返づくに従つて、藤原泰衡は逃れて自分の家來河内次郎になつた。所が河内次郎は志を變じて、主人の善美を殺して、その首を斬つて頼朝のもとに持つて来た。頼朝は河内次郎に向つて、汝の善美は一面には功あるに似たれども、型代の恩を忘れて主人の首を斬るは咎むべきことである。頼朝の足せしめはこの世の罪を遣はすべしと、怒も新野に寓した。これ等の例によつても推せられる如く、武士道は型に向つても、主従の義と重んずることを要する。戦ふには五ヶ堂々と殺ふといふのが武士道である。

軍人に關するもの
軍人に關するもの

二八五

かやうにして、鎌倉幕府百十年の間、主従關係といふものは強く結びつけられた。その結果、北條氏滅亡の時に於て顯著なる多額を現はして居る。京都六波羅に、幕府から、今の幕府でいへば出雲屋といふものが置いてあつた。その六波羅に居つた北條時時が、官軍に攻められて一度は逃げたが、途中で遂に敵軍に殺された。その時これに従つて死んだものが四百三十二人に及んだ。即ち北條時時は死したのである。

更にそれにも増して忠義なる事は鎌倉に於ける北條時時の終極である。高時が東勝寺に於て自害した時に、その同じ場所を於て高時に殉じた者が八百七十餘人あつた。また所は違ふけれども、同じ時、同じ鎌倉に於て自害した者が六千人餘りあつたのである。高時は種々な方角からいつて本陣すべきものがある、北條氏の政治といふものも論ずべきものがあつたのであるが、主従の義の強い地に於つては論ずべき事柄が多い。承久の種即ち後鳥羽法皇が北條氏の幕府を存しようとなされておされた教學に、朝廷の軍が幕府の軍に攻められて破れた。その時に多数の公家衆が散死した。然るに公家衆ならぬ家來で、その主人の死を殉じて死した者が幾人あるか、家來として殉々と戦へるに足らない。これを北條氏の忠義

の時の事に比べて見れば、武士の間に於ける主従の義といふものが、如何に固かつたかといふ事が思ひやられるのである。先年私は、日本語を研究して居る西洋人の仲間があるが、その仲間から武士道の話が求められ、この質問の派をみたところ、その時に、忠義の義士といふものは四十餘人であるに拘らず誰も知らぬ者が無いが、例故に鎌倉武士のこの忠義なる派は世間に傳はらぬかといふ質問があつた。それは北條高時が朝敵になつて居たからであるといふ事を説明したことがあつたのであるが、その朝敵の在時の責むべきことは責むべきであるが、鎌倉武士の信義の固かつたといふことは之を認めねばならぬ。

武士道の要諦ともなるべき各種の項目については澤山の語が傳へられて居るが、今は唯二つの項目について述べたのである。この武士道は江戸時代に至り、年を經る間に、實質が衰へ、朝敵に没落してしまつたけれども、その精神といふものは一般國民の間に染められた。武士道といふ言葉は武士の間に限られたものであるけれども、その精神は武士の間に限らぬ運命ではなく、漸く一般の國民的精神となつた。さうして明治になつて、その精神を發揚して、國民の精神とされたものが即ち五箇條の勅諭であつて、これが軍人の精神であると同時に、やがて國民的精神であらねばならぬと思ふ。

軍人に關するもの
軍人に關するもの

二八六

以上は軍人勅諭について歴史的に多少詳述を加へたのであるが、讀つて考へると、世の世兵も今の世兵も名は同じであるが、大實令によつて養育せられたものは五十年経たない中に面目になつて居る。即ち歴代天皇の時給せられた、さうして一度改められ、又歴代天皇の時給せられた。それは朝敵そのものは敵討があり、貴族貴族の區別が衰へた事と、願ひて形式的に支那の制度を模倣したといふことが原因であつたと思ふ。

今の兵制は、徳兵令の發布後凡そ六十年を経て居るけれども、益々光を失へて居る。それは例故であるかといふに、皇室と國民の親近なること、國民に平等であるといふこと、にあると思ふのである。昔は支那制度に倣して大實令ができ、今日は西洋の制度を參照してきなもので、同じく外國文化の影響を受けたものであるが、精神の成込み方が違つて居るから、精神が生きて居るとして養育して來て居るのである。その精神といふものは例である。それは即ち明治十五年一月四日に編みつた軍人勅諭そのものに外ならぬのである。今や我が國は内外男女老若に到つて國に國家多事と申すべき時である。内には思想界の混亂があり、外には列國との交渉益々多岐であつて、國際問題は非常に複雑を極めて居る時である。今日の世界は、之を我が國の歴史に比べると、丁度戦國時代の群雄割拠に比すべきもの

であるかと思ふ。いつ如何なる事柄が起るか分らぬのみならず、國の文運には日進月進がある。支那は今こそ野蠻混亂して苦悶國であるが、昔は日本に取つては非常な大敵であつて、我が國は殊にその激進を受けて居た。日本人はいつの代でも支那崇拜で、之を恐れて居たことは異常しいものであつた。天智天皇から近江明治二十七八を戦役に至るまで、千二百年餘りといふものは支那に驚きひたされて居た。大府・大軍・大元・大明・大徳、いつでも大の字をつけて呼び、心の中では多少負給しむの志を有つて居たものもあつたであらう。けれども、外面にはいつも威嚇して居たのであるが、日清戦役後の状態に至つて、今日では海軍の進歩であるが、若しあれが統一されて日進月進は、どんなことになるか、昔の大府・大元・大明にならねとはいへない。のみならず、もう一つ日本は太平洋を隔てて、大いに隣國を控へて居る。これにも又取組は段々緊きつて居る形勢になつて居る。この時に當つて、我々國民は非常な覚悟を以て奮起をせねばならぬと思ふ。この際にして、我々は軍人勲章の精神を心に銘じて、我々の祖先が我々に遺した光輝ある歴史の精神を汚さないやうに心掛けたらと思ふ。

軍人勲章はもと我々の歴史の精神

歴史の精神はもと我々の精神

二八七

二八八

國史に現はれたる日本精神

日本精神といふ語は、近頃盛んに用ひらるるやうになつたが、その解釋は之を用ふる人によつて區々である。予の考によれば、日本精神は即ち國民の自主的精神であり國民自覺の發端である。之を論じつめれば即ち國體觀念内外ならず、又皇室中心主義がそれである。この皇室中心主義は、即ち日本國民精神の中核であり國民活動の源泉である。二千餘年來皇室を中心として、その御指針により、國民が第一體となつて活動した。之に依つて我が國民はあらゆる外來の文化を攝取し、之を咀嚼し、之を消化したのみならず、又多く外來民族の歸化を受入れて、よく之を同化し、その文化を融合して、獨特の光を輝かし、各時代に互つて特異なる文化の盛開を發展したのである。

神と我が帝國の國體は、天照大神の神統によつて、その基を定め、古くより我が國民の理

想として積り集つたもので、奈良時代に「日本書紀」の編せられた時に、これをその文字に書き現はしたものである。

然しながらその理想の實現には、長い年所を要し、その親自も諸侯のあるを免れなかつた。即ち之を觀れば、この精神の伸びる所、その理想の發展せらるる時、内にあまきは國體觀念の發達すると共に、外に美しては自主的外交を以て國威を増かして居る。

以下國史の各時代に互つて、この精神が如何に發展せられたかを、事實によつて述べようと思ふ。

一 聖德太子の時代

聖德太子が世に出でました時代は、氏族制度の弊がその極點に達した時であつた。氏族制度は、當時の社會組織の根幹を成し、また政治階級の綱領となつたものであつた。同一祖先を有する家と家とが血縁關係によつて結合し、以て氏を形成する。幾百の氏族は、皇室を中心にして、國家を以て一つの大きな家族として團結したのである。然るに社會の發達するに隨つて、氏族相互の關係も複雑になり、單純なる組織の弊弊が困難になつた。かくて太子

一 聖德太子の時代

聖德太子はもと我々の歴史の精神

二八七

二八八

の時代には、その弊害漸く積つて、皇室そのまゝに打倒して置く事ができなくなつて居た。弊害の一斑、氏族の差別である。大氏は小氏を合せて、その結果、貧富の懸隔甚だしく、豪族が跋扈増長して、その勢は皇室を凌ぐんとするに至り、氏族制度の根本精神たる皇室中心主義も、其めに動搖せんとするに至つた。そこでこの弊を打破して、皇室中心主義を確立し、土地人民を皇室に直屬せしめ、皇室人民の國を統攝する障物を除く爲めに、社會組織を改造するの必要が起つた。

弊害の二は、氏族の競争である。氏と氏とはその勢力を争ひ、礼儀を生じた。皇室は外交問題に於て現はれた。難題天皇より欽明天皇の御代にかけて、大伴氏と物部氏とが韓半島の問題に於いて争ひ、ついで之と關聯して、佛教の問題についても争つた。その結果はつひに外交上、我が國の大先敵となり、神功皇后以て奮闘して居た韓半島の地を失ひ、我が國は日本上流階級の地位に墜落されてしまつた。競争はまた皇位繼承問題に於て現はれた。その爲めに幾多の争ひ争ひ事件が起り、皇室はその争ひの中にまき込まれ、甚だしき氣を受けさせられた。

弊害の三は、文化の停滞である。氏族の競争が世帯である爲めに、その才徳の過不協を問

はず、祖先傳説の職業を懸念する。之が爲めに、文化の形式に罹して、實效の氣に満ちた。

終に政治の上に於て、この弊害は甚だしいものがあつた。

かくの如くにして、民族制政の弊害は、政治的にも社会的にも其害を極め、國家はまさに危地に直瀕した。然れども太子は實にかかる時勢の中に使はれて、やがて時勢の改革に着手せられた。太子の御事志は之を約言すれば、即ち新日本の建設である。日本思想の獨立である。之が爲めに憲法を制定し、佛法を興隆し、國史を編纂し、外交の刷新を計られた。

任事問題における失敗の審判を計り、習俗及び文藝より受くる刺激に對抗して、國際間に於ける考敵者たるの地位より、進んで支那と對等の地位に向上する爲めには、根本より國を改造しなければならぬ。習俗を改めなければならぬ。我が國は、支那と比べては、先づ文明の發達である故に、之と伍し得べき志に文明の水準を高めねばならぬ。支那と對抗する爲めには、先づ國家の統一を圖り、國民の自主觀念を養はねばならぬ。その爲めには先づ農村政治の形式を廢し、皇室を中心として、國民全體を以て一の大團結とし、中央に權力を集中して、國家の統一を圖らねばならぬ。この大精神は、太子のすべての御事志を貫く所の主義であつた。この精神は、殊に十七箇條憲法の中に於て強調せられてある。又太子が

一 新皇太子の御代

二六一

皇代に於ける皇朝の精神

二六二

作られた『後事紀』にも現はれて居る。『義経』の對する所に、佛國使の地御ち印度を指す場合に、特に「外國」とある。古來一般に、印度は天竺或は西天などといふを尊とするに、太子が特に「外國」といはれたのは、意味あることで、太子の國家的自主觀念より出たことであらうといはれる。

太子の佛敎御禮は、この自覺より出たことで、即ち大陸の優秀なる文化と接触して、國民の精神生活の向上を圖り、支那・三韓より受くる材料を夫らんが爲めであつた。かの佛へ圖書を送つて、「日出處天子敬書日度處天子」といひ、また「東天皇敬白西皇帝」と記して、堂々たる態度を以て、對等の交際を行はせられた。ここに太子の劃然なる日本精神を仰ぐに足るものがある。

さて太子は、不幸にもその理想を實現しその事業を大成せざるに至らずして、薨せられた。然しながら、太子によつて樹げられた國是の大本は、燦として輝いて居る。太子の薨後二十餘年にして、第二の聖德太子とも申すべき中大兄皇子によつて、太子の理想は實現せられ、新日本の建設は成就せられ、大化の政績は刷新せられたのである。

二 大化改新より奈良時代に至る

聖德太子の御理想は、新日本を建設して、支那と對等の地位に上せようといふのであつた。それが爲めには文明と接触しなければならぬ。そこで、大化改新が刷新せられ、爾來百餘の文物世界を感服として、一意その文化の採取につとめた。これより奈良時代を通じて、唐の文化は國々として流入した。奈良時代は、實に唐文化の輸入時代であつた。宗教に、文學に、藝術に、制度に、職官に、すべて唐の模倣であつた。

然しながら、その模倣たるや、單なる模倣ではない。即ち唐の文物と、そのまま盲目的に模倣したのではなくして、その間自ら選擇せられたものがあつた。それは、一種の理想を以て、之を形植したのである。その理想とは何ぞ、曰く、日本文化の獨立であり、國民精神の獨立である。その傾向は各種の事項に現はれて居る。

その一は奈良思想である。奈良の都は大體に於て唐の長安を模したものであるが、之を模倣しながらも、獨創の考をも加味し、自ら創に對抗して、我が邦にもかくの如き都城の存するをといふことを示さうといふ意向が根柢にある。ここにこの時代の理想が窺はれる。

二 奈良時代の皇朝の精神

二六三

皇代に於ける皇朝の精神

二六四

その二は『古事記』の編纂である。『古事記』は神代河津として創編せしめられた太古深奥の傳説を、太安万侶に對して文章化編纂せしめたものである。その神代河津として清浄せしめたのは、その傳説を統一し、之を組織立てたものであらう。『古事記』は古來の傳説を、今までのまゝに録したものでなく、ある一種の主要理想の下に編纂したものである。建國の精神は、ここに現はされて居る。ここにもこの時代の理想を窺ふことができる。

その三は『風土記』の編纂である。即ちそれを地方の國々の由来する所久しいものがあることを示したものである。

その四は『日本書紀』の編纂である。これは『古事記』と同じ編纂の下に作られたものであるが、特に漢文を以て記された所に、當代理想の顯著に現はれたことを認める。

その五は東大寺の建立である。東大寺は、三國一の大伽藍と稱せられる。今日存する所の大伽藍は、元祿時代の再建にかかり、天平時代佛敎宣旨のものに比すれば、遙かに小さいものである。この再建のものは、東大寺が八十八具伽藍であるが、東大寺が八十八具伽藍として居る。それも何れも、世界に於ける本願建築の最大なるものである。その本尊大佛が、世界の智勇であることは申すまでもない。これは實に聖武天皇が三國第一のものとして、佛を平す爲めに造

られたもので、之によつて我が文化の進歩を示さんとする意氣の壯なるものあるを見るに足るものである。

その六は國分寺である。國分寺は、唐の唐太宗の時に造つた大雲寺に倣つたものであるが、我にも亦は巧みぬやうに造られたものである。國分寺は「金光明最勝王經」の所説を根據として、創設せられたものである。即ちこの經を譯讀し之を流傳せば、西天王宮に奉じて國を護るといふのであつて、俄爾國家の逸意に出たのである。この時代には、また「金光明最勝王經」と曰んで、「仁王經」が多く傳へられた。之に因つて仁王會が起つた。これ亦唐國の法であつた。國王にして般若菩薩を尊神し、之を宣傳し、正法を流傳する所には、諸天神は奉じて國家を守護すと説く。かくの如く、譯讀の經が多く傳へられたのを基ても、この時代に於て、教界にも、國家意識の盛んであつたことが知られる。

その七は「萬葉集」である。「萬葉集」は、上は古く神代天皇以下神代代より、下廣民に及ぶまでの詠歌約千五百首を集めた。この年代に於て、この大歌壇の興つたことは、實に世界化種なる事といふべく、正に國の誇である。かくの如き國文學萌芽の起つたことは、當時國民の自主觀念の勃興した象徴と認めなければならぬ。

二 文化復興より宗教的復興
國分寺は如何なるに非ざるや

その八は神代代の改定である。神代代の皇統の改定されたのも亦この時代の事である。これ亦唐國に倣つたことであるが、當時に支那對統の觀念が深たはつて居るのである。

その九は日本の國號である。日本といふ國號の定められたのも亦この時代である。而も國が日本の本である。且出づる處であるといふ意味を有する點より見て、當時國民自覺の念の盛んであつたことが知られる。

その十は「萬葉集」の編纂である。これもこの時代に、聖仁天皇の時并妻と記され、未だ是れ未だにして、次の時代桓武天皇と記して、嵯峨天皇の時に及んで、「新撰萬葉集」が編纂された。これも唐の太宗の作つた「萬葉集」の影響を受けたことではあるが、又我が邦の民族の自覺を遠く古きものあるを示して、其の由よを張るといふ意味もあつたのである。

以上の例を見て見るに、奈良時代の文化は、固より支那模倣に富んで居るが、然しなほ其の國、自ら國民自覺の精神の湧き出るものあるを認められるので、唐の文化の百目的模倣ではなく、一種の理想を以て、之を取捨選擇したのである。この理想は得たる國家意識となつて、あらゆる方面に現はれたのである。

この時に當つて、朝廷の權力は正に隆盛の頂點にあつた。文化復興以後凡そ一百年、この

間、中央集權の實大いに擧り、國家統一の事業は著々進捗した。東大寺が中央に建立せられ、國分寺が各地方に設けられた。是は國家統治の組織と相應し、政治上中央集權に對して地方國民の居るが如く、教界にも東大寺が總國分寺として、以て地方國分寺の上に立てるが如き意味を以て建立せられ、以て政教相輔の妙用を發揮し、世界諸國に統治の聯絡を圖つたのであつて、正に國家統一事業の盛んだ一つの象徴である。かくの如くにして、國勢大いに發展し、東北拓殖の業もまた著しく進み、國力は十分に充實し、皇威は宣揚せられた。

桓武天皇が、奈良の大佛建立の前に近江甲賀に大佛鑿造を命ぜられた時の詔に「天下の富を有つ者は朕を奉り、天下の勢を有つ者は朕を奉り」と仰せられた。その御意氣の壯大なることは、當に天皇の豪華を好み始ひし御意氣より御せられたとのみ見るべきでなくして、實に當代の雄大な精神の發露であつたので、正に國民自覺の盛んなる、國家意識の湧きを示す所である。この隆盛たる元氣は、やがて時代の文化に反映し、進歩社團なる天平時代の藝術を生み出し、時の人をして、

青丹よし奈良の郡はさく花のには上が如く今まかりなり
と歌はしむるに至つたのである。

二 文化復興より宗教的復興
國分寺は如何なるに非ざるや

三 不安時代より鎌倉時代に遡る

奈良時代に於て新したこの國民の自主觀念は、平安時代に入つていよいよ著しくなつてきた。一例を挙げれば、宗教に於ても、奈良時代の教を承けて唐國の法が盛んであつた。佛敎大興、佛法大盛、何れも佛敎國家を以て、その極を立てたのである。佛敎大興は、唐風の中に「大日本」といふ語と絶つて居る。これ恐らくはこの語を用いたものの最初であらう。ここに大興の國家觀念の旺盛なるものあつたことが認められる。この以前に、「日本書紀」の「神代卷」の註にもあるけれども、これは日本の本土のことといふので意味が違ふ。また「難陀經」の註にもあるけれども、これは漢字であらうといはれる。

かやうにして、奈良時代以來著した日本文化獨立の氣運は、益々進み、それと共に、國民の自主的精神も漸く盛んになつた。管原道真の遺府使停止の議の如きも、種々の理由あることであるが、その一例には、やはり國民の自覺が、その大なる原因を成して居るのである。即ち當時勃興する私塾並に諸學なる組織を以て、非常な國勢と進歩的進歩を以て、文化復興に求めずともいふ自覺に出たことであつた。

かやちにして、文化獨立の特殊は漸次濃厚になり、明治時代に至つて、日本文化獨特の發達を示すやうになつた。然し明治に於ても、文學に於ても、宗教に於ても、藝術に於ても、すべて日本風の特徴を示した。

然しながら斯との交遊を断絶してから、國民は一般に過易的になり、引込思案になり、強氣の氣象を失ひ、對外觀念は甚だ弱はるゝなつた。ここに日本精神の衰へたのが見られる。一方には藤原氏が政権を執り、獨り勢力を積んで、門閥の弊を生じ、皇室中心主義は漸く崩壊に傾き、國體觀念は弱くなり、日本精神はその光を蔽はれた。

ここに於て、その互動が現はれた。後三條天皇は、藤原氏を抑へて權力の恢復を計りたまひ、ついで白河上皇は院中政治を行はれて、實権を皇室に收められた。これと相照して、對外觀念に於ても、自主的傾向が明かになり、國民自覺の機運が顯著になつた。

後三條天皇の頃に、宋へ渡つた成尋といふ僧がある。この人が作つた紀行「參天台五臺山記」には、「大日本國」といふ語を屢々に用ひて居る。これをたゞ釋教大徳と對し、注意すべき文字である。成尋が入宋後彼國の風を記して、日本の事を尋ねられた時に、曾に母國の名譽を重んじて、天皇の尊きこと、國の廣きこと、歴史の長きことなどを述べて居る。その外傳

二九六
二九七

二九八
二九九

三〇〇

には誇張していつて居ることもあつて、稍と誇張にも見ゆることもあるが、その心根には同情すべきものがある。成尋の入宋の就を問はれて、二十萬戸、人口雄俊高なるを知らず、なごといふの類であるが、かかるおどけない回答の中にも、國の誇りを示さんとするその意氣は實におぼろなる。又成尋の母について、一つの語がある。成尋が入宋せんとして、母に別を告げた時に、成尋の齡は六十餘であつた。その母の高齡を述べて居るべし。

その時に、母が其の悲しみを訴へてよんだ一首の歌がある。

もろこしも天の下にせあるとまきてる世の本を忘ればらまひ

水戸の御園東湖はこの歌を以て、その情深くその言直だくみなるのみならず、上下内外の衆別るへ新しくいはなむたること、女ながらもますますむに存ざるべし」と稱讃した。大國東湖の語つて、その文物に感服して、我が國を感ふるものさへあつた時に、成尋の母のこの詞は、女ことに情深き如き、日本人として自覺を失はず、實にすぐれた風流を備ふるものといはねばならぬ。

白河天皇の御代に、高麗王が海氣の貴め、使者と別駕に來た。その國書が甚だ精妙を著せりて不遜な態度であつた。別駕にては、平康の上之を過け、當時國學の譽ある大江匡房に命

じて、國書を看かした。この返書も、「國體村得、入、朝林之雲」といふ名詞を以て、別駕の名として不折ならしめた有名な文章であつた。これは相子が高麗であるからでもあらうが、とにかく國の體面を重んずるまいふ思想の、稍と強くなつたことが見られる。

また同じく白河天皇の御代に、宋の神宗皇帝より、信書方物を贈つて來たが、その文句が國體に對する如き書方であつたので、之と和み返すべしといふ諭もあつたけれども、結局返書を送ることとなつた。然る所の返書は、彼國に於て受け付けられなかつた現を見れば、恐らく對等の態度を以て記したものであらう。

又弘長天皇の御代に、宋の徽宗皇帝より信書と題つて來たが、我が國を辱んで東夷といひ、事大の誠を致すべしなどといふ文句があつたので、終に返書を送らなかつたらしい。

この後、真宗天皇の御代に、宋州州刺史より品物を獻じた。その日録に「賜日本國王禮物」とあつた。この時有名なる大儒曾子固が、彼對等なるべき事を論じ、歷史先例を引いて、宋の號立の奇怪なるを痛斥し、遂かに品物を返して遣はすべしとの意見を上つた。これ等を見ても、當時國民の國に、自主自尊の心が強固として湧き出て居たことが知られるので、信書ながら日本精神の發揚せられたのを見るのである。

三〇一
三〇二

三〇三
三〇四

三〇五

さて白河上皇の創められた院政は、一時機敏な活動を續けたのであるが、例にしてこれには表に立つて働くものでないので、裏面に於て彼の對當等の諸事、公明正大でないものがあり、頗るに暗闘が行はれ、陰謀を弄するものがあり、その結果暗闘つて終に保元・平治の亂を醸した。復古運動は是に於て一たび失敗に歸し、これより公家政治は表へて武家政治が起つた。この間にあける動向によつて受け入れた國民の精神上の打撃は、蓋し思半ばに達するものがあるであらう。之と共に、愚夫を誦み、無史を考へ、建國の體面に甚く憂ふもの、自然の勢である。ここに復古思想の暗流は勢を得て、終に承久の變と暴き起した。承久の變は、天皇が統治者としての御自覺の發露である。これは不幸にして失敗に了つた。然しながらこの間に於て、日本精神は世に開れ時に過つてその光を放つて居る。

承久の變に於て、その言動たる北條義時が如きさへ、尙ほその頃の中に、國體觀念の發み込んで居たことを知るべき話がある。これは有名な話であるが、承久の變に、義時が軍を率ひて出發した。途中から義時はただ一騎引退して居て、義時の所に來た。列の爲めに歸つたかと尋ねた處、一つ承つて置くべきことがあつて歸つた、といふのは、若しも途中に於て、鎧の御書と隨して臥室御書しました時には、如何致すべきや、といふことを問うたの

であつた。義時うち茶じて、

其事なり、まさには前討しむかひてゆみをひくことはいかゞあらん。さばかりの時、かぶとをぬぎ、弓のつるをさきりて、ひとへにかしてまゝを申て、身をまかせたてまつるべし、さはあるで、君は宮ににおはしませしやがら、軍兵をたまはせば、命をすて、千人が一に成るまでもたしかまべし。

と申したといふことが、『増補』に出て居る。義時の知らせさへ、君はこれだけ分判はあつた。

次に相違上人と奉時との回答の如きも、この永久の絶といふ非常の事件によつて、回答の形が別れた一例と見るべきものである。これも有名な話であるが、順序として一過りを記して見る。ある時、相違上人が、奉時に向つて、「早くも我國は神代より今に在るまで、凡そ九千代、我を受けついで皇孫を継ぐべし。一頃の萬物は悉く國王の物に非ざらむことなし。然るを、私に武威を張て、官軍を亡ぼし、王城を破り、朝へ上り天皇と取奉つて、此に違ひ奉り、王子居宮を國々に放したる體は、まことに其理に背けり。御孫子を見るに、これ程の理に背く事をしたまふ方とも見ざるに、如何なる故かえ、御孫の改行に不思議にも

二 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇六

相違上人はわたる日平時神

痛はしく存する」と、奉時を痛責した。奉時は涙を流して、後鳥羽上皇が輔東を亡ぼさんと御金の改れ聞えたる時、女御時が呼んで、如何野ふべきかと問うたのに、奉時は答へて、「國東邊なきに御を置らんことは、偏に朝廷の御儀なり、然れども、一天皇に王土に非ざらむことなし。されば我申さんは理に背けり。しかし、一たびは降参して、國東の邊なきに御を置申すべし」と申したるに義時が、「是れ私に非ず、天下人民の爲なり。君を護り奉るに非ず、君に申進むる臣の惑行を聞する故なり、急ぎ上るべしと申したるにより、之に聞ひたす、因て八幡大菩薩三島大明神に願を立て、此度の土着理に背けば、皇に奉時の命を召されて、後生を助けたまへ。若し天下の助けとなり、人は安すべしならば、備を置れたまへ」と、皇と天に任せたり。その後、ひたすら政道私なく、萬民保育のみをこれ行ふ。今御孫

の御を承つて、威儀整ひ難し」といふ話である。この回答の如きは、當時藤原并ひなき奉時に對して、果してかくの如き子さびしき御を置し難か否や疑はしいといふやうな事であつたのであるが、奉時は、奉時に對する御儀の厚かつたこと、その種類や關係より考案して、かくの如き事はありさうな事であるといふことと確かめたのである。その事は其に之を記したものがあつた。

奉時等の遺言傳記が、北條時相に政權奉還を勧めたといふ話が傳はつて居る。これは義堂國信の『宗廟日工集』に出て居ることである。『日工集』といふのは、『日用工次集』の簡稱で、義堂國信の日記である。空室は義堂の號である。義堂國信は足利義滿の厚い御依を受けた人で、當時最も高格の知事あり、その名前に接をなすし有様は、この『日工集』の中、對る所之を讀し得るものがあるのである。日用工夫といふは、商者たるもの日々の事作意は、即ち日々の業纏に同じく、毎日工夫を凝らして居る譯であるといふので、自分の日記のことを『日用工夫集』と稱したのである。

その『日工集』の永徳元年九月二十五日の條に、足利義滿の所へ義堂と國信守の太清宗清とが参つた。さうして義滿と密話して、天子の政事の事に及んだ。時に義滿が参つて曰く、「真一變あらば、天下を覆てんと欲すること、當に奉平長老の平氏を勤むるが如くなるべし」と申した。即ち義滿が、若し真一變があつたならば、天下を覆てんと欲することは奉平の長老即ち蓮元禪師が、平氏即ち北條時相に勧めたやうにしようと思ふ、といふことを申した。そこで、義堂と國信とが之に賛成をして、懇めて曰く、「世を見ること難履の如くす、足即ち安樂此入の基なり」と言つた記事がある。これで見ると、その頃、將軍義滿なり、義堂なり、

三 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇七

の住蓮秋が今に石河本八幡宮古文書の中に保存せられて居る。それには、初めて所領の御孫を記し、次に僧徒に關し出仕し得べき人員と、その武勇奉養等を記してある。その趣意は「向自分は年八十五で、行步すること難はず、殘念ながら出仕できなむ。嫡子越前守、名は永秀、年は六十五、之には弓矢長任あり、命に應じて萬國征伐に出かけます。同じく子忠輝五郎、名は經秀、年は三十八、之にも弓矢長任あり、一足あり、義經又二郎、名は秀南、年は十九、之にも弓矢長任者二人あり、彌二郎高秀は、年四十四、之には弓矢長任者一員、名は一足者一人あり、此等四人の者、御下知に任せて、臣軍世します」といふのである。西向が身願船に及んで行步に難むにより、六十五歳になる嫡子忠下が、御つて召集に應じようといふ、その意氣の壯なることは、六百餘年の下、討は備兵をして起たしむるの數ありといふべきである。

同じ頃に、また北山家といふ所の御園であつた足利氏といふもの、これは後家で、その土屋の御園の権利を有して居たものであるが、これがまた異國征伐の供養に關し、自分は女の身の出仕することかなはぬに、子忠三郎光東と子の久保二郎會保といふ二人を遣し、夜を以て日に續ぎ働かせしめする」といふ注進狀を出して居る。婦人ですら、この意氣込で

四 奉時代より鎌倉時代に至る

三〇八

て、神代中其を忍びし。之によつて、楠木正成、北畠親房以下多くの誠志の士を出して、ことに日本精神はまたその光を輝かし、後世に至るまで大なる影響を遺した。この前後に現はれた多くの忠臣は、日本精神の體現として、後世に向つて身自らその徳と取れたのであるが、中には北畠親房の著した「神皇正統記」は、文字を以て日本精神の粹を示した。

天照大神の神勅の如きも、「日本書紀」に見え、又「古事記」阿古治治定にもあるけれども、書方が冥々になつて居る。之を神皇正統記はよくまとめて、更にその意を擴充し、之を明確にした。後世神勅のことをいふもの、多く「神皇正統記」を以て本とし、之を敷衍するものが多い。この點より見て、この書は、殊に功績の著しいものがある。然るに中興の意は、政治上經濟上、各種の改革した原因が相附屬して不幸にも失敗に終つた。

既にして室町幕府の使となつて、皇威も衰へ、日本精神は益だしき不振に陥つた。それの反映として、足利義滿以下後代將軍の中ただ一人の義持を除くの外、その外國に對する態度は、實に暗黒すべきものがあり、益だしき種族外交に終始した。

この譯にあつて、五山僧侶の中には、少しく氣概を有するものがあつた。義滿の國辱外交によつて、當時有名な學者道應周鳳が、その著「吾國實記」の中に批評していへることによつて、近頃朝へ進す國書に、彼國の年號を考くのは宜しくない。我國に年號のあることは、支那の文物にも多く出て居る事であるから、彼國の儒學のものは、この事を知つて居るであらう。然らば則ち當に我國の年號を用ふべきである。若し然らずば、余も年號を考かないで、華字支のみを考くが宜しからう」と言つて居る。更に義滿が王を稱し、明に對して臣と稱した事によつて、「我國から我國の君相を以て王とするは、蓋し極尊の義であつて、必ずしも之を廢すべきでもないが、往へ還る國典の中に、自ら臣と稱するは、我國の君を用ふることに成るのであるから宜しくない。又臣の字を用ふるのも宜しくない。臣は臣と稱すべきは「日本國」の下に臣位を置き、その下に、武と諱との間に、朝臣の二字を附いたならば宜しかろう。之は古字は我天皇に屬するのであるから、以て外國に於たるの禮と違ひるのである」と論じて居るのは、亦く名分を辨へて居るといふべきである。

その後足利義滿が明へ國書を送るに當り、その書式について議論があり、結局支那の書式を用ひた。その時、國書と稱した再傳信書は、その文中に、「秋永天皇、惟日臨、天下春風、和氣同仁、普風、東西」と記した。これは海上對馬の境を述べたものであるけれども、意外に於て兩國の上下定むべからざるの意を寓したものである」と、周鳳は「吾國實

記」に於て説明して居る。

ついで將軍義隆の時代、使を明に遣はした。この時の國書は、周鳳が之を作つた。その文に、「貴國北流、一清以生、上聖、白身商賈、其中以養、皇國」と書いた。再申といふのは、この時、明の使節附じて、英宗が再び帝を讓んだので、この語を用ひたのであるが、周鳳は自らこの文を解して、「これには少しく寓意がある。それは貴國が西に出で北に歸するは、我國に相安するの心あるが如くである。日が東に出で、後化復むは、我國の光が後化復むのである。彼方より此方を指して東海といふ、而して我國は日本と號し、又日域といひ、日東ともいふ。即ち日を以て、我國に屬するは、決して誤るものにあらず」と、のべて居る。日本の光が後の國を照らすといふのである。かやうな文の中に氣概を寓して、ひそかに自ら慰めたので、劉か藤神度やうな疑もあつたが、しかしここにも日本精神の、微かながら心中に湧き出づるを認めなければならぬ。

周鳳はまた「吾國實記」の序に於て、當時我が國の學徒が、支那天皇の事には進じて居るが、日本の事には甚だ精細いことを歌じて、「吾國、六國史の書有と雖も、國を識む者鮮し、彼に本國の事を知る者幾ど希なり、究ちを檢てて遺をを取る、事と考ふる想かちんや」といつて居る。實際その頃の學徒といはれる者が、日本歴史に疎かつたことは、疑くべきものがある。學問といへば、則ち漢學であつた。隨つて支那の事は知つて居るが、日本の事は知らぬといふ風であつて、皆も近頃まで學問といへば、西洋の事は知つて居るが、日本の事は知らぬものが多かつたと同じやうな譯である。この風は、江戸時代に入つてもやはり同じであつて、新井白石の事を、八代將軍吉宗が、室鳩巢氏、白石は如何の學者かと尋ねた。鳩巢は之に答へて、白石は漢學のものである、普通世間の學者は、支那の事にのみ詳しく、日本の事には暇いが、白石は本朝の歴史制度にも進じて居て、博識のものであると答へたといふことがある。日本の事に進じて居るのが珍らしかつたのである。江戸時代に於てまへへの通りであるから、室町時代の五山僧が、日本歴史に暇かつたのは、事々當然であらう。周鳳は之を慨歎して、自ら國史を究め、「神皇正統記」によつて、上古以來の事を録して、之をその著「吾國實記」の初めに載せたのである。

さて室町時代に流行した余若詩の中に、「大日本記」といふのがある。その題名が既に國は神代を現はすものであるが、その詩の詞に於ては、國の起りを説き、天皇は崩しと雖も、月を夜るに依て丹國といひ、唐土も崩しと申せども、星をかなだるに依て室且國といふ、

又支那と清和朝に於て、その前知條件の第一條には、支那皇帝の廟宮を日本天皇の紀に上ることとある。これは實例的に見れば、あまり重要な條件ではない。條件の最も重要なものは第二條にある。即ち聯合を要するといふことは、國民の經濟生活にとつて、最も必要なことであつた。それにも拘らず、先づ其先に朝廷の事を第一に置いて、皇室と天皇の紀に上らしめるといふことを條件にしたのは、ここに秀吉の帝王心の著しいことが見られる。

尙ほ秀吉の帝王心については、一つの興味深い話が傳はつて居る。天正十四年二月二十三日、（この日は豊後守に於て）、またその年の真意も、この日、秀吉参内して、その歸途に鹿かに櫻の標花を執りて、その驚しさにしばし恍惚たる有様であつた。正親町天皇之を聞召され、後に時使を遣はされて、花一枝に御製と部へて國はつた。

たちよもし色香ものこる花づかちちらで流井の春や風ねべき

との御製と評して秀吉は、時使を御待たせ申し、たちどころに御返歌を申上げた。

忍びつゝ霞とくもにながめしもあらはれけり花の木のもと

秀吉が歌の端が相當にあつたといふことは、種々の材料によつて證明せられることであるが、この歌の如きもまたその一例である。この事が内外に傳はつて、時の親王門閥以下公卿等が之に唱和して、當時秀吉の祈禱であつた根本長壽正良、その御前が後に豊秋公の御手紙に引かれた、所謂五松林の詠がそれを寫して一巻に依つたものが傳はつて居る。その巻物は、日本橋三井銀行の隣、久松木家に藏せられる。またその事柄は、武中女官の日記（御前殿上日記）にも記されてある。この話の如きは、如何にも傳説的な事實で、その花を摘めた動物、和歌を詠じた心持が、秀吉その人を畫中の人物に化せしめるやうに思はれると共に、首原和歌の疑はしき御孫子が思ひやられ、ゆかしい趣味のある話である。

今一つ、秀吉が帝王心の草かつたことを見るべき、即ち風物な話がある。秀吉が武官の少し前、慶長三年三月十五日、（この日は豊後守に於て）、二十三日、辰間に於て聞いた花見の宴は、陸奥の山上山下數十町に亘つて催された園遊會の如きもので、實に秀吉以後の遊樂を越したものであつた。この山には、舊て花山天皇、後白河天皇、後鳥羽天皇、後宇多天皇の行幸ありせられた事があるによつて、御幸山と名づけられてあつた。然るに今、秀吉が若くは陛下に當つて、御幸山では遊れ多いと云ふので、特に改めて深雪山と稱した。そこで秀吉は一首の歌を

詠じた。

あらためて名どかへて見え深雪山うづもる花もあらはれにけし
うづもる花といふのは、その行幸の故事が長く傳もれて、知られずに居たが、今現はれて明かになつたといふので、それを深雪に花の理もるといふの花かけたのである。この話の如きも、亦秀吉が如何に皇室に對して尊崇の念の深かつたかを知るべき一例である。この歌をしるした秀吉自筆の原書が、今陸奥三寶院にあり、國寶に指定せられてある。

右の如く、この時代には、國體論念の發達顯著なるものがあつた。之に伴うて、國民の自主的精神も著しくなつた。秀吉が朝鮮及び支那征伐七兩年の戰爭は、その氣運の盛れたものである。精神しむくは、この戰爭は國力と共に、内外の情を結せず、國に表を用ひたといふ調がある。爲めに文藝の役にも、初めの内は求むる所、朝鮮入寇を疑懼し、今にも支那に攻め入らんばかりになつたが、後にはさほどに数はなくなり、その勢も水くつづかず、慶長再渡の役には、數々の日にあひ、水軍は敗れ、陸軍は弱たれ、兵敗れ皆怖み、實に國體たるものであつた。始めは陸軍の如く、終りは水軍の如くであつた。

之を文永・弘安の時に比するに、かの時には蒙古の軍勢に會ひ、已むを得ずして立つた。ここに國民は必死となり、其の舉國一致の姿が現はれた。故に老幼男女を問はず、憤然として起つた。「實石公三略」に、「夫れ我は不祥の器なり、天誅之を蒙り、已むを得ずして之を用ふる、是れ天運なり」とあり。文永・弘安の役には、天運我にあり、天誅の存する所、何物か之に敢せん。然るに文永・慶長の朝鮮陣に於ては、實に全く異なり、文永・弘安の時に於けるが如く舉國一致の姿は見られない。何故であるか。これは秀吉以下武將等の強であり、國民の戦ではなかつた。已むを得ざるに立たないといふのではなく、國民の死生に關するといふのでなかつた。故に一般國民の固に於ける敬懼心は、さほどではなかつた。抑も此に於ては兵を好むといふもの、「司馬法」に所謂「國大なりと雖も、兵を好むときは、必ず亡ぶ」といふものであつた。史料の論よりいへば、文永・弘安は古いだけに、その戦に關する一般材料の存するものが少い故ならず、尚ほ且つ老幼婦女に至るまで國民奮起の状を示す材料の多く存することは前に述べた通りである。文永・慶長の戦には、その戦に關する一般材料の存するものは多いのであるが、國民の道徳心に關する材料は、殆んど稀である。これ朝鮮陣が式と讃すといふやうな批評をさへ受けた所以である。

然れども、從軍足利氏の用に對する積極的態度によつて朝鮮も如く我を斬つて居つた。朝

